

越 監 公 表 第 1 5 号

地方自治法第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人から令和元年度包括外部監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により次のとおり公表する。

令和2年（2020年）3月2日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 竹 岡 善 幸

越谷市監査委員 武 藤 智

越谷市監査委員 島 田 玲 子

令和元年度

越谷市包括外部監査報告書

業務委託に関する事務の執行について

令和2年2月

越谷市包括外部監査人

公認会計士長田慶洋

目 次

I. 包括外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
3. 事件を選定した理由	1
(1) 金額的な重要性	1
(2) 質的な重要性	1
(3) 地域の経済社会への影響	1
(4) 改善可能性	1
4. 包括外部監査人及び補助者	2
5. 包括外部監査の対象部署・対象期間・実施期間	2
(1) 対象部署	2
(2) 対象期間	2
(3) 実施期間	2
6. 監査の着眼点	3
7. 監査の主な手続	3
8. 「監査の結果」と「意見」	4
9. 利害関係	4
II. 全般	5
1. 市の財政の状況	5
(1) 越谷市の財政の現状	5
(2) 今後の財政の見通し	10
III. 公共部門の外部委託の法律的側面	11
(1) 契約とは	11
(2) 外部委託の法的位置づけ	12
(3) 単年度主義と契約	12
(4) 競争入札と随意契約	13
(5) 外部委託に関する越谷市の条例・規則	16
IV. 越谷市の外部委託の全般的分析	23
(1) 委託料の年次推移	23
(2) 部局別の分析	24
(3) 業務内容の分析	25
V. アンケート結果の分析	45
(1) アンケート調査の概要	45
(2) 契約全体のアンケート分析	47
(3) 随意契約	50
(4) 一般競争入札	70
(5) 指名競争入札	72
VI. 各論(個別テストの監査結果)	75
1. 監査要点とチェックリスト	75
(1) 委託業務の設計	75
(2) 選定手続の選択	75
(3) 選定手続の実施	76
(4) 選定結果	76
(5) 契約額	77
(6) 執行管理	78

(7) 契約変更	78
(8) 委託以外の支出	78
(9) 再委託	78
(10) 実施後の評価	79
(11) もとの事業の必要性	79
(12) 委託の網羅性	80
(13) 改善行動	80
2. サンプルングの方法	81
(1) サンプルングの基礎データ	81
(2) サンプルング基準	81
3. 個別テストの監査結果	81
(1) 内部事務システム構築業務委託（平成 30 年度分）	82
(2) 市税電算委託	84
(3) 住民情報電算委託	87
(4) 新地域イントラネット保守委託（長期継続契約）	89
(5) 庁舎清掃業務委託契約	92
(6) 越谷市新庁舎建設実施設計業務委託	96
(7) 北部市民会館清掃業務委託（長期継続契約）	98
(8) 越谷市固定系デジタル防災行政無線詳細設計業務委託	100
(9) 生活困窮者自立相談支援事業業務委託	102
(10) 生活困窮者子どもの学習支援事業	105
(11) 被保護者就労支援事業業務委託	108
(12) 越谷市障害者等相談支援事業業務委託	111
(13) 越谷市コミュニケーション支援事業委託	114
(14) 障がい者就労支援事業委託	116
(15) 成年後見事業委託	119
(16) 越谷市助け合いの仕組みづくり事業（高齢者の居場所づくり事業）運営事務委託	121
(17) 可燃物収集運搬業務委託	124
(18) リサイクルプラザ資源化施設運転管理等業務委託	134
(19) 測量業務委託（30-1）	136
(20) 4 級基準点及び境界線測量業務委託	138
(21) 用地測量業務委託（健康福祉村大袋線）	140
(22) 橋梁補修設計業務委託（念佛橋外 4 橋）	142
(23) 橋梁耐震設計業務委託（堂面橋）	145
(24) 増森工業団地調整池設計業務委託	147
(25) 千疋幹線排水路整備に伴う測量業務委託	149
(26) 大場落し排水機場等維持管理業務委託（長期継続契約）	151
(27) 駅前広場等清掃業務委託	153
(28) 公園清掃委託	157
(29) 測量業務委託（（仮称）記島河原公園）	160
(30) 科学技術体験センター管理運営等委託	162
(31) 大道遺跡発掘調査測量等業務委託（第 3 調査区）	166
(32) 越谷市立川柳小学校増築工事設計業務委託	168
(33) 学校給食配送車運行業務委託	170
(34) 越谷市立小中学校外国語指導事業委託	174
(35) 学校系サーバ機器等 I D C 業務委託（長期継続契約）	176
(36) 校内系小学校 I D C 業務委託（長期継続契約）	179
VII. 監査結果のまとめ	182
1. 全庁的に共通する事項	182

(1) 随意契約の乱用	182
(2) 随意契約事務の指針	186
(3) 複数見積りを徴求できる仕組み作り	188
(4) 公募型プロポーザル方式による随意契約の規程	189
(5) 競争入札の予定価格に関する規程の整備	190
2. 検出事項一覧表	191
VIII. 「監査の結果」と「意見」の一覧表	193

本報告書における表記

1. 金額の表記

本報告書の金額表示は、原則として千円未満を切り捨てて表示している。このため、表中の金額を合計しても、合計欄が一致しない場合がある。また、％は、表示未満四捨五入して記載している。

I. 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

業務委託に関する事務の執行について

3. 事件を選定した理由

(1) 金銭的な重要性

少子高齢化の進展や生産年齢人口の減少に伴う社会保障経費の増加や市税収入の減少など越谷市においては、今後、さらに厳しい財政状況となることが懸念される。これを踏まえ、平成 30 年度の予算ベースで歳出を見てみると、委託料は 95 億円となっており、歳出総額 915 億円の 10.5%を占めている。扶助費 252 億円、負担金補助及び交付金 91 億円と並んで一般会計予算における委託料の金銭的な重要性が高い。

(2) 質的な重要性

① 法令上の原則と例外の逆転

外部委託に関する法令上の原則は競争入札であり、随意契約は例外的に認められる。しかし、一般的には、法令上の原則と例外が逆転している可能性が指摘される。

② 公共部門にとって市場に接する稀な領域である。

公共部門は、市民に必須のサービスを提供しているが、民間企業に比べ顧客による選別、評価は身近なものではなく、市場・競争メカニズムが有効に機能していない可能性も想定される。

(3) 地域の経済社会への影響

越谷市の平成 30 年度における総額 95 億円の委託料予算は、個々の契約でも地域の中小企業からすれば少額ではない。市による事業者選定が長期・固定化し、既存事業者や未受注事業者が競い合い体質を強化する機会を失えば、地域経済の発展を阻害する恐れもある。

(4) 改善可能性

競争入札によるか随意契約によるか、また、見積書の徴求事業者を決めるのは市であり、市の意思決定次第で事態を改善できる。

金銭的にも質的にも重要な越谷市の業務委託について、その内容を特定の部署に限らず横断的に把握するとともに、業務委託に係る事務の執行について、合規性の観点に加え、経済性や効率性・有効性、公平性、適切な事業評価の観点から監査を実施し、改善を要する事項がないかを検証することは、市民利益に有用であると判断し、監査テーマとして選定した。

以上

4. 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人	公認会計士	長 田 慶 洋
補助者	公認会計士	佐久間 仁 志
同	同	中 井 真 人
同	同	藤 原 拓 也
同	同	池 田 博 行
同	同	小 林 正 和

5. 包括外部監査の対象部署・対象期間・実施期間

(1) 対象部署

原則として、平成 30 年度に「委託料」を支出したすべての所管部署を監査対象とした。

(2) 対象期間

平成 30 年度（平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで）とする。なお、必要に応じて監査時点における状況及び平成 30 年度以前の年度についても対象としている。

(3) 実施期間

平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 2 月 13 日まで

6. 監査の着眼点

包括外部監査の主な着眼点は以下のとおりである。

- ・ 委託事務が法令、条例、規則、契約手引き等に準拠して実施されているか
- ・ 業務を外部委託化することに合理性は認められるか
- ・ 一者見積り（随意契約）に合理的な理由があるか
- ・ 委託業務の内容は定期的に点検され、仕様内容等の見直しが行われているか
- ・ 予定価格及び契約価格は委託業務の内容に照らして適切に積算された金額であるか
- ・ 契約手続や入札結果は情報公開を通じて透明性が確保されているか
- ・ 事業者選定に当たっては市内事業者育成に配慮しつつ、競争性が確保されているか
- ・ 委託業務の履行状況は適切にモニタリングされているか
- ・ 委託業務の効果は事前又は事後的に検証され、評価されているか

上記の項目の適切性は、「合規性」、「経済性、効率性、有効性」、「公平性」、「適切な事業評価」4つの視点から検討した。

	視点	内容
1	合規性	業務委託に係る支出に関する事務手続が、関連諸法令に準拠し、適正に執行されているか
2	経済性、効率性、有効性	業務委託に係る事業のサービス向上、経費削減努力は十分であるか 業務委託に係る事業の支出は適切な水準であるか、効果的な支出がなされているか
3	公平性	業務委託に係る事務の執行は、公平に実施されているか
4	適切な事業評価	業務委託に係る事業に対する的確な評価を行い次の事業の見直しを行う仕組み、いわゆる PDCA サイクルが整備されているか

7. 監査の主な手続

監査で実施した主な手続は次のとおりである。

- ・ 外部委託の契約事務を実施している総務部契約課から説明を受ける。
- ・ 外部委託を行っている所管部局にアンケート調査を実施する。
- ・ アンケート調査結果に対し分析的手続を実施する。
- ・ サンプル抽出した個別契約について関連する伺書、決裁文書、議事録、評価表等の書類を閲覧する。
- ・ 外部委託を実施している各課の責任者や管理者への聴取等により現状を把握し、課題となっている事項や検討すべき事項を探る。

8. 「監査の結果」と「意見」

上記の監査手続を実施した結果、報告すべき事項については地方自治法第 252 条の 37 第 5 項〔包括外部監査人は、包括外部監査契約で定める包括外部監査契約の期間内に、監査の結果に関する報告を決定し、これを包括外部監査対象団体の議会、長及び監査委員並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出しなければならない〕に基づいて「監査の結果」として記載した。

また、包括外部監査人として「監査の結果」に添えて意見を提出する事項については地方自治法第 252 条の 38 第 2 項〔包括外部監査人は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該包括外部監査対象団体の組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる〕に基づいて「意見」として記載した。

9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、市と包括外部監査人（包括外部監査人補助者を含む）との間には地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

Ⅱ. 全般

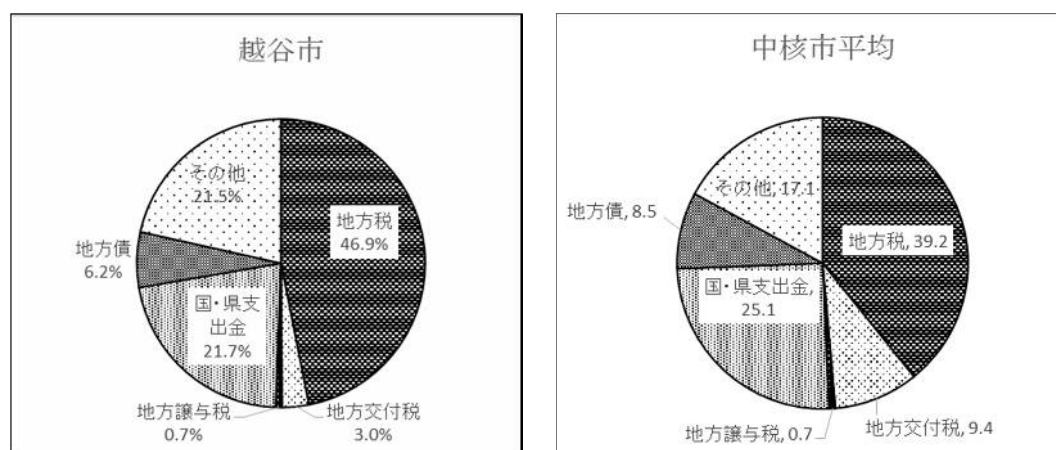
1. 市の財政の状況

(1) 越谷市の財政の現状

① 歳入

- ✓ 中核市平均と比較すると、市税の構成比が高く、地方交付税構成比が低い。
- ✓ 市税の構成比は 46.9%(中核市平均 39.2%)であり、歳入に占める市税収入が多い。
- ✓ 地方交付税の構成比は 3.0%(中核市平均 9.4%)であり、地方交付税への依存度は低い。

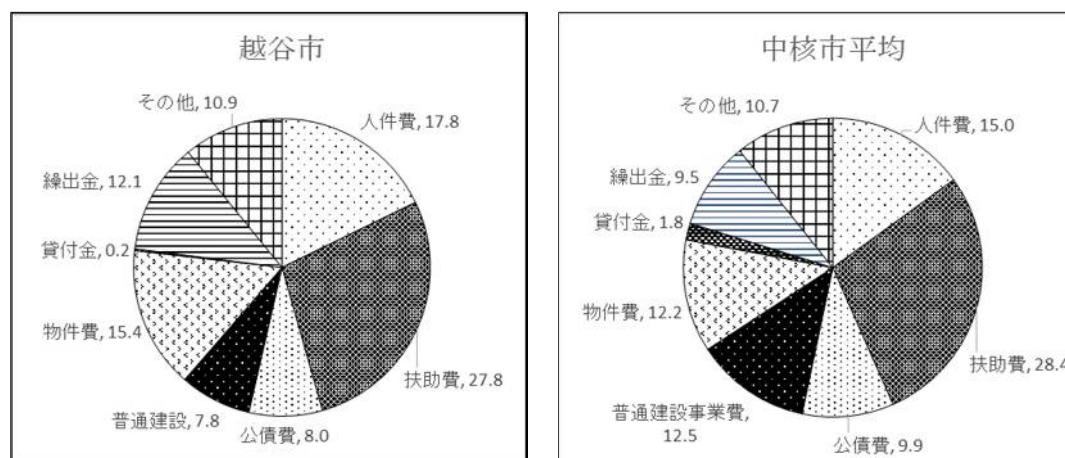
【平成 30 年度決算 歳入構成比】(単位：％)



(出所：総務省資料、越谷市決算資料(平成 30 年度))

② 歳出

- ✓ 義務的経費(人件費・扶助費・公債費)の構成比が高い。
- ✓ 扶助費の割合が 27.8%で最も高い。
- ✓ 高齢(65 歳以上)人口割合の上昇により今後も扶助費増加が見込まれる。



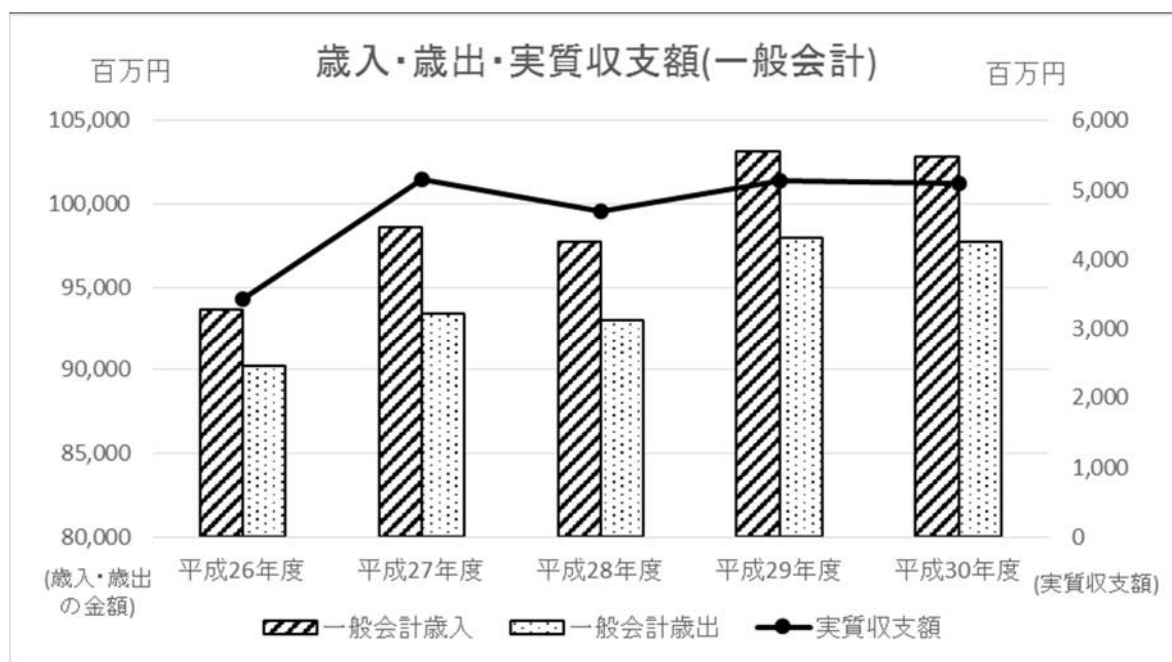
(出所：総務省資料、越谷市決算資料(平成 30 年度))

※監査時点での総務省の開示情報は(中核市平均)平成 29 年度決算に基づいている。

越谷市の歳入・歳出情報は平成 30 年度の数値を使用している。

③ 歳入・歳出の推移

越谷市の平成 26 年度から平成 30 年度までの決算における一般会計歳入・歳出・実質収支額の推移は次のとおりである。



(出所：歳入歳出決算書、事業別決算説明書より監査人が作成)

平成 30 年度の歳入から歳出を引くと約 51 億 3,751 万円の黒字になっている。このうち、翌年度に繰り越すべき財源（約 4,106 万円）を除いた実質収支は約 50 億 9,644 万円の黒字となっている。この実質収支は、平成 26 年度からの 5 年間をしてみると、概ね 34 億円から 51 億円のあいだで推移している。しかし、「越谷市の財政事情(平成 30 年度版)」によれば、今後は少子高齢化への対応や公共施設等の老朽化対策などへの支出の増加が予想されることから、安定した財政運営のため、引き続き事務事業の見直しや、職員定数の適正化を図るなど行財政改革に努めていかなければならないとしている。

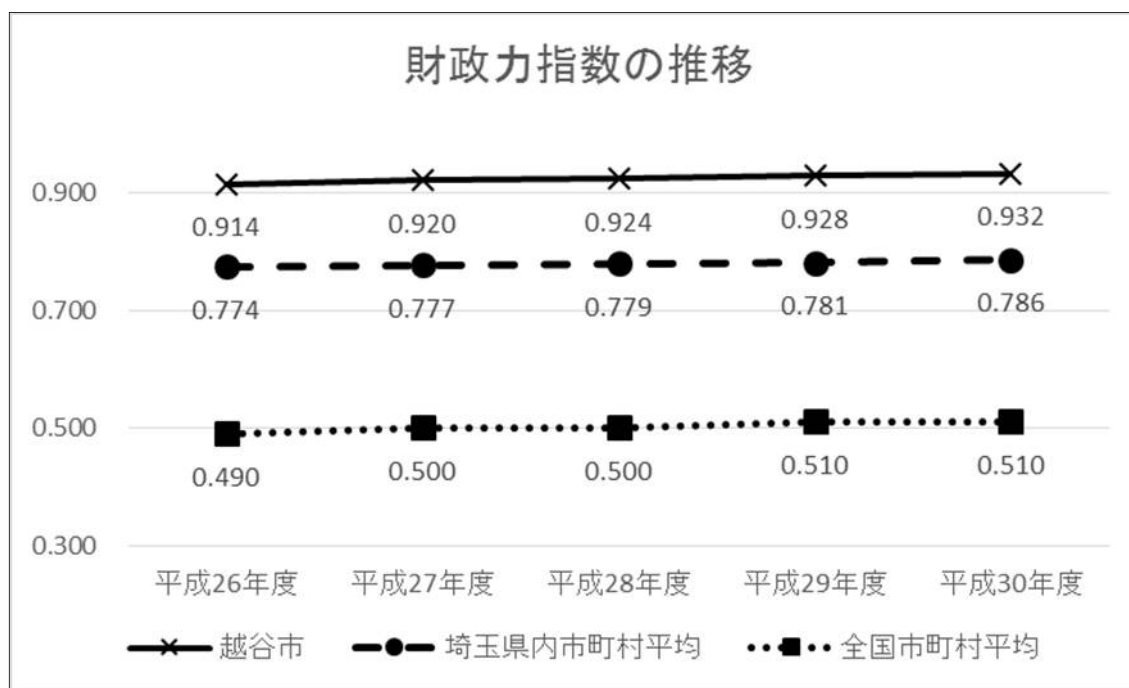
(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
【歳入】					
市税	46,748,490	47,132,873	47,968,863	48,276,134	48,815,895
国庫支出金	13,273,183	15,324,757	16,120,742	16,951,899	16,066,335
市債	7,282,100	6,610,700	6,088,300	8,924,800	5,859,000
県支出金	5,117,052	5,184,829	5,332,295	5,814,373	5,781,010
地方消費税交付金	3,098,321	5,171,071	4,724,878	5,082,925	5,709,598
繰越金	4,351,547	3,463,072	5,184,436	4,759,893	5,160,932
繰入金	2,095,012	1,600,000	1,603,959	2,310,555	4,653,320
地方交付税	3,520,678	3,759,178	3,342,087	3,303,729	3,146,569
諸収入	3,991,914	5,588,011	2,856,698	2,842,223	2,783,398
使用料及び手数料	992,986	1,774,139	1,750,836	1,772,336	1,795,125
分担金及び負担金	1,267,654	742,669	836,002	943,181	973,704
地方譲与税	682,853	719,877	716,525	714,636	725,562
地方特例交付金	293,799	292,812	311,180	339,264	386,398
自動車取得税交付金	133,377	217,974	226,976	297,847	310,237
配当割交付金	358,306	278,697	183,757	245,490	200,289
株式等譲渡所得割交付金	219,473	282,417	112,006	268,619	184,542
財産収入	125,001	367,371	293,824	165,410	169,494
利子割交付金	79,030	68,835	44,122	71,342	71,978
交通安全対策特別交付金	48,489	52,315	49,024	46,538	42,587
寄附金	7,689	14,474	15,840	14,542	14,220
一般会計歳入(A)	93,686,954	98,646,071	97,762,350	103,145,736	102,850,193
【歳出】					
民生費	38,069,955	40,982,213	42,516,750	44,789,732	44,635,971
総務費	10,622,304	9,832,396	10,160,298	10,298,631	12,953,238
土木費	9,873,440	9,712,614	10,251,211	9,334,340	10,287,297
教育費	8,755,770	8,975,055	9,158,773	12,452,980	9,187,526
衛生費	9,738,297	11,026,388	7,869,383	8,091,426	8,276,595
公債費	7,756,709	7,184,319	7,138,824	7,058,391	7,095,943
消防費	3,111,040	3,491,961	3,802,129	3,933,414	3,269,125
商工費	735,873	1,079,484	610,557	508,858	453,476
議会費	536,732	552,671	567,223	561,706	546,034
諸支出金	467,220	122,366	302,237	369,619	403,273
農林水産費	496,418	441,917	566,701	528,216	539,594
労働費	60,124	60,251	58,372	57,492	64,608
一般会計歳出(B)	90,223,882	93,461,635	93,002,458	97,984,805	97,712,680
差引額(A)-(B)	3,463,072	5,184,436	4,759,892	5,160,931	5,137,513
翌年度に繰り越すべき財源	22,372	30,900	64,903	33,811	41,066
実質収支額	3,440,700	5,153,536	4,694,989	5,127,120	5,096,447

(出所:歳入歳出決算書、事業別決算説明書より監査人が作成)

(注) 歳入、歳出項目は平成 30 年度の金額順に記載している。

④ 財政力指数



上記データは以下の資料から引用している。

- ・越谷市の財政事情(平成 30 年度版)[平成 26 年度～平成 29 年度]
- ・総務省ホームページ[平成 30 年度]

他市との比較

	越谷市	県内市平均	県内市順位
平成 30 年度	0.932	0.867	10/40
平成 29 年度	0.928	0.862	10/40
平成 28 年度	0.924	0.860	11/40

(出所:越谷市の財政事情、総務省ホームページ)

越谷市の財政力指数は、平成 29 年度は 0.928 で、平成 30 年度は 0.932 と 0.004 ポイント上昇したものの、1 を下回る財源不足団体となっている。県内市町村平均 0.786 と比較すると 0.146 ポイント上回っており、市だけの平均 0.867 と比較してもやや高い数字となる。

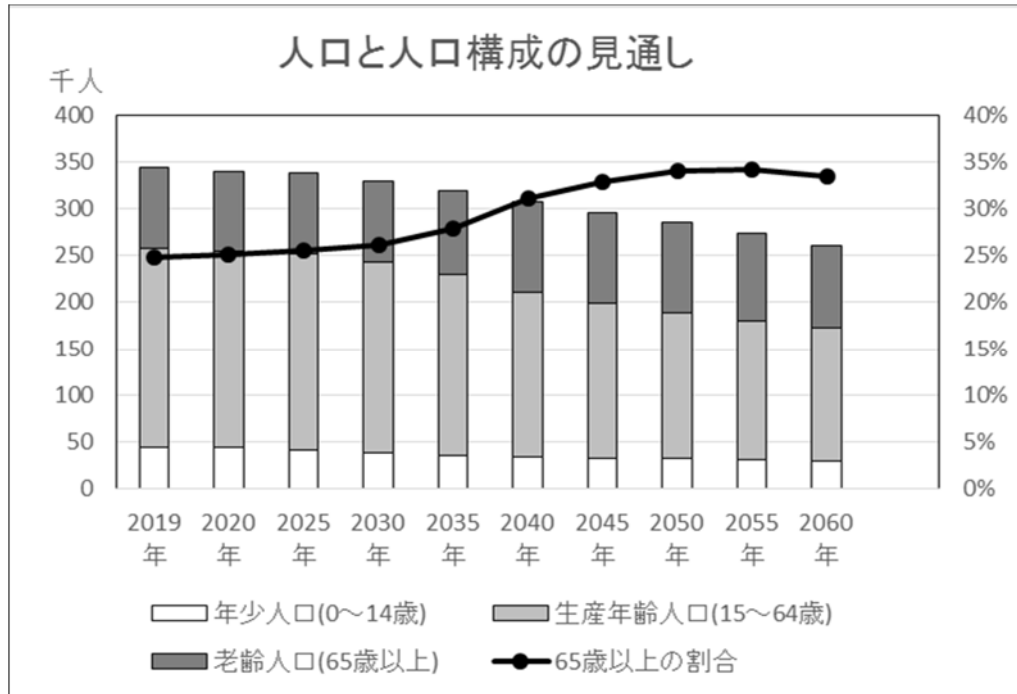
財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去 3 年間の平均値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

(総務省ホームページより)

⑤人口

- ✓ 2019 年 4 月 1 日現在の人口は約 34 万 3 千人である。
- ✓ 2019 年 4 月 1 日現在の 65 歳以上の割合は 24.8%である。
- ✓ 2040 年には人口 30 万 6 千人、65 歳以上は約 31%と予測される。



(出所:政策課提供データを監査人が加工)

現状の人口と人口構成の見通しから以下のような財政的な影響が予想される。

- i) 人口の減少、生産年齢人口の減少により市税収入が減少する。
- ii) 人口の減少により地方交付税が減少する。
- iii) 高齢人口比率の上昇に伴い社会保障費が増加する。

越谷市では厳しい財政状況が続くことが想定され、地方自治法第 2 条が求める「最少の経費で最大の効果を挙げる」重要性がより高くなっていくと思われる。

(2) 今後の財政の見通し

今後の財政について、「第6次越谷市行政改革大綱」は次のような見通しを示している。

景気の低迷が長期化する中、我が国の長期債務残高は国、地方を合わせて、1000兆円を超えている。少子高齢化による人口構成の構造的変化等を鑑みると、この先の財政運営は一層厳しさを増す。少子高齢化の進展や生産年齢人口の減少に伴う社会保障経費の増加や市税収入の減少など厳しい財政状況が続くことが懸念される中で、市政を持続的に発展させるため、引き続き、歳入の拡大と歳出の縮減を図りながら、最少の経費で最大の行政効果を上げる。

①健全財政の堅持

「出を抑え、入りを増やす。」は、財政運営の普遍的な原則である。徹底した「経費の縮減」と「財源の確保」によって健全な財政を堅持し、将来にわたり、持続可能で安定的な自治体経営を推進する。

②経費の縮減

経費の縮減は、行政改革の核となるものであることから、常に意識し創意工夫によって最大限の結果を出せるよう、業務点検を徹底する。その際には、経費縮減によって市民サービスの質の低下を招かないように十分留意する。

③民間活力の積極的活用

昨今の公共市場における民間参入の動きは、景気の刺激に役立つことから、行政にとっても歓迎すべきものである。また、業務の外部化は、経費が削減されるという直接の効果のほか、受注業者に支払われた委託料は、業者やそこで働く労働者からの納税という形での一部が行政にリターンするという副次的な効果が期待できる。

民間が持っている資金、人材、知恵、情報、ネットワーク等の有効・有益な資源を積極的に活用することで、財政負担の軽減を図り、多くの市民のニーズに応えていく。

Ⅲ. 公共部門の外部委託の法律的側面

本章の目的

監査対象とした委託料には、契約に基づく支出、指定管理者に対する支出や保育料等の措置費支出が含まれている。主な支出項目である自治体の契約における法律的側面を記載する。

(1) 契約とは

①契約の定義とその成立

契約とは、二人以上の当事者の意思表示の合致によって成立する法律行為である。

契約は、申込みの意思表示と承諾の意思表示の合致によって成立する。申込とは、当事者が行う承諾があれば契約を成立させることを内容とする意思表示をいう。

民法上の契約については、当事者による意思表示の合致のみで効力が生じるのが原則とされているが、自治体の契約については、業務の適正な履行を確保するとともに、受注者との後日の紛争を防止し、自治体の不利益となることがないように、原則として契約書を作成することとしている。また、契約書を作成する場合には、当事者の記名押印により、当該契約が確定するとされている。

②契約自由の原則とその制限

契約に関する民法上の大原則に契約自由の原則がある。締結する契約は当事者の自由であるとする原則である。ただし、この原則の制限として、民法は第90条で「公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は無効とする」と規定している。強行法規違反も含めて、公序良俗違反を契約自由の原則の例外としている。

③公法上の契約と私法上の契約

契約には、公法上の契約と私法上の契約がある。公法上の契約は、公法上の効果の発生を目的とする当事者間の意思の合致により成立する法律行為をいう。公法上の契約は、根拠法がある場合に限り成り立つ。一方、私法上の契約は、公法上の契約以外の契約であり、民法その他私法の適用を受ける法律行為をいう。自治体の外部委託は多くが私法上の契約である。私法上の契約は、あくまで自治体が私人と対等の地位で締結するが、自治体の公共性に鑑み、地方自治法は第234条以降で規定を設けている。

④民法上の契約の種類

民法は、13種類の典型契約を例としてあげている。そのうち、他者から受ける役務提供に関連するものは、次の通りである。

- (ア) 請負契約
- (イ) 雇用契約
- (ウ) 委任契約
- (エ) 寄託契約

（２）外部委託の法的位置づけ

自治体の契約は、特に個別法の規定がない限り、私法上の契約と解される。このため、公共部門の外部委託も、（１）で記述した民法の規定が適用される。その内容は、個々の契約ごとに異なるが、多くは委託ないし準委託契約や請負契約に相当する。

（３）単年度主義と契約

自治体予算は、会計年度が独立しており、単年度主義が原則となる。また、自治体の契約は、法令または予算の定めに従うものとされている（地方自治法第 232 条の 3）ため、単年度契約が原則となる。複数年で契約するには、予算で債務負担行為をとして定めておかなければならない（地方自治法第 214 条）。

しかし、電気、ガス、水道の供給、電気通信役務の提供を受ける契約、不動産を借りる契約は、継続して役務提供を受ける必要があるため、これらの契約は、会計年度ごとに契約を更新せず、複数年にわたり契約する方法にも経済的合理性がある。そこで、単年度主義の例外として長期継続契約を認めている（地方自治法第 234 条の 3）。各地方自治体は、長期継続契約を締結できる契約を条例で定めるものとされている（地方自治法施行令（以下、「施行令」という。）第 167 条の 17）。

地方自治法

（債務負担行為）

第 214 条 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない。

（支出負担行為）

第 232 条の 3 普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。

（長期継続契約）

第 234 条の 3 普通地方公共団体は、第 214 条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。

施行令

（長期継続契約を締結することができる契約）

第 167 条の 17 地方自治法第 234 条の 3 に規定する政令で定める契約は、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものとする。

長期継続契約に関する越谷市の取扱いについては、（５）④「長期継続契約」で記載する。

(4) 競争入札と随意契約

地方自治法は、契約について次のように定めている。

第六節 契約

(契約の締結)

第 234 条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

地方自治法上、契約は一般競争入札によることが原則である。

指名競争入札、随意契約は、施行令が定める場合にのみ行うことができる。施行令の定める場合については、順に述べる。

①一般競争入札

(ア) 一般競争入札とは

一般競争入札とは、公告により不特定多数の者を誘引して申込を競争させ、その申込者から、自治体にもっとも有利な条件を提示した者と締結する契約をいう。地方自治法の原則的な契約方式である。

入札は、不特定多数者の入札への参加を求めるため、契約内容等を公告する必要がある（施行令第 167 条の 6 第 1 項）。また、入札時の契約金額は、当該契約に関して予定価格を定め、契約の目的に応じて予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする旨が定められている。

(イ) 資格要件

施行令第 167 条の 4 による入札の資格要件は、破産者等でないこと、不正の行為をなした者でないこと等である。また、第 167 条の 5 では、自治体による一定の資格要件の設定を認めている。

地方自治法施行令

第 167 条の 5 普通地方公共団体の長は、前条に定めるもののほか、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、これを公示しなければならない。

(ウ) 地域要件

さらに、施行令第 167 条の 5 の 2 は、事業所の所在地などにより、参加資格を制限することを認めている。

地方自治法施行令

第 167 条の 5 の 2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前条第一項の資格を有する者につき、更に、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わせることができる。

参加者を地元事業所のある者に限るなどの地域制限はこの規定が根拠となっている。しかし、あまり厳重な地域要件を課すと、自由な競争が制限される恐れがある。そこで、総務省は、「地方公共団体における入札契約適正化・支援方策の概要」（総務省 平成 19 年 2 月）において、次のように通知している。

地域要件の設定に当たっては、当該地方公共団体における潜在的な競争参加者数の状況を踏まえつつ、競争性が十分に確保されるよう適切に設定する。

(エ) 総合評価落札方式

地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 は、価格以外の要素も勘案した入札方式である総合評価落札方式の適用を認めている。

施行令

第 167 条の 10 の 2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により当該普通地方公共団体の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から地方自治法第 234 条第 3 項本文又は前条の規定により難しいものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者としてすることができる。

②指名競争入札

指名競争入札とは、競争入札制度の一つで特定の条件により発注者側が指名した者同士で競争に付して契約者を決定し締結する契約をいう。指名競争入札は、政令で定める場合に該当するときのみ認められる契約方式である。施行令第 167 条には以下のとおり定められている。

(指名競争入札)

第 167 条 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 1 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- 2 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- 3 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

上記第 1 号は、特殊な工事や製品の製造等であるため監督や検査が困難であることから、完全な履行について契約相手方の技術等に依存せざるを得ない場合などと解される。第 2 号は、契約内容が特殊であるなどの理由から、入札に参加する者が少数となることが予想される場合と解される。第 3 号は、不誠実な者が入札に参加することが予想され、公正な入札が確保できない場合と解される。

③随意契約

随意契約とは、競争入札の方法によらず、地方自治体が特定の相手方を選択して契約を締結する契約方法をいう。随意契約は、施行令第 167 条の 2 に定める 1～9 号のみに限定し、適用が認められる。具体的には次の場合である。

- ・ 外部委託契約については 50 万円を超えないとき。
- ・ 契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき。
- ・ 障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業、小規模作業所、シルバー人材センター、母子・父子福祉団体等と所定の契約をするとき。
- ・ 総務省令により認定を受けた新規事業開拓者から所定の買入契約をするとき。
- ・ 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- ・ 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- ・ 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- ・ 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- ・ 落札者が契約を締結しないとき。

また、随意契約には以下の方式もある。

(ア) 企画競争（企画コンペ）方式

企画競争（企画コンペ）方式は、対象業務に関する明確な条件を提示して企画提案内容を公募し、もっとも優れた企画案を選定する方法である。

(イ) プロポーザル方式

プロポーザル方式は、対象業務に対する発想や課題解決方法及び取組体制等のプロポーザル(提案書)を審査し、地方自治体にとって最も適切な創造力、技術力、経験などを持つ事業者を選定する方法である。

企画コンペ方式とプロポーザル方式との違いは、企画コンペ方式が企画案の良否を検討して選定するのに対し、プロポーザル方式は企画案ではなく、契約相手として最も適切な創造力、技術力、経験などを持つ相手方を選ぶ点にある。

(5) 外部委託に関する越谷市の条例・規則

ここでは、越谷市の外部委託に関する諸条例・諸規則について述べる。

①越谷市契約規則

越谷市は、越谷市契約規則を定めている。その内容は、概ね、地方自治法および同施行令の内容と重なる。

②見積書の徴取件数

越谷市契約規則第 25 条は、次のように規定している。

(見積書の徴取)

第 25 条 市長は、随意契約によろうとするときは、予定価格を定め、契約の相手方から見積書(電子入札案件にあつては、電磁的記録。以下同じ。)を徴さなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。

- (1) 郵便切手、郵便葉書、収入印紙その他見積書を徴することが適当でないものを購入するとき。
 - (2) 購入価格について協定が締結された物品を購入するとき。
 - (3) 単価契約を締結した物品を購入するとき。
 - (4) 50,000 円以下の物品を購入するとき。
 - (5) その他市長が見積書を徴することが適当でないと認める契約を締結するとき。
- 2 前項に規定する見積書は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、原則として 2 人以上の相手方から徴さなければならない。
- (1) 動物、機械、商工見本品、美術品等で他に求め難い特殊な物件を購入するとき。
 - (2) 特殊な修繕をするとき。
 - (3) 契約の内容の特殊性により契約の相手方が特定されるとき。
 - (4) 災害等により緊急を要するとき。
 - (5) 50,000 円以下の物品の購入及び売払い、修繕、印刷製本、製造の請負、委託、賃貸借又は保険の加入を行うとき。
 - (6) その他契約の性質又は目的により市長が 2 人以上の相手方から見積書を徴する必要がないと認めるとき。

原則として、2 者以上から見積書を徴取することとしている。

③越谷市随意契約事務取扱要領、随意契約事務の指針

越谷市は随意契約に関して、越谷市契約規則上の取り扱いに加えて、以下の要領、指針を定めている。これは、地方自治法施行令第167条の2第1項の各号について、より詳細に規定したものである。随意契約理由の多数を占める同条第1項第2号、6号の適用については、次のように記載されている。

Ⅲ 随意契約執行要件

2 契約の性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。(第2号)

契約の性質又は目的すなわち契約の内容が本来競争を許さないもの（競争の余地がないもの）は随意契約とすることができます。該当する主な例としては、次のようなものがあります。

(1) 特定の者と契約しなければ、契約の目的を達成することができない契約をするとき。

- ①特殊工法等の新開発工法を用いる必要がある工事
- ②文化財その他極めて特殊な建築物等であるため、施工業者が特定される補修、増築等の工事
- ③実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるため施工可能な者が特定される設備、機器等の新設、増設等の工事
- ④ガス事業法等法令等の規定に基づき施工業者が特定される工事
- ⑤特定の者だけしか持っていない物品
- ⑥不代替物であり、用途が一定しておりそれ以外の目的に使用することができないなど、特別の目的があるため購入先が特定される物品
- ⑦特定の技術者でなければ製造できない物品（ただし、販売する者が複数いる場合は、競争の余地が十分あるためこれには該当しません。）
- ⑧試験のため購入又は製造注文する物品
- ⑨新聞、雑誌等への広告の掲載又はラジオ、テレビ等への放送の委託
- ⑩不動産の買入れ又は借入れ
- ⑪必要とする物品の製造、修理、加工、納入に使用させるために必要な物品を売払う場合
- ⑫市民の自治意識高揚を目的とした委託を市民で組織された団体等に委託するとき。

(2) 経験、知識を特に必要とする場合又は現場の状況等に精通した者と契約する必要があるとき。

- ①本工事の施工に先立ち行われる試験的な施工の結果、当該試験施工業者に本工事を施工させなければならない工事
- ②既設の設備等と密接不可分の関係にあり、同一施工業者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生じるおそれがある設備、機器等の増設、改修等の工事
- ③埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で、特殊な技術、手法を用いる必要がある工事
- ④補償調査を行った者に施工させる必要がある補償・補填工事
- ⑤災害応急工事、未然防止工事を行った者に引き続き行わせる本工事
- ⑥特殊な技術、経験及び知識を必要とする研究調書の作成等の委託
- ⑦訴訟、調停、登記、鑑定等の事務の委託
- ⑧基本設計を行った者だけしかできないという特別な理由がある実施設計の委託
- ⑨酸素欠乏危険作業等を作業に精通した者に行わせる必要がある委託

- (3) 市場価格が一定している場合で、競争に付す必要がない物品を購入するとき。
- (4) 農場、工場、学校、試験所その他これらに準ずるものの生産に係る物品を売払う契約をするとき。
- (5) 非常災害による罹災者に市の生産に係る建築材料を売払う契約をするとき。
- (6) 罹災者又はその救護を行う者に災害の救助に必要な物件を売払う契約又は貸し付ける契約をするとき。
- (7) 外国で締結する契約をするとき。
- (8) 学術又は技芸の保護奨励のため必要な物件を売払う契約又は貸し付ける契約をするとき。
- (9) 試験のため工作及び製造させ、又は物件の買入れをするとき。
- (10) 国及び地方公共団体又は営利を目的としない団体と直接契約をするとき。
- (11) 保管の場所及びその目的から特定の者に保管させる必要があるとき。
- (12) 道路修繕単価契約、物品供給単価契約等複数の単価を定めて契約をする必要があるとき。(複数単価契約)
- (13) 企画書の作成等契約の内容が金額の競争だけではなく、企画等の内容も競争させ、契約の相手方を選定する必要があるとき。(企画提案方式による契約)

【見積書の取扱】

- 1 この要件に該当し随意契約とする場合で、(12)、(13)を除く該当例のように、契約の相手方が特定される場合は、契約規則第25条第2項第3号に基づき1者からの見積書のみで処理することができる。
- 2 (12)、(13)の該当例のように、契約の相手方が特定されない場合は、要領に基づき、原則として登録業者より見積書を徴し、見積り合わせにより業者を決定すること。

6 競争入札に付することが不利と認められるとき。(第6号)

一般競争入札又は指名競争入札に付して契約を締結するのは、その理由の一つに競争の利益を享受しようとするものですが、場合によっては、競争入札に付することがかえって不利益をもたらすことがあり、このような場合は、随意契約とすることができます。該当する主な例としては、次のようなものがあります。

- (1) 現に契約履行中の施工業者に履行させた場合、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められるとき。
 - ①当初予期し得なかった事情の変化等により必要となった追加工事
 - ②本体工事と密接に関連する付帯的な工事
- (2) 前工事に引き続き施工される工事で、前工事の施工業者に施工させた場合は、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工が確保できる等有利と認められるとき。
 - ①前工事と後工事とが一体の構造物（一体の構造物として完成してはじめて機能を発揮するものに限る。）の構築等を目的とし、かつ、前工事と後工事が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確となる等不可分な関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる当該後工事

- ②前工事と後工事が密接な関係にあり、かつ、前工事で施工した仮設備が引き続き使用される後工事（ただし、本体工事の施工に直接関連する仮設備であって、当該後工事の安全・円滑かつ適切な施工に重大な影響を及ぼすと認められるもので、工期の短縮、経費の節減が確保できるものに限る。）
- (3)他の発注者（たとえば国、県など）の施工中の工事と交錯する箇所での工事で、当該施工中の者に施工させた場合には、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで有利と認められるとき。
- ①鉄道工事等と立体交差する道路工事等の当該交錯箇所での工事
- ②他の発注者の発注にかかる工事と一部重複、錯綜する工事
- (4)物品の買入れ、製造の請負において、現に契約履行中の契約に直接関連する契約をするとき、その業者に履行させた場合、納期の短縮、経費の節減等が確保できる等有利と認められるとき。
- (5)買入れを必要とする物品が多量であって、その取扱業者が少数であり、分割して買入れなければ売り惜しみその他の理由により価格を騰貴させるおそれがあるとき。
- (6)早急に契約をしなければ、契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならないこととなるおそれがあるとき。
- ①市場の動向が、季節、事変、災害等により買い手市場から売り手市場に変化しようとしているときに、物品を購入する場合
- (7)競争入札に付した場合、不信用又は不誠実な者が競争に参加し、市が損害を被るおそれがあるとき。（ただし、損害を被る可能性が相当程度ある場合に限る。）

【見積書の取扱】

- 1 この要件に該当し随意契約とする場合で、(5)、(7)を除く該当例のように、契約の相手方が特定される場合は、契約規則第25条第2項第3号に基づき1者からの見積書のみで処理することができる。
- 2 (5)、(7)の該当例のように、契約の相手方が特定されない場合は、要領に基づき、原則として登録業者より見積書を徴し、見積り合わせにより業者を決定すること。

2号、6号ともに該当する主な例が記載されている。

予定価格の設定については、次のように定められている。

2 予定価格の設定

予定価格の設定については、越谷市契約規則第25条の規定により、随意契約においても適正な価格を検討のうえ、相手方の申し出た価格の適否の判断基準とする趣旨から、原則として競争入札に準じ設定することとなっています。

この予定価格は、契約を締結する際に契約金額決定の基準とするため、予算の範囲内で仕様書から積算するものです。相手方の見積額がこの予定価格を超えた場合は、原則として契約できません。この場合は、相手方と価格交渉をする必要があります。

この予定価格の積算に当たっては、積算根拠を明確にし、その根拠によって算出することが必要で、単に相手方の希望価格や前年度実績を根拠に積算することのないよう注意してください。

また、予算査定により予算が当初要求より減額された場合は、予算要求時の際に徴した見積書を安易に積算の根拠とせず、予算に沿った仕様書の変更を行い、新たに見積書を徴して積算の根拠とするなど、積算の適正化に努めてください。

契約金額（消費税込み）≦予定価格（消費税込み）≦予算額（消費税込み）

（注）1 「予定価格」は、消費税込みの金額となります。

2 次に掲げる場合は、予定価格の設定を省略します。（要領第8条）ただし、購入予定額は、設定すること。

（1）郵便切手、郵便葉書、収入印紙その他見積書を徴することが適当でないものを購入するとき

（2）購入価格について協定が締結された物品を購入するとき

（3）単価契約を締結したものに係る物品を購入するとき

（4）5万円以下の物品を購入するとき

（5）その他市長が見積書を徴することが適当でないと認める契約を締結するとき

- ・商慣習上見積書を作成しないもの
- ・日々価格の変動等があり請求があるまで金額が確定しないもの
- ・緊急に対応する必要があるため軽微なもの
- ・利用または使用したものに対する対価として定額を払うもの 等

（1）予定価格の積算方法

予定価格の積算は、次の方法により行ってください。

①各種の資料をもとに積算する。

次のような資料を活用して積算してください。

i 公的基準書（例：土木工事標準積算基準書）

ii 業界・協会・各種団体等の基準（標準）

（注）業界等の基準（標準）により積算する場合は、実勢価格との格差に留意してください。

②同種の契約を参考に積算する。

自課又は他課の契約で仕様が類似しているものを参考にして積算してください。市の業務の中に類似しているものがない場合は、近隣他市の同種の契約等を参考に積算してください。

なお、参考にする契約は、概ね1年以内のものとしませんが、物価の変動等を考慮して積算してください。

③業者からの参考見積りにより積算する。

上記①又は②の方法によることができない場合は、業者の見積りを参考に積算してください。

【積算時の注意点】

- i 免税事業者からの参考見積りをもって予定価格を設定する場合は消費税率を加算して設定してください。
- ii 業者の参考見積りで予算要求をし、予算査定により当初要求より減額された場合は、減額の程度により、予算に沿った仕様書の変更を行い、新たに見積書を徴して積算の根拠とするなど、積算の適正化に努めてください。
- iii 参考見積書徴取後の見積内容の変更（物品においては、製品が新製品に替わった等）に注意してください。
- iv 参考見積書には、見積りの有効期限が記載されている場合がありますので注意してください。また、有効期限の記載がない場合であっても、参考見積りの徴取から予算執行までの期間の経過によっては、新たに見積書を徴して積算してください。

【参考見積り徴取の際の注意点】

- i 業者は原則として入札参加資格者として登録されている者（以下「登録業者」という。）から選ぶこと。
- ii 複数の登録業者（2～3 者）から見積りをとること。
平成 15 年 1 月 6 日施行の「入札談合等関与行為防止法」の規定により、特定の者に発注に係る秘密情報を漏洩する行為は、“入札談合等関与行為”に該当するとされています。特命による発注を除き、参考見積を 1 者のみに依頼する場合は、当該行為にあたるおそれがあるので、複数の者から徴取すること。
業者間の見積りがかけ離れているときは、あらためて仕様書のチェック等見直しをすること。
特に、一者特命とする随意契約の場合は、その業者からの見積りだけで積算された予定価格では、契約金額決定の判断基準としては不適切なので、その業者しか取り扱うことができない場合以外は、原則として、複数の登録業者から見積りをとること。
なお、取り扱うことができる業者が 1 者しかない場合は、見積りの積算根拠についても提出を求め、見積額が妥当であるかどうかを確認すること。

（注） 徴取業者数（平成 22 年 6 月 23 日通知）

（1） 5 万円を超える自所属契約 2 者

（2） 契約課に依頼する契約 2～3 者

また、4 者以上からの徴取は、業者に対し必要以上の負担を求めることとなるため、原則不可。

- iii 参考見積りを依頼する場合は、あくまでも「参考のため」と付け加えること。また、課所名、担当者名を明確に相手方に伝えること。

見積り依頼の際、「契約の約束をした」と相手方に誤解をされかねない発言をした場合、契約交渉不当破棄による損害賠償責任を問われることもありますので、注意してください。

（注） 次に掲げる場合は、口頭により参考見積金額を確認し、根拠とすることができる。

- （1） 5 万円以下の物品の売払い、修繕、印刷製本及び製造の請負、委託、賃貸借並びに保険の加入

- （2） 災害等により緊急を要するとき

ただし、徴収した業者名、金額を文書で残すこと。

④長期継続契約

上述の通り、複数年契約は、地方自治法第 234 条の 3 において、長期継続契約として例外的に認められている。各地方自治体は、地方自治法施行令第 167 条の 17 において、長期継続契約を締結することができる契約を条例で定めることになっている。

越谷市においても、長期継続契約に関し、条例（「越谷市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 19 年 12 月 25 日 条例第 26 号）」および条例施行規則「越谷市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則（平成 19 年 12 月 28 日 規則第 103 号）」を定め、その具体化を図っている。

IV. 越谷市の外部委託の全般的分析

(1) 委託料の年次推移

①委託料の年次推移

平成 30 年度の委託料は、9,741 百万円である。

一般会計 (単位:千円)

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
9,813,941	10,633,590	8,804,585	9,179,170	9,741,219

②項別の年次推移

一般会計の委託料を細節別にみると、以下の通りである。 (単位:千円)

項名	平成 26 年度 (A)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度 (B)	増減 (B)-(A)
議会費	7,536	7,325	7,478	8,056	8,512	976
教育総務費	194,105	240,910	248,124	342,593	495,200	301,094
社会福祉費	398,934	428,083	474,797	410,929	342,952	-55,981
商工費	14,175	42,998	22,221	25,481	28,334	14,159
消防費	45,699	94,048	61,734	42,316	65,836	20,136
総務管理費	1,333,554	1,462,661	1,326,652	1,529,152	1,730,934	397,379
土木管理費	1,356	1,333	2,815	2,435	1,966	610
農業費	53,613	67,216	63,973	55,260	90,817	37,203
保健衛生費	2,024,558	2,191,032	2,163,862	2,300,938	2,238,636	214,077
労働費	14,612	15,624	14,314	14,286	14,893	281
環境保全費	28,874	29,076	28,849	29,981	27,644	-1,229
小学校費	93,347	89,607	85,691	107,484	172,721	79,374
徴税費	86,235	65,292	127,887	108,897	90,213	3,978
道路橋りょう費	336,316	369,510	402,479	416,560	437,434	101,117
老人福祉費	381,130	404,536	439,092	452,945	469,224	88,093
河川費	71,011	80,423	82,864	87,498	117,156	46,144
戸籍住民基本台帳費	32,949	31,794	47,307	36,496	38,391	5,442
児童福祉費	1,822,856	2,086,750	320,862	320,796	363,051	-1,459,805
清掃費	1,033,827	1,063,134	1,079,901	1,072,056	1,080,248	46,421
中学校費	50,188	32,601	42,963	52,028	68,569	18,381
生活保護費	4,860	9,682	9,763	11,325	10,922	6,061
選挙費	33,695	63,393	23,075	42,901	13,491	-20,203
都市計画費	426,806	427,187	500,654	457,029	532,823	106,016
下水道費	2,980	4,320	395	471	8,757	5,776
災害救助費	37,377	—	—	—	—	-37,377
統計調査費	712	1,038	712	712	733	21
社会教育費	715,377	709,139	704,104	712,560	735,721	20,343
住宅費	27,573	31,709	32,370	31,957	32,806	5,233
生活安全費	128,559	167,468	100,925	114,244	125,920	-2,638
保健体育費	411,075	415,662	388,163	391,768	397,298	-13,776
総計	9,813,904	10,633,563	8,804,039	9,179,170	9,741,219	-72,684

平成 26 年度と平成 30 年度を比較すると、全体的には 72 百万円減少している。項別に比較すると 30 の項のうち 7 項においては委託料が減少し、23 の項において増加している。特に減少が顕著なものは「児童福祉費」1,459 百万円、「社会福祉費」55 百万円、「災害救助費」37 百万円である。「児童福祉費」1,459 百万円は児童福祉法等の委託料である。

一方、増加が顕著なものは「総務管理費」397 百万円、「教育総務費」301 百万円、「保健衛生費」214 百万円、「都市計画費」106 百万円、「道路橋りょう費」101 百万円である。

(2) 部局別の分析

①部局別年次推移

一般会計ベースでの委託料を所管部別に見ると、以下の通りである。

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
保健医療部	1,934,801	1,983,398	2,084,662	2,160,728	2,151,486
環境経済部	1,182,238	1,217,792	1,209,018	1,194,951	1,237,528
教育総務部	1,072,880	1,070,176	1,033,277	1,041,331	1,065,727
行財政部	689,738	805,571	789,069	922,815	976,040
市民協働部	848,247	993,588	791,678	876,425	861,964
学校教育部	391,213	417,743	435,769	565,104	803,785
建設部	456,543	492,671	537,080	549,658	651,563
福祉部	603,390	639,039	782,274	717,623	647,477
都市整備部	409,501	421,813	484,498	446,294	479,382
子ども家庭部	1,880,881	2,158,630	320,862	320,796	363,051
総務部	188,876	233,666	178,798	207,683	326,180
市長公室	80,288	83,127	64,518	79,835	83,511
消防本部	33,789	45,364	61,734	42,316	65,836
選挙管理委員会	33,695	63,393	23,075	42,901	13,491
市議会	7,536	7,325	7,478	8,056	8,512
農業委員会	242	258	241	2,115	4,411
固定資産評価審査委員会	37	—	—	530	1,270
総計	9,813,904	10,633,563	8,804,039	9,179,170	9,741,219

(注) 情報統計課は組織変更により、情報推進課(行財政部/システム関連)と政策課(市長公室/統計業務)に分かれているが、平成 26 年度、平成 27 年度の情報統計課の委託料は行財政部に含めて計上した。

保健医療部が一番多く、2,151 百万円である。次いで、環境経済部が 1,237 百万円、教育総務部が 1,065 百万円、行財政部 976 百万円、市民協働部 861 百万円、学校教育部 803 百万円、建設部 651 百万円、福祉部 647 百万円、都市整備部 479 百万円、その他が 866 百万円である。

(3) 業務内容の分析

①部局別の主要な委託事業

委託料の多い順に、上位 10 部局について、部局ごとの主要な委託事業について分析する。ここで記載している金額は、細節別(保健医療部は細々節別)に分類した。VI. 各論(個別テストの監査結果)に記載した金額とは集計方法が異なるため、一致しないことがある。

(ア) 保健医療部

i 細節別の年次推移

(単位:千円)

細々節	平成 26 年度 A	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度 B	B-A
予防接種委託料	657,970	637,945	680,740	711,138	721,614	63,643
胃がん検診委託料	207,950	214,318	232,250	235,726	247,826	39,876
妊婦健康診査委託料	249,200	250,364	249,120	244,739	232,146	-17,054
健康診査委託料	146,279	159,487	172,080	187,373	204,542	58,263
高齢者予防接種委託料	143,192	161,012	160,285	162,722	166,647	23,454
肺がん・結核検診委託料	97,966	104,582	114,360	117,148	120,385	22,419
診療業務委託料	125,364	115,494	114,957	115,102	114,350	-11,013
乳がん検診委託料	78,188	88,040	95,148	87,061	75,200	-2,987
子宮頸がん検診委託料	56,007	64,744	71,099	63,529	60,952	4,944
大腸がん検診委託料	54,095	62,422	53,808	53,127	52,673	-1,421
口腔がん検診委託料	20,867	21,180	21,576	24,444	25,567	4,700
清掃委託料	9,255	15,245	16,655	16,806	16,594	7,339
肝炎ウイルス検診委託料	4,467	8,272	8,861	11,317	13,252	8,784
前立腺がん検診委託料	3,695	3,645	5,539	13,145	12,561	8,866
歯周病検診委託料	—	—	9,986	11,692	11,658	11,658
妊産婦・新生児訪問委託料	10,335	10,564	10,480	10,272	9,745	-589
監理委託料	9,334	0	0	0	8,767	-566
その他	60,631	66,078	67,710	95,380	56,998	-3,632
合計	1,934,801	1,983,398	2,084,662	2,160,728	2,151,486	216,684

平成 26 年度と平成 30 年度を比較すると、予防接種委託料 63,643 千円、健康診査委託料 58,263 千円、胃がん検診委託料 39,876 千円、高齢者予防接種委託料 23,454 千円が増加している。

ii 事業別の分析

(単位:千円)

細々目	金額	節	金額
予防接種事業	888, 262	予防接種事業	888, 262
成人保健事業	630, 465	がん検診等事業	569, 600
		歯科健康診査等事業	39, 132
		健康診査等事業	21, 732
母子保健事業	284, 293	乳幼児等健診事業	273, 170
		母子健康づくり事業	10, 394
		医療等支援事業	727
後期高齢者医療事業	163, 277	健康診査事業	163, 277
診療業務費	116, 008	急患診療所診療業務費	116, 008
施設管理費	27, 230	保健所施設管理費	15, 158
		保健センター施設管理費	6, 323
		動物管理センター施設管理費	3, 212
		急患診療所施設管理費	2, 536
保健センター整備事業	8, 767	保健センター整備事業	8, 767
保健衛生事業	8, 492	感染症対策事業	5, 100
		精神保健支援事業	3, 391
生活衛生事業	6, 977	生活衛生事業	4, 327
		食肉検査事業	2, 485
		動物管理指導事業	164
その他			17, 711
総計			2, 151, 486

予防接種事業 888,262 千円、成人保健事業 630,465 千円、母子保健事業 284,293 千円で保健医療部における委託料全体の 8 割を超えている。成人保健事業のうち多額のものはがん検診等事業 569,600 千円である。母子保健事業のうち多額のものは、乳幼児当健診事業 273,170 千円である。

(イ) 環境経済部

i 細節別の年次推移

(単位:千円)

細節	平成 26 年度 A	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度 B	B-A
可燃物収集運搬委託料	413,948	422,949	425,956	425,956	425,999	12,050
資源物等収集運搬委託料	201,967	223,916	229,964	229,964	229,964	27,997
運転管理委託料	138,024	147,204	149,040	149,040	154,980	16,956
破砕物等搬出委託料	94,606	94,887	95,939	96,962	96,882	2,276
粗大ごみ等収集運搬委託料	48,988	48,988	48,988	48,988	48,988	0
公共施設可燃ごみ等収集運搬委託料	41,371	43,369	43,657	43,781	44,405	3,033
し尿汲取委託料	37,037	39,994	39,994	39,994	39,994	2,956
測量委託料	5,918	14,065	9,210	5,927	34,005	28,087
清掃委託料	17,095	16,889	16,912	17,891	17,486	391
試験栽培委託料	—	—	—	12,999	17,000	17,000
都市イメージ向上事業委託料	—	—	—	—	15,000	15,000
草刈委託料	9,143	10,429	10,330	9,887	14,128	4,984
公害分析委託料	10,437	10,317	10,757	11,142	11,961	1,524
施設・設備等保守管理委託料	19,194	8,935	9,305	9,316	9,378	-9,816
動物死体処理委託料	13,244	13,421	13,200	8,599	8,496	-4,748
ビジネスサポート事業委託料	—	—	7,800	7,800	7,800	7,800
大気汚染自動測定機保守管理等委託料	3,218	3,717	6,804	6,804	6,804	3,585
浚渫委託料	6,598	5,302	6,432	7,700	5,848	-750
その他	121,441	113,401	84,723	62,194	48,403	-73,038
合計	1,182,238	1,217,792	1,209,018	1,194,951	1,237,528	55,290

平成 26 年度と平成 30 年度を比較すると、測量委託料が 28,087 千円、資源物等収集運搬委託料が 27,997 千円、試験栽培委託料が 17,000 千円、都市イメージ向上事業委託料が 15,000 千円増加している。その他が 73,038 千円減少しているのは、災害等廃棄物処理委託料 37,377 千円、都市型農業経営安定化支援委託料 14,990 千円、創業者等育成支援事業委託料 9,000 千円がなくなっているためである。

ii 事業別の分析

(単位：千円)

細々目名	金額	細節名	金額
可燃物収集運搬事業	425,999	可燃物収集運搬委託料	425,999
資源物分別収集事業	232,875	資源物等収集運搬委託料	229,964
		ごみ収集カレンダー配送業務委託料	2,910
リサイクルプラザ施設管理費	168,939	運転管理委託料	154,980
		清掃委託料	11,898
		草刈委託料	1,317
		その他	743
破砕物等搬出事業	96,882	破砕物等搬出委託料	96,882
粗大ごみ等収集運搬事業	48,988	粗大ごみ等収集運搬委託料	48,988
公共施設廃棄物処理事業	44,405	公共施設可燃ごみ等収集運搬委託料	44,405
し尿収集事業	39,994	し尿汲取委託料	39,994
農業技術研究事業	24,801	試験栽培委託料	17,000
		施設・設備等保守管理委託料	3,075
		清掃委託料	1,847
		分析機器保守委託料	1,490
		水田活用実験展示圃事業委託料	500
		その他	887
魅力発信事業	20,194	こしがや愛されグルメ発信事業委託料	4,989
		都市イメージ向上事業委託料	15,000
		その他	205
大気・水質対策事業	19,520	公害分析委託料	11,961
		大気汚染自動測定機保守管理等委託料	6,804
		大気汚染常時監視システム保守管理委託料	754
農業施設維持管理費	18,790	草刈委託料	12,351
		浚渫委託料	5,848
		その他	591
農地利用集積事業	15,715	測量委託料	15,715
かんがい排水整備事業	13,139	測量委託料	10,132
		物件等調査委託料	2,628
		設計委託料	378
産業雇用支援センター管理費	10,422	施設・設備等保守管理委託料	6,292
		清掃委託料	3,741
		植木管理等委託料	388
動物死体収集事業	8,496	動物死体処理委託料	8,496
産業活性化推進事業	7,800	ビジネスサポート事業委託料	7,800
最終処分場維持管理費	5,551	水処理施設管理委託料	4,179
		検査委託料	912
		草刈委託料	459
その他			35,011
合計			1,237,528

可燃物収集運搬事業、資源物分別収集事業、リサイクルプラザ施設管理費、破砕物等搬出事業で環境経済部における委託料全体の 7 割を超えている。リサイクルプラザ施設管理費のうち多額のものは運転管理委託料 154,980 千円である。

(ウ) 教育総務部

i 細節別の年次推移

(単位：千円)

細節	平成 26 年度 A	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度 B	B-A
越谷コミュニティセンター管理運営委託料	503,774	515,563	525,767	528,592	543,583	39,808
屋外体育施設管理運営委託料	128,332	129,034	131,278	132,099	132,266	3,933
総合体育館管理運営委託料	132,734	132,851	100,200	100,200	100,200	-32,534
科学技術体験センター管理運営等委託料	47,600	47,599	47,599	47,599	47,601	0
図書館システム電算委託料	41,453	44,766	44,634	44,634	45,033	3,580
日本文化伝承の館管理運営委託料	46,500	45,819	43,136	43,576	43,550	-2,950
越谷市民プール管理運営委託料	39,651	40,000	39,884	40,000	40,000	348
施設・設備等保守管理委託料	25,936	28,253	29,176	28,548	30,508	4,571
埋蔵文化財調査補助業務委託料	17,150	9,677	11,984	15,519	15,642	-1,508
耐震診断委託料	—	—	—	—	10,562	10,562
食堂委託料	7,610	12,932	13,996	13,996	9,798	2,188
清掃委託料	6,088	6,852	6,700	6,587	6,586	498
その他	76,046	56,826	38,918	39,976	40,393	-35,653
合計	1,072,880	1,070,176	1,033,277	1,041,331	1,065,727	-7,153

平成 26 年度と平成 30 年度を比較すると、越谷コミュニティセンター管理運営委託料が 39,808 千円、耐震診断委託料が 10,562 千円増加しており、総合体育館管理運営委託料が 32,534 千円減少している。その他が 35,653 千円減少しているのは、南部図書室図書整備委託料 12,960 千円、郷土資料展示委託料 9,004 千円、設計委託料 8,488 千円がなくなっているためである。

ii 事業別の分析

(単位：千円)

細々目名	金額	細節名	金額
コミュニティセンター管理費	543,583	越谷コミュニティセンター管理運営委託料	543,583
屋外体育施設管理運営費	133,576	屋外体育施設管理運営委託料	132,266
		屋外体育施設清掃等委託料	1,310
総合体育館管理運営費	100,200	総合体育館管理運営委託料	100,200
蔵書等整備事業	50,647	視聴覚資料情報作成委託料	101
		資料保存業務委託料	390
		書誌情報作成委託料	2,862
		書籍消毒機保守管理委託料	129
		図書館システム電算委託料	45,033
		図書装備委託料	1,935
		利用者用参考調査機器保守管理委託料	194
科学技術体験センター管理運営費	48,358	科学技術体験センター管理運営等委託料	47,601
		講演会等委託料	375
		電気主任技術者委託料	330
		薬品等処分委託料	51
日本文化伝承の館運営事業	44,640	施設定期検査委託料	226
		植木管理等委託料	864
		日本文化伝承の館管理運営委託料	43,550
越谷市民プール管理運営費	40,000	越谷市民プール管理運営委託料	40,000
少年自然の家施設管理費	35,410	エレベーター保守管理委託料	751
		施設・設備等保守管理委託料	23,834
		耐震診断委託料	10,562
		電気主任技術者委託料	203
		給水ポンプ保守管理委託料	58
少年自然の家活動運営費	10,454	食堂委託料	9,798
		寝具乾燥委託料	534
		除雪委託料	121
図書館施設管理費	18,147	施設・設備等保守管理委託料	6,674
		清掃委託料	6,586
		庭園管理委託料	2,441
		警備委託料	1,345
		エレベーター保守管理委託料	790
		電気主任技術者委託料	308
文化財調査事業	15,642	埋蔵文化財調査補助業務委託料	15,642
その他			25,065
合計			1,065,727

コミュニティセンター管理費 543,583 千円、屋外体育施設管理運営費 133,576 千円、総合体育館管理運営費 100,200 千円、蔵書等整備事業 50,647 千円、科学技術体験センター管理運営費 48,358 千円で教育総務部における委託料全体の 8 割を超えている。蔵書等整備事業のうち多額のものは、図書館システム電算委託料 45,033 千円である。科学技術体験センター管理運営費のうち多額のものは、科学技術体験センター管理運営等委託料 47,601 千円である。

(エ) 行財政部

i 細節別の年次推移

(単位：千円)

細節	平成 26 年度 A	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度 B	B-A
内部事務システム電算委託料	—	—	—	186,435	227,293	227,293
市税電算委託料	217,136	250,073	212,322	195,198	221,015	3,879
住民情報電算委託料	82,461	131,648	114,105	124,149	135,011	52,549
庁内LAN等保守管理委託料	85,264	127,991	96,033	121,001	102,338	17,073
福祉システム電算委託料	82,339	98,885	66,270	79,095	90,200	7,860
住民記録電算委託料	68,253	47,763	32,988	37,316	46,145	-22,107
地理情報システム委託料	25,704	26,395	30,024	51,780	36,169	10,465
土地評価システム委託料	43,740	21,600	40,608	18,576	18,900	-24,840
課税支援システム電算委託料	—	—	—	19,998	15,990	15,990
収納データ等作成委託料	15,490	15,139	15,236	15,284	15,712	221
財務会計電算委託料	7,786	10,112	20,272	8,218	9,114	1,327
統合型地理情報システム電算委託料	6,357	6,357	6,357	7,396	7,753	1,396
土地鑑定評価委託料	7,830	7,804	47,098	7,726	7,674	-156
セキュリティ対策委託料	1,576	4,768	4,671	6,010	5,940	4,363
し尿処理手数料電算委託料	14,851	4,849	4,849	4,849	5,409	-9,442
その他	30,945	52,183	98,232	39,778	31,370	425
合計	689,738	805,571	789,069	922,815	976,040	286,301

平成 26 年度と平成 30 年度を比較すると、内部事務システム電算委託料 227,293 千円、住民情報電算委託料 52,549 千円が増加しており、土地評価システム委託料 24,840 千円、住民記録電算委託料 22,107 千円が減少している。

ii 事業別の分析

(単位:千円)

細々目名	金額	細節名	金額
電算運用事業	762, 466	内部事務システム電算委託料	227, 293
		市税電算委託料	221, 015
		住民情報電算委託料	135, 011
		福祉システム電算委託料	90, 200
		住民記録電算委託料	46, 145
		収納データ等作成委託料	15, 712
		統合型地理情報システム電算委託料	7, 753
		財務会計電算委託料	9, 114
		し尿処理手数料電算委託料	5, 409
		人事給与電算委託料	4, 809
庁内LAN運用事業	102, 338	庁内LAN等保守管理委託料	102, 338
資産税課税事務費	66, 749	地理情報システム委託料	36, 169
		土地評価システム委託料	18, 900
		土地鑑定評価委託料	7, 674
		土地改良区費事務電算業務委託料	1, 565
		固定資産税納税通知書封入封緘委託料	1, 192
		地理情報システム保守管理業務委託料	1, 153
		不動産取得通知テープ作成委託料	95
市民税課税事務費	17, 902	課税支援システム電算委託料	15, 990
		市・県民税納税通知書封入封緘委託料	1, 091
		OCR納入書製本委託料	431
		税額試算システム委託料	388
総合行政情報化推進事業	10, 221	セキュリティ対策委託料	5, 940
		情報化推進計画委託料	1, 620
		総合行政ネットワークシステム委託料	1, 408
		情報化研修委託料	635
		市町村電子申請共同システム委託料	617
その他			16, 361
合計			976, 040

電算運用事業 762,466 千円、庁内LAN運用事業 102,338 千円で行財政部における委託料全体の 8 割を超えている。電算運用事業のうち多額のものは、内部事務システム電算委託料 227,293 千円、市税電算委託料 221,015 千円である。

(オ) 市民協働部

i 細節別の年次推移

(単位:千円)

細節	平成 26 年度 A	平成 27 年度	平成 28 年 度	平成 29 年 度	平成 30 年度 B	B-A
斎場運営委託料	175, 194	305, 723	189, 583	249, 452	231, 700	56, 505
中央市民会館管理運営委託料	205, 555	200, 718	172, 479	173, 047	173, 916	-31, 639
市民活動支援センター管理運営委託料	104, 846	99, 974	99, 974	100, 209	99, 974	-4, 872
北部市民会館管理運営委託料	42, 772	42, 893	45, 998	46, 249	46, 247	3, 474
自転車等誘導委託料	43, 977	43, 823	43, 998	44, 599	44, 843	865
災害復旧委託料	46, 140	66, 280	22, 674	35, 447	37, 396	-8, 743
清掃委託料	31, 292	30, 724	30, 188	30, 427	32, 037	744
交流館管理運営委託料	25, 894	22, 729	23, 958	24, 097	24, 212	-1, 682
斎場管理運営委託料	17, 672	16, 966	16, 906	17, 508	16, 495	-1, 176
コンビニ交付運用支援業務委託料	—	—	7, 164	14, 328	14, 328	14, 328
オンライン委託料	14, 709	14, 709	14, 251	14, 251	14, 232	-476
国民年金電算委託料	16, 907	12, 833	10, 600	11, 233	12, 344	-4, 563
固定系デジタル防災行政無線詳細設計業務委託料	—	—	—	—	9, 990	9, 990
自転車等撤去委託料	8, 255	8, 929	8, 424	8, 208	7, 992	-263
住基ネットワーク機器保守管理委託料	7, 891	6, 561	7, 477	7, 477	7, 859	-31
防災行政無線保守点検委託料	5, 708	5, 654	7, 658	7, 658	7, 550	1, 841
自転車等保管返還業務委託料	7, 542	7, 433	7, 412	7, 412	7, 380	-161
エレベーター保守管理委託料	6, 644	6, 644	6, 726	6, 726	6, 726	81
戸籍情報システム等保守管理委託料	4, 385	5, 990	6, 096	6, 151	6, 115	1, 729
施設・設備等保守管理委託料	5, 597	5, 596	5, 541	5, 801	5, 927	330
冷暖房設備保守管理委託料	5, 999	5, 011	4, 879	5, 746	5, 360	-638
災害情報管理システム保守管理委託料	—	—	5, 247	5, 247	5, 247	5, 247
施設整備調査・検討委託料	—	—	0	0	4, 989	4, 989
施設定期検査委託料	3, 294	3, 435	3, 483	4, 241	4, 931	1, 637
植木管理等委託料	4, 322	3, 017	3, 963	4, 349	4, 073	-248
その他	63, 639	77, 936	46, 990	46, 552	30, 090	-33, 549
合計	848, 247	993, 588	791, 678	876, 425	861, 964	

平成 26 年度と平成 30 年度を比較すると、斎場運営委託料 56, 505 千円、コンビニ交付運用支援業務委託料 14, 328 千円が増加し、中央市民会館管理運営委託料 31, 639 千円が減少している。その他が 33, 549 千円減少しているのは、設計委託料 10, 238 千円、移動系デジタル防災行政無線実施設計委託料 7, 560 千円、自動交付機運用管理委託料 6, 942 千円が減少しているためである。

ii 事業別の分析

(単位:千円)

細々目名	金額	細節名	金額
斎場運営費	250,428	斎場運営委託料	231,700
		斎場管理運営委託料	16,495
		斎場予約システム保守管理委託料	2,231
中央市民会館管理費	173,916	中央市民会館管理運営委託料	173,916
市民活動支援センター管理費	99,974	市民活動支援センター管理運営委託料	99,974
北部市民会館施設管理費	60,293	北部市民会館管理運営委託料	46,247
		清掃委託料	7,472
		施設・設備等保守管理委託料	4,880
		その他	1,693
放置自転車対策事業	53,046	自転車等誘導委託料	44,843
		自転車等撤去委託料	7,992
		その他	210
地区センター施設管理費	51,037	清掃委託料	23,228
		施設整備調査・検討委託料	4,989
		エレベーター保守管理委託料	4,600
		冷暖房設備保守管理委託料	4,018
		施設定期検査委託料	3,704
		植木管理等委託料	3,080
		電気主任技術者委託料	1,686
		自動ドア保守管理委託料	1,604
		警備委託料	1,055
		その他	3,070
災害復旧事業	37,396	災害復旧委託料	37,396
交流館運営費	24,473	交流館管理運営委託料	24,212
		書類等集配業務委託料	261
証明発行業務費	19,226	コンビニ交付運用支援業務委託料	14,328
		自動交付機保守管理委託料	2,236
		書類等集配業務委託料	1,317
		その他	1,344
災害予防対策事業	17,314	防災行政無線保守点検委託料	7,550
		災害情報管理システム保守管理委託料	5,247
		防災気象情報提供業務委託料	2,235
		避難場所照明灯保守点検委託料	1,284
		防災訓練委託料	996
国民年金事務費	12,344	国民年金電算委託料	12,344
防災施設整備事業	9,990	固定系デジタル防災行政無線詳細設計業務委託料	9,990
戸籍システム整備事業	9,919	戸籍情報システム改修委託料	444
		戸籍情報システム区画整理対応業務委託料	3,099
		戸籍情報システム電算委託料	278
		戸籍情報システム等保守管理委託料	6,096
住基ネットワーク事業	7,859	住基ネットワーク機器保守管理委託料	7,859
その他			34,744
合計			861,964

斎場運営費 250,428 千円、中央市民会館管理費 173,916 千円、市民活動支援センター管理費 99,974 千円、北部市民会館施設管理費 60,293 千円で概ね市民協働部における委託料全体の 7 割を占めており、多くが指定管理料である。

(カ) 学校教育部

i 細節別の年次推移

(単位:千円)

細節	平成 26 年度 A	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度 B	B-A
校内系ネットワーク保守管理等委託料	—	55,952	84,444	85,130	189,401	189,401
学校系ネットワーク保守管理等委託料	41,433	41,375	41,154	134,147	172,361	130,927
空調設備維持管理委託料	—	—	—	54,704	109,408	109,408
外国語指導委託料	50,360	47,034	52,670	53,447	63,340	12,980
給食配送車運行委託料	47,764	48,504	51,195	53,140	55,342	7,577
設計委託料	28,398	31,298	—	—	29,219	820
植木管理等委託料	20,055	20,288	21,272	17,535	19,367	-688
エレベーター保守管理委託料	15,104	15,238	15,200	15,200	15,200	95
教職員健康診断等委託料	12,467	12,669	12,375	12,879	14,311	1,843
施設定期検査委託料	28,868	6,269	14,943	17,340	14,185	-14,682
心臓検診委託料	11,414	11,257	11,503	11,121	10,679	-734
電気主任技術者委託料	8,972	9,036	9,056	9,003	10,283	1,310
受水槽等清掃委託料	10,993	11,684	12,020	10,033	10,061	-931
污水处理施設保守管理委託料	6,086	6,437	6,318	6,318	6,588	501
清掃委託料	5,749	8,601	6,113	6,341	6,375	626
厨房点検委託料	3,170	3,334	4,675	4,808	5,303	2,132
防火施設保守管理委託料	4,239	4,222	4,255	4,957	5,086	847
警備委託料	8,370	6,588	4,805	4,805	4,805	-3,564
教育システム電算委託料	4,127	24,030	3,101	3,101	4,591	464
物件等調査委託料	—	—	—	—	4,428	4,428
残菜処理等委託料	—	—	—	—	3,822	3,822
越谷生物多様性子ども調査学習支援委託料	4,889	6,091	3,492	3,492	3,492	-1,397
通学指導委託料	0	0	2,322	2,554	3,245	3,245
害虫駆除委託料	2,400	2,393	2,761	2,624	2,932	532
施設・設備等保守管理委託料	2,572	2,928	2,928	2,928	2,928	356
ボイラー性能検査委託料	2,617	2,197	2,625	2,836	2,836	219
その他	71,155	40,306	66,530	46,648	34,180	-36,974
合計	391,213	417,743	435,769	565,104	803,785	412,571

平成 26 年度と平成 30 年度を比較すると、校内系ネットワーク保守管理等委託料が 189,401 千円、学校系ネットワーク保守管理等委託料が 130,927 千円、空調設備維持管理委託料が 109,408 千円増加している。施設定期検査委託料は 14,682 千円減少している。

ii 事業別の分析

(単位: 千円)

細々目名	金額	細節名	金額
校内系ネットワーク運用事業	189,401	校内系ネットワーク保守管理等委託料	189,401
学校系ネットワーク運用事業	172,572	学校系ネットワーク保守管理等委託料	172,361
		セキュリティ対策等委託料	210
空調設備設置事業	109,408	空調設備維持管理委託料	109,408
外国語指導事業	63,340	外国語指導委託料	63,340
学校給食栄養管理事業	62,049	給食配送車運行委託料	55,342
		残菜処理等委託料	3,822
		残菜運搬委託料	2,408
		廃油処理委託料	475
小学校施設管理費	59,756	植木管理等委託料	12,118
		施設定期検査委託料	9,277
		エレベーター保守管理委託料	8,998
		受水槽等清掃委託料	6,598
		電気主任技術者委託料	6,159
		警備委託料	3,133
		防火施設保守管理委託料	3,002
		施設・設備等保守管理委託料	2,928
		合併汚水処理施設等保守管理委託料	2,608
		プール循環装置等保守点検委託料	1,643
		高架水槽点検委託料	1,276
		害虫駆除委託料	1,173
		その他	838
中学校施設管理費	32,573	植木管理等委託料	7,249
		エレベーター保守管理委託料	6,202
		施設定期検査委託料	4,908
		受水槽等清掃委託料	3,463
		電気主任技術者委託料	3,101
		合併汚水処理施設保守管理委託料	2,375
		警備委託料	1,341
		防火施設保守管理委託料	1,652
		その他	2,279
川柳小学校校舎増築事業	30,385	設計委託料	29,219
		地質調査委託料	1,166
給食センター施設管理費	24,469	汚水処理施設保守管理委託料	6,588
		清掃委託料	6,375
		厨房点検委託料	5,303
		ボイラー性能検査委託料	2,836
		庭園管理委託料	1,326
		電気主任技術者委託料	1,023
		その他	1,015
その他			59,828
合計			803,785

校内系ネットワーク運用事業 189,401 千円、学校系ネットワーク運用事業 172,572 千円、空調設備設置事業 109,408 千円、外国語指導事業 63,340 千円で学校教育部における委託料全体の 7 割を超えている。

(キ) 建設部

i 細節別の年次推移

(単位:千円)

細節	平成 26 年度 A	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度 B	B-A
街路樹等管理委託料	102,646	124,664	138,638	143,192	160,949	58,303
設計委託料	17,618	22,460	33,356	65,027	101,593	83,975
測量委託料	56,859	57,320	55,667	50,677	83,507	26,647
排水機場維持管理委託料	46,137	54,885	56,635	56,635	67,759	21,621
清掃委託料	37,813	45,107	39,357	37,906	34,636	-3,176
汚泥等処分委託料	34,771	40,981	37,747	34,077	33,214	-1,557
草刈委託料	21,556	23,655	26,755	29,004	31,262	9,705
道路管理システム委託料	30,897	30,168	29,084	32,956	30,963	65
道路台帳整備委託料	22,993	21,600	23,760	22,140	22,356	-637
ポンプ場維持管理委託料	12,312	13,959	14,288	14,288	15,881	3,569
浚渫委託料	11,487	10,186	10,991	10,824	13,314	1,826
施設・設備等保守管理委託料	20,939	15,600	13,926	11,713	12,359	-8,579
物件等調査委託料	15,831	9,535	14,740	10,747	7,239	-8,592
大袋駅自由通路保守管理委託料	5,999	5,999	5,999	5,999	5,999	—
その他	18,679	16,546	36,129	24,466	30,525	11,846
合計	456,543	492,671	537,080	549,658	651,563	195,019

平成 26 年度と平成 30 年度を比較すると、設計委託料 83,975 千円、街路樹等管理委託料 58,303 千円、測量委託料 26,647 千円、排水機場維持管理委託料 21,621 千円が増加している。

ii 事業別の分析

(単位: 千円)

細々目名	金額	細節名	金額
道路施設等維持管理費	256, 555	街路樹等管理委託料	160, 949
		清掃委託料	34, 636
		汚泥等処分委託料	33, 214
		草刈委託料	22, 356
		その他	5, 398
排水機場施設維持管理費	82, 388	排水機場維持管理委託料	67, 759
		施設・設備等保守管理委託料	7, 084
		電気主任技術者委託料	4, 194
		遠制装置維持管理委託料	2, 851
		その他	499
道路管理システム費	32, 863	道路管理システム委託料	30, 963
		道路管理システム保守管理委託料	1, 899
健康福祉村大袋線整備事業	31, 999	測量委託料	31, 999
橋りょう耐震化整備事業	28, 839	設計委託料	28, 839
橋りょう施設維持管理費	27, 061	設計委託料	27, 061
ポンプ場施設維持管理費	22, 721	ポンプ場維持管理委託料	15, 881
		施設・設備等保守管理委託料	5, 274
		その他	1, 565
都市再生地籍調査事業	24, 325	測量委託料	24, 325
道路台帳整備事業	22, 356	道路台帳整備委託料	22, 356
河川施設維持管理費	14, 877	設計委託料	11, 012
		その他	3, 864
道水路管理業務費	12, 405	大袋駅自由通路保守管理委託料	5, 999
		路面下空洞調査業務委託料	5, 990
		その他	415
道水路境界管理費	10, 964	測量委託料	10, 964
街路施設維持管理費	10, 260	草刈委託料	8, 906
		その他	1, 353
末田落し改修事業	9, 932	設計委託料	7, 884
		測量委託料	2, 048
平新川改修事業	9, 612	設計委託料	9, 612
千疋幹線排水路整備事業	8, 590	設計委託料	4, 660
		測量委託料	3, 930
越谷古川線整備事業	8, 286	設計委託料	6, 123
		物件等調査委託料	1, 339
		その他	824
都市下水路施設維持管理費	5, 914	浚渫委託料	5, 914
その他			31, 607
合計			651, 563

道路施設等維持管理費 256, 555 千円、排水機場施設維持管理費 82, 388 千円が建設部における委託料全体の過半数を占めている。道路施設等維持管理費のうち多額のもののは街路樹等管理委託料 160, 949 千円である。排水機場施設維持管理費のうち多額のもののは排水機場維持管理委託料 67, 759 千円である。

(ク) 福祉部

i 細節別の年次推移

(単位:千円)

細節	平成 26 年度 A	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度 B	B-A
老人福祉センター管理運営委託料	211,403	232,784	273,682	274,026	273,950	62,546
障がい者就労訓練施設管理運営委託料	—	—	163,447	164,564	164,287	2,791
障がい者相談支援事業委託料	31,300	31,300	31,300	31,800	31,800	500
障がい者福祉センター管理運営委託料	20,600	20,595	22,186	22,191	22,137	1,537
コミュニケーション支援事業委託料	20,600	20,600	20,600	20,600	21,600	1,000
自立相談支援事業委託料	—	19,962	19,993	19,999	19,999	8,102
障がい者就労支援事業委託料	19,800	19,500	19,440	19,440	19,488	-311
子どもの学習支援事業委託料	—	18,000	17,994	17,994	17,994	17,994
助け合いの仕組みづくり事業委託料	16,000	16,000	16,000	15,853	16,000	—
成年後見事業委託料	14,000	14,000	15,000	14,000	16,000	2,000
就労支援事業委託料	4,045	8,921	8,986	8,997	8,997	4,952
老人福祉センター送迎委託料	15,405	8,777	8,858	7,972	7,452	-7,953
審査支払業務委託料	9,932	8,099	7,786	7,583	7,398	-2,533
その他	66,910	58,830	156,997	92,598	20,369	-46,540
合計	603,390	639,039	782,274	717,623	647,477	44,087

平成 26 年度と平成 30 年度を比較すると、老人福祉センター管理運営委託料 62,546 千円、子どもの学習支援事業委託料 17,994 千円が増加している。老人福祉センター管理運営委託料の増加は、2015 年 12 月に越谷市立老人福祉センターひのき荘が開設されたことによる。その他が 46,540 千円減少しているのは、24 時間ホームヘルプサービス事業委託料 17,480 千円、いきいきセンリー事業委託料 16,602 千円、監理委託料 7,884 千円がなくなっているためである。

ii 事業別の分析

(単位：千円)

細々目名	金額	細節名	金額
老人福祉センター運営費	281,402	老人福祉センター管理運営委託料	273,950
		老人福祉センター送迎委託料	7,452
障がい者就労訓練施設運営費	164,287	障がい者就労訓練施設管理運営委託料	164,287
社会生活支援事業	74,003	コミュニケーション支援事業委託料	21,600
		障がい者相談支援事業委託料	31,800
		障がい者就労支援事業委託料	19,488
		啓発物品作成委託料	790
		啓発イベント等委託料	324
生活困窮者自立支援事業	39,659	家計相談支援事業委託料	1,665
		子どもの学習支援事業委託料	17,994
		自立相談支援事業委託料	19,999
デイサービス事業	22,137	障がい者福祉センター管理運営委託料	22,137
助け合いの仕組みづくり事業	16,000	助け合いの仕組みづくり事業委託料	16,000
成年後見事業	16,000	成年後見事業委託料	16,000
生活保護事務費	10,922	レセプト点検等委託料	8,997
		レセプト管理システム保守管理業務委託料	1,036
		就労支援事業委託料	858
		認定調査委託料	30
その他			23,063
合計			647,477

老人福祉センター運営費 281,402 千円、障がい者就労訓練施設運営費 164,287 千円、社会生活支援事業 74,003 千円が福祉部における委託料全体の 8 割を占めている。社会生活支援事業のうち多額なものは、コミュニケーション支援事業委託料 21,600 千円、障がい者相談支援事業委託料 31,800 千円、障がい者就労支援事業委託料 19,488 千円である。

(ケ) 都市整備部

i 細節別の年次推移

(単位：千円)

細節	平成 26 年度 A	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度 B	B-A
公園等管理委託料	225,656	253,432	273,006	280,016	299,958	74,302
清掃委託料	39,336	37,838	38,928	38,935	39,564	227
花田苑管理運営委託料	31,786	31,820	32,381	32,563	32,521	735
公営住宅管理代行委託料	25,999	30,000	30,200	30,059	32,309	6,309
野鳥の森管理運営委託料	30,830	30,503	30,249	30,776	31,003	173
産業系土地利用推進事業支援業務委託料	—	—	—	—	17,118	17,118
都市計画支援システム委託料	4,860	4,860	4,536	8,714	5,961	1,101
空家等対策計画策定業務委託料	—	—	—	—	5,616	5,616
空き家等管理システム委託料	—	—	—	—	4,428	4,428
屋外広告物除却作業業務委託料	2,405	2,499	2,499	2,593	2,499	93
その他	48,628	30,859	72,698	22,636	8,402	-40,225
合計	409,501	421,813	484,498	446,294	479,382	69,880

平成 26 年度と平成 30 年度を比較すると、公園等管理委託料 74,302 千円、産業系土地利用推進事業支援業務委託料 17,118 千円が増加している。その他が 40,225 千円減少しているのは、公共交通調査委託料 19,450 千円、画像情報装置データ移行委託料 7,110 千円がなくなり、物件等調査委託料 3,888 千円が減少しているためである。

ii 事業別の分析

(単位:千円)

細々目名	金額	細節名	金額
公園施設維持管理費	405, 288	公園等管理委託料	299, 958
		清掃委託料	39, 564
		花田苑管理運営委託料	32, 521
		野鳥の森管理運営委託料	31, 003
		徒渉池設備機器保守管理委託料	1, 101
		電気主任技術者委託料	754
		浄化槽保守管理委託料	385
市営住宅施設管理費	32, 806	公営住宅管理代行委託料	32, 309
		市営住宅管理委託料	496
流通・工業系土地利用事業	17, 118	産業系土地利用推進事業支援業務委託料	17, 118
都市計画支援システム費	5, 961	都市計画支援システム委託料	5, 961
空き家等適正管理事業	5, 813	空家等対策計画策定業務委託料	5, 616
		管理不全空き家撤去等委託料	197
空き家等管理システム費	4, 428	空き家等管理システム委託料	4, 428
屋外広告物対策事業	2, 499	屋外広告物除却作業業務委託料	2, 499
住区基幹公園等整備事業	1, 904	測量委託料	1, 566
		土地鑑定委託料	338
建築指導業務費	1, 827	電子レジスター保守管理委託料	23
		特殊建築物定期報告委託料	1, 803
その他			1, 735
合計			479, 382

公園施設維持管理費 405,288 千円が都市整備部における委託料全体の 8 割を越えている。公園施設維持管理費のうち多額なものは公園等管理委託料 299,958 千円、清掃委託料 39,564 千円、花田苑管理運営委託料 32,521 千円、野鳥の森管理運営委託料 31,003 千円である。

(コ) 子ども家庭部

i 細節別の年次推移

(単位:千円)

細節	平成 26 年度 A	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度 B	B-A
保育ステーション事業委託料	94,000	94,000	94,000	94,000	125,500	31,500
学童保育室委託料	33,700	53,870	62,620	70,780	71,490	37,790
こども医療事務委託料	52,414	48,921	49,931	45,858	43,879	-8,535
子育てサロン運営委託料	25,160	25,460	25,460	24,100	24,655	-505
清掃委託料	17,492	17,520	17,356	17,937	17,861	368
病児・病後児保育事業委託料	10,351	10,159	9,983	11,095	11,095	744
児童福祉法等による委託料	1,417,906	1,771,532	—	—	—	-1,417,906
ファミリーサポートセンター事業委託料	7,200	7,200	7,200	7,200	8,100	900
青少年健全育成事業委託料	—	5,600	5,600	5,800	5,800	5,800
子ども・子育て支援事業計画策定委託料	1,890	—	—	—	4,989	3,099
母子生活支援施設委託料	—	—	—	3,242	4,984	4,984
施設定期検査委託料	2,838	3,378	4,802	4,056	4,266	1,427
入院助産委託料	5,096	3,675	2,569	2,791	3,649	-1,447
冷暖房設備保守管理委託料	1,673	1,724	1,724	1,888	2,842	1,169
展示品保守管理委託料	3,846	3,285	2,523	2,487	2,487	-1,359
施設・設備等保守管理委託料	1,962	1,965	1,976	2,179	2,230	268
通所給付支払事務委託料	963	929	1,315	1,659	1,972	1,009
緊急サポートセンター事業委託料	1,944	1,944	1,944	1,944	1,944	0
保育所等発達支援巡回事業委託料	—	—	1,944	1,944	1,944	1,944
植木管理等委託料	2,004	2,086	2,325	1,802	1,894	-110
警備委託料	4,388	4,234	2,985	1,975	1,875	-2,512
子育て支援ネットワーク推進事業委託料	1,737	1,737	1,737	1,737	1,737	—
その他	194,311	99,405	22,863	16,316	17,852	-176,458
合計	1,880,881	2,158,630	320,862	320,796	363,051	-1,517,829

平成 26 年度と平成 30 年度を比較すると、学童保育室委託料 37,790 千円、保育ステーション事業委託料 31,500 千円が増加している。児童福祉法等による委託料は 1,417,906 千円減少している。その他が 176,458 千円減少しているのは、家庭保育室委託料 76,249 千円、臨時福祉給付金給付業務等委託料 32,051 千円、子育て世帯臨時特例給付金給付業務等委託料 21,367 千円、子育て世帯臨時特例給付金電算委託料 17,281 千円がなくなっているためである。

ii 事業別の分析

(単位:千円)

細々目名	金額	細節名	金額
保育ステーション事業	125,845	保育ステーション事業委託料	125,500
		精算機保守管理委託料	345
学童保育室運営費	71,490	学童保育室委託料	71,490
こども医療給付費	43,879	こども医療事務委託料	43,879
子育て支援事業	41,425	子育てサロン運営委託料	24,655
		子ども・子育て支援事業計画策定委託料	4,989
		ファミリーサポートセンター事業委託料	8,100
		緊急サポートセンター事業委託料	1,944
		子育て支援ネットワーク推進事業委託料	1,737
児童館ヒマワリ施設管理費	11,713	清掃委託料	7,255
		施設・設備等保守管理委託料	1,303
		冷暖房設備保守管理委託料	1,187
		植木管理等委託料	740
		その他	1,226
児童館ヒマワリ運営費	4,201	展示品保守管理委託料	2,017
		水気耕栽培保守点検委託料	983
		電子顕微鏡保守委託料	680
		視聴覚機器保守点検委託料	432
		情報学習機器保守管理委託料	87
児童館コスモス施設管理費	11,345	清掃委託料	7,452
		冷暖房設備保守管理委託料	1,601
		植木管理等委託料	658
		エレベーター保守管理委託料	513
		その他	1,119
児童館コスモス運営費	4,436	プラネタリウムソフトセッティング委託料	1,641
		イベント委託料	1,100
		プラネタリウム保守管理委託料	1,088
		展示品保守管理委託料	469
		薬品等処分委託料	136
児童館コスモス一般事務経費	166	プラネタリウム券売機保守管理委託料	166
病児保育事業	11,095	病児保育事業委託料	11,095
保育所管理費	9,996	施設定期検査委託料	3,186
		清掃委託料	2,353
		警備委託料	1,469
		害虫駆除委託料	805
		電気主任技術者委託料	709
		防火施設保守管理委託料	626
		その他	846
保育所運営費	1,367	複写機保守管理委託料	544
		福祉サービス第三者評価事業委託料	498
		保育所メール配信サービス委託料	324
保育一般事務経費	468	書類等配送業務委託料	468
青少年健全育成推進事業	5,800	青少年健全育成事業委託料	5,800
母子生活支援施設委託事業	4,984	母子生活支援施設委託料	4,984
その他			14,835
合計			363,051

保育ステーション事業 125,845 千円、学童保育室運営費 71,490 千円、こども医療給付費 43,879 千円、子育て支援事業 41,425 千円で概ね子ども家庭部における委託料全体の 8 割を占めている。子育て支援事業のうち多額なのは、子育てサロン運営委託料 24,655 千円である。

V. アンケート結果の分析

(1) アンケート調査の概要

①アンケート調査の目的

今回の包括外部監査では外部委託をテーマとして選定した。監査の開始時点では、越谷市において外部委託の全件リストは確認されなかったため、全庁レベルで外部委託の全体像を把握することを目的にアンケートを実施した。アンケートの対象は、一般会計の決算上、委託料とされる代表的な契約としている。

②アンケートの手法

アンケートを実施するに当たり、契約単位で業務を把握する必要があるが、上述のとおり、外部委託の全件リストに相当するものはないため、各部局が所管する業務のリストアップから始めた。

③アンケート対象

決算書上の委託料には、いわゆる業務委託料のほかに、指定管理者への指定管理料、児童福祉関連等の措置費も含まれる。越谷市においては、2015年度の包括外部監査で指定管理者を監査テーマとしているため、アンケート分析に当たっては、指定管理料は対象外とし、それ以外の業務委託料について分析した。なお、契約金額については、変更契約後の最終的な契約金額の回答を求めた。

④アンケートの網羅性の検証

上記の結果、アンケート結果として分析したのは、件数 1,173 件、委託料 9,613 百万円である。アンケート結果として分析対象としたものと、決算額との関係は以下とおりである。

部局名	委託料	アンケート結果				決算との差異
		業務委託	指定管理	措置費	計	
市長公室	83,511	50,841	28,199		79,040	4,471
行財政部	976,040	972,899			972,899	3,140
総務部	326,180	320,733			320,733	5,446
市民協働部	861,964	488,171	361,232		849,403	12,560
福祉部	647,477	183,085	460,376		643,461	4,016
子ども家庭部	363,051	338,298		8,633	346,932	16,119
保健医療部	2,151,486	2,135,666			2,135,666	15,820
環境経済部	1,237,528	1,227,068			1,227,068	10,460
建設部	651,563	644,686			644,686	6,876
都市整備部	479,382	411,926	63,524		475,450	3,931
消防本部	65,836	53,723			53,723	12,112
市議会	8,512	8,236			8,236	276
教育総務部	1,065,516	194,755	858,112		1,052,868	12,648
学校教育部	803,995	784,972			784,972	19,023
選挙管理委員会	13,491	12,670			12,670	820
農業委員会	4,411	4,242			4,242	168
固定資産評価審査委員会	1,270	1,270			1,270	0
合計	9,741,219	7,833,249	1,771,444	8,633	9,613,327	127,892

一般会計の決算数値による委託料合計額は、2018 年度 9,741 百万円である。決算書上、委託料には業務委託契約による委託料のほかに、指定管理料、児童福祉関連等の措置費も含まれている。アンケートの回答結果と決算額の差額は 127 百万円であり、委託料総額 9,741 百万円の 1.3%と僅少である。アンケートの実施に当たっては、財政課から委託料データを入手し、細節ベースで 100 万円を超えるものについて件別の契約内容を照会している。127 百万円は、委託料に計上されているもののうち細節ベースで 100 万円未満のものである。

外部委託の全体像を把握するというアンケートの目的に照らすと、今回のアンケートで網羅性は確保できたと判断出来る。

⑤アンケート調査項目

アンケート調査項目は次の項目から構成されている。

No	項目
1	部局名
2	所属名
3	件名
4	契約方法
	指名競争入札の場合の理由
	随意契約の場合の理由
5	予定価格
6	契約金額
7	年度
8	決算額
9	契約課の経路を経ているか
10	単年度契約か、複数年度契約か
11	年度末現在における、同一契約先との契約年数
12	委託先
13	委託先の所在地
14	指名業者数
15	契約年月日
16	契約完成期限
17	備考

なお、アンケートについては、項目が未記入の回答もあったが、件数は少なく、全体像を把握するためには問題ないものと判断した。これ以降は、項目ごとに「未記入」を除外して分析している。

(2) 契約全体のアンケート分析

①契約形態の分析

アンケート結果のうち、指定管理、措置費を除いた越谷市の一般会計の業務委託を、一般競争入札、指名競争入札、随意契約、その他の契約形態別に概観すると、次のとおりである。

(単位:千円)

契約方法	件数	金額
一般競争入札	106	989,417
指名競争入札	138	728,413
随意契約	899	5,646,293
その他※	4	469,124
合計	1,147	7,833,249

契約方法	比率	
	件数	金額
一般競争入札	9.2%	12.6%
指名競争入札	12.0%	9.3%
随意契約	78.4%	72.1%
その他※	0.3%	6.0%
合計	100.0%	100.0%

※その他は、埼玉県と合意書による委託、PFIによる斎場運営維持管理費の平成30年度支払分、予防接種の委託である。

随意契約が、金額ベースでは、決算金額7,833百万円のうち5,646百万円であり、72.1%を占める。件数ベースでは、全体1,147件のうち899件であり、78.4%を占める。

これに対し、一般競争入札の全体に占める割合は、契約件数1,147件中106件、決算金額7,833百万円中989百万円であり、件数割合は9.2%、金額割合は12.6%に過ぎない。地方自治法上の原則である一般競争入札は、件数、金額ともに著しく少ない。

また、指名競争入札の全体に占める割合は、契約件数138件、決算金額7,833百万円中728百万円であり、件数割合は12.0%、金額割合は9.3%に過ぎない。

件数、金額ともに、地方自治法の原則である一般競争入札に次いで、著しく少ない。

後述するように、予定価格と契約金額の比率は、一般競争入札92.1%、指名競争入札92.1%、随意契約99.6%である。随意契約は競争入札に比べて予定価格と契約金額の比率が高くなっている。

②部局別の契約形態分析

部局別に見ると、一般競争入札、指名競争入札、随意契約の内訳は次のとおりである。

(単位：千円)

部局名	一般競争入札		指名競争入札		随意契約		合計	
	件数	決算金額	件数	決算金額	件数	決算金額	件数	決算金額
保健医療部	1	1,252	9	22,145	52	1,880,121	62	1,903,520
環境経済部	14	41,969	20	198,075	130	987,023	164	1,227,068
行財政部			5	90,015	83	882,883	88	972,899
学校教育部	8	159,734	21	157,357	193	467,830	222	784,922
建設部	45	383,671	15	127,167	106	133,848	166	644,686
都市整備部	27	296,335	4	8,283	35	107,307	66	411,926
子ども家庭部	2	4,655	7	19,540	48	312,129	57	336,325
総務部	3	80,640	1	817	78	239,276	82	320,733
市民協働部	3	7,456	38	50,001	55	199,013	96	256,471
教育総務部	3	13,701	10	37,711	42	143,342	55	194,755
福祉部			1	1,885	17	177,944	18	179,829
消防本部			3	3,294	32	50,429	35	53,723
市長公室			3	5,758	17	45,082	20	50,841
選挙管理委員会			1	6,359	2	6,311	3	12,670
市議会					3	8,236	3	8,236
農業委員会					5	4,242	5	4,242
固定資産評価審査委員会					1	1,270	1	1,270
総計	106	989,417	138	728,413	899	5,646,293	1,143	7,364,124

部局名	一般競争入札		指名競争入札		随意契約		合計	
	件数	決算金額	件数	決算金額	件数	決算金額	件数	決算金額
保健医療部	1.6%	0.1%	14.5%	1.2%	83.9%	98.8%	100.0%	100.0%
環境経済部	8.5%	3.4%	12.2%	16.1%	79.3%	80.4%	100.0%	100.0%
行財政部			5.7%	9.3%	94.3%	90.7%	100.0%	100.0%
学校教育部	3.6%	20.4%	9.5%	20.0%	86.9%	59.6%	100.0%	100.0%
建設部	27.1%	59.5%	9.0%	19.7%	63.9%	20.8%	100.0%	100.0%
都市整備部	40.9%	71.9%	6.1%	2.0%	53.0%	26.1%	100.0%	100.0%
子ども家庭部	3.5%	1.4%	12.3%	5.8%	84.2%	92.8%	100.0%	100.0%
総務部	3.7%	25.1%	1.2%	0.3%	95.1%	74.6%	100.0%	100.0%
市民協働部	3.1%	2.9%	39.6%	19.5%	57.3%	77.6%	100.0%	100.0%
教育総務部	5.5%	7.0%	18.2%	19.4%	76.4%	73.6%	100.0%	100.0%
福祉部			5.6%	1.0%	94.4%	99.0%	100.0%	100.0%
消防本部			8.6%	6.1%	91.4%	93.9%	100.0%	100.0%
市長公室			15.0%	11.3%	85.0%	88.7%	100.0%	100.0%
選挙管理委員会			33.3%	50.2%	66.7%	49.8%	100.0%	100.0%
市議会					100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
農業委員会					100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
固定資産評価審査委員会					100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
総計	9.3%	13.4%	12.1%	9.9%	78.7%	76.7%	100.0%	100.0%

部局別に見ても、随意契約の割合が非常に高い。件数ベースでは、都市整備部 53.0%、市民協働部 57.3%、建設部 63.9%、選挙管理委員会 66.7%が低いが、他の部局では、随意契約が多い。

また、決算金額ベースでは、建設部 20.8%、都市整備部 26.1%、選挙管理委員会 49.8%、学校教育部 59.6%が比較的低い、他部局では高い割合を占めている。

(3) 随意契約

①随意契約の割合

随意契約の全体に占める割合は、契約件数 1,143 件中 899 件、決算額 7,364 百万円中 5,646 百万円である。件数割合は 78.6%、金額割合は 76.7%であり、越谷市の業務委託契約の多くが随意契約である。

契約方法	件数		金額(千円)	
		割合		割合
一般競争入札	106	9.3%	989,417	13.4%
指名競争入札	138	12.1%	728,413	9.9%
随意契約	899	78.6%	5,646,293	76.7%
合計	1,143	100.0%	7,364,124	100.0%

これ以降は、越谷市の外部委託の多くを占める随意契約について、アンケート結果に基づいて分析する。

②部局別の随意契約に占める割合

部局別の随意契約に占める割合は、次のとおりである。

部局名	随意契約		委託合計(※)		随意契約の割合	
	件数	決算金額 (千円)	件数	決算金額 (千円)	件数	決算金額
保健医療部	52	1,880,121	62	1,903,520	83.9%	98.8%
環境経済部	130	987,023	164	1,227,068	79.3%	80.4%
行財政部	83	882,883	88	972,899	94.3%	90.7%
学校教育部	193	467,830	222	784,922	86.9%	59.6%
建設部	106	133,848	166	644,686	63.9%	20.8%
都市整備部	35	107,307	66	411,926	53.0%	26.1%
子ども家庭部	48	312,129	57	336,325	84.2%	92.8%
総務部	78	239,276	82	320,733	95.1%	74.6%
市民協働部	55	199,013	96	256,471	57.3%	77.6%
教育総務部	42	143,342	55	194,755	76.4%	73.6%
福祉部	17	177,944	18	179,829	94.4%	99.0%
消防本部	32	50,429	35	53,723	91.4%	93.9%
市長公室	17	45,082	20	50,841	85.0%	88.7%
選挙管理委員会	2	6,311	3	12,670	66.7%	49.8%
市議会	3	8,236	3	8,236	100.0%	100.0%
農業委員会	5	4,242	5	4,242	100.0%	100.0%
固定資産評価審査委員会	1	1,270	1	1,270	100.0%	100.0%
総計	899	5,646,293	1,143	7,364,124	78.7%	76.7%

(※)その他(埼玉県と合意書による委託、PFI による斎場運営維持管理費の平成 30 年度支払分、予防接種の委託)を除いた金額。

多くの部局で随意契約の割合が、件数ベースで 70%を越えている。例外的に建設部、都市整備部、市民協働部、選挙管理委員会の 4 部局では随意契約割合が 50～60%代と低いが、この例外を除くとほとんどの部局で 70%以上が随意契約である。

委託業務には、4 月 1 日から 3 月 31 日までの期間で契約するものもあるが、競争入札の場合準備期間が必要になり、4 月 1 日の役務提供開始に間に合わない場合には、便宜上随意契約を締結していることもある。これについては、債務負担行為の設定により競争入札に移行することが検討できる。

随意契約には、以下の弊害がある。

- ・ 随意契約は、相対での交渉である。例えば、1 者のみとの交渉で済ますこともできる。
- ・ 地方自治法・同施行令に手順が詳細に定められている入札と異なり、発注者に裁量の余地がある。
- ・ 受注者にとっても、入札ほど法規定が厳格でない。
- ・ 受注希望者にとって、自ら名乗りでて、手続きに参加するチャンスがない。

随意契約が当り前の状況が続くと、法律上の厳格さが少ないという随意契約の性質から、競争性のない契約が多くなる恐れがある。

③決算額の階層別分布

随意契約全体を、個々の契約の決算金額の階層別に分類すると、下表のようになる。

金額	契約件数		決算金額		1 件当たり決算額	予定価格と契約金額の比率
	件数	割合	金額(千円)	割合	金額(千円)	
100 万円以下	555	61.7%	176,085	3.1%	317	90.9%
100 万円超 500 万円以下	173	19.2%	411,912	7.3%	2,381	99.0%
500 万円超 1000 万円以下	68	7.6%	500,104	8.8%	7,354	98.9%
1000 万円超 5000 万円以下	85	9.5%	1,963,666	34.8%	23,101	99.8%
5000 万円超 1 億円以下	7	0.8%	416,924	7.4%	59,560	99.7%
1 億円超	11	1.2%	2,177,598	38.6%	197,963	100.0%
合計	899	100.0%	5,646,293	100.0%	6,280	99.6%

決算金額 100 万円以下の契約は、件数ベースでは 555 件と随意契約全体 61.7%を占めるが、金額ベースでは、176,085 千円にとどまり、全体の 3.1%に過ぎない。

逆に、決算金額 1 億円超の契約件数は 1.2%に過ぎないが、決算金額では全体の 38.6%を占める。零細な規模の委託が多い反面、少ない件数の業務委託が占める金額的割合が高い。

④見積書徴求事業者ごとの分布

見積書を徴求した事業者ごとの分布は、次の通りである。

見積書徴求業者数別

(単位：千円)

業者数	契約件数		決算金額	
	件数	割合	金額(千円)	割合
1	457	50.8%	4,167,552	73.8%
2	342	38.0%	196,736	3.5%
3	10	1.1%	46,732	0.8%
4	11	1.2%	42,073	0.7%
5	8	0.9%	50,280	0.9%
6	65	7.2%	876,235	15.5%
8	2	0.2%	215,545	3.8%
23	1	0.1%	469	0.0%
未記入	3	0.3%	50,666	0.9%
総計	899	100.0%	5,646,293	100.0%

見積書を1者からしか徴求していない随意契約、いわゆる一者随意契約が多い。随意契約899件、5,646,293千円のうち、一者随意契約が457件、4,167,552千円に上る。件数ベースでは、随意契約全体の50.8%、金額ベースでは、73.8%を占める。

「その他」の契約形態を除いた越谷市の業務委託全体から見ると、件数ベースでは、契約全体1,143件のうち40.2%、金額ベースでは、契約全体7,364,124千円のうち57.3%が一者随意契約である。

一者随意契約は、1者からしか見積書を徴求せずに契約するため、価格面などを他の事業者を比較して選択する競争性がないことになる。「その他」の契約形態を除いた越谷市の業務委託契約のうち件数ベースで4割は競争性のない一者随意契約によっている。個別検証によっても、準備期間の関係から4月1日開始の委託契約について便宜上随意契約にしている契約が確認された。債務負担行為を設定する等の仕組みにより競争入札に変更できる契約は、競争性を高めるために複数事業者から見積りを徴求できる仕組みを作ることが望まれる。

⑤契約年数別の分布

契約年数による分布は下記のとおりである。

契約年数別

(単位:千円)

契約年数	契約件数		決算金額	
	件数	割合	金額	割合
1	847	94.2%	5,070,139	89.8%
2	4	0.4%	216,390	3.8%
3	7	0.8%	51,077	0.9%
4	2	0.2%	10,975	0.2%
5	37	4.1%	290,311	5.1%
10	2	0.2%	7,398	0.1%
総計	899	100.0%	5,646,293	100.0%

契約 899 件中、契約期間が 1 年以下の契約が件数ベースで 847 件、94.2%、金額ベースで 5,070,139 千円、89.8%と最も多い。毎年契約を見直すものが約 9 割を占める。

逆に、件数で 5.8%、金額で 10.2%の契約は、契約年数が 2 年以上にまたがっている。地方自治法第 214 条に規定する債務負担行為、地方自治法第 234 条の 3 に規定する長期継続契約、地方自治法 212 条に規定する継続費である。

契約年数 2 年の契約については、具体的には、次のようなものがある。内部事務システム構築業務委託、障がい者就労支援事業委託料については個別検証の対象としている。

- ・行財政部：内部事務システム構築業務委託
- ・福祉部：障がい者就労支援事業委託料
- ・保健医療部：越谷市立保健センター建設工事監理業務委託
- ・第 2 期越谷市子ども・子育て支援事業計画

契約年数 3 年の契約については、相談業務、施設の管理業務の委託が多くみられる。具体的には、次のようなものがある。生活困窮者自立相談支援事業業務委託、被保護者就労支援事業業務委託、については個別検証の対象としている。

- ・福祉部：生活困窮者自立相談支援事業業務委託
- ・市長公室：越谷市男女共同参画相談業務
- ・福祉部：被保護者就労支援事業業務委託
- ・建設部：大袋駅自由通路管理業務委託

契約年数 4 年の契約については、具体的には次の 2 件である。

- ・中学校クライアント機器等運用支援委託
- ・戸籍情報システム等機器保守管理委託

契約年数 5 年の契約については、システム関連の契約が金額の多くを占めている。具体的には、次のようなものがある。学校系サーバ機器等 I D C 業務委託については、個別検証の対象としている。

- ・ 学校教育部：学校系サーバ機器等 I D C 業務委託
- ・ 学校教育部：校内系中学校サーバ機器等 I D C 業務委託
- ・ 教育総務部：図書館システム電算委託
- ・ 市民協働部：コンビニ交付サービス運用支援等業務委託
- ・ 総務部：文書保存委託

⑥ 同一先との契約継続年数月の分布

上記契約期間とは別に、同一先と何年継続して委託契約しているか集計すると、以下の通りである。(契約上の年数とは関わりなく集計している。)

長期同一委託先 (単位：千円)

継続年数	契約件数		決算金額	
	件数	割合	金額	割合
1 年以下	474	52.7%	889,291	15.8%
1 年超 5 年以内	124	13.8%	753,792	13.4%
5 年超 10 年以内	97	10.8%	540,960	9.6%
10 年超 15 年以内	67	7.5%	542,562	9.6%
15 年超	135	15.0%	2,908,670	51.5%
未回答	2	0.2%	11,015	0.2%
総計	899	100.0%	5,646,293	100.0%

同一先に 5 年を超えて委託を続けている割合が高い。契約件数では 899 件のうち、299 件 33.3%、金額ベースでは、5,646,293 千円のうち、3,992,193 千円 70.7%に達する。

⑤で記載のとおり、契約期間の分布では、単年契約が多かったものの、累計の契約年数では逆の傾向を示している。

⑦ 契約年数ごとの同一先との継続年数の分布

契約年数の異なるごとに、同一先と何年契約を継続しているか分類すると、次のようになる。

契約年数ごと長期同一先委託

年数		契約件数		決算金額	
契約年数	継続年数	件数	割合	金額(千円)	割合
1	1年以下	470	52.3%	861,401	15.3%
	1年超5年以内	102	11.3%	434,767	7.7%
	5年超10年以内	82	9.1%	349,015	6.2%
	10年超15年以内	63	7.0%	523,074	9.3%
	15年超	130	14.5%	2,898,262	51.3%
	未回答	2	0.2%	11,015	0.2%
	計	849	94.4%	5,077,537	89.9%
2	1年以下	2	0.2%	13,756	0.2%
	1年超5年以内	2	0.2%	202,634	3.6%
	計	4	0.4%	216,390	3.8%
3	1年以下	1	0.1%	3,952	0.1%
	1年超5年以内	4	0.4%	35,117	0.6%
	5年超10年以内	1	0.1%	40	0.0%
	10年超15年以内	1	0.1%	11,966	0.2%
	計	7	0.8%	51,077	0.9%
4	5年超10年以内	1	0.1%	4,879	0.1%
	15年超	1	0.1%	6,096	0.1%
	計	2	0.2%	10,975	0.2%
5	1年以下	1	0.1%	10,180	0.2%
	1年超5年以内	16	1.8%	81,273	1.4%
	5年超10年以内	13	1.4%	187,024	3.3%
	10年超15年以内	3	0.3%	7,521	0.1%
	15年超	4	0.4%	4,311	0.1%
	計	37	4.1%	290,311	5.1%
総計		899	100.0%	5,646,293	100.0%

契約期間が1年であるにも関わらず、同一先と5年を超える契約を繰り返しているものが、金額ベースでは、5,646,293千円のうち3,770,352千円であり、随意契約全体の66.8%を占める。件数ベースでは、899件のうち275件であり30.6%を占める。

単年度契約849件5,077,537千円を分母とすれば、契約期間が1年であるにも関わらず、同一先と5年を超えて契約を繰り返しているものが、件数ベースで単年度契約の32.4%、金額ベースでは単年度契約の74.3%は、5年以上同一先と契約を繰り返している。

⑧ 見積り徴求者数と同一先継続年数別の相関関係

(ア) 契約期間が1年の契約

契約期間が1年の契約、すなわち単年度契約について、見積徴求者数と同一先継続年数との相関関係をみると、以下のようになる。

見積徴求者数・契約期間・同一先継続年数による分析 契約年数1年以下 (単位:千円)

		金額						
業者数	契約期間	1年以下						
	継続年数	1年以下	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 15年以内	15年超	未記入	総計
1		607,921	353,755	266,249	293,472	2,302,024	9,745	3,833,169
2		113,688	27,641	25,589	11,793	6,030		184,742
3		7,992	4,674	408	7,294	12,118		32,487
4		18,446	2,317	728	581			22,074
5		5,451	39,839					45,290
6		70,034	6,539	44,039	209,932	545,688		876,235
8						32,400		32,400
23		469						469
未記入		37,396		12,000			1,270	50,666
合計		861,401	434,767	349,015	523,074	2,898,262	11,015	5,077,537
		割合						
業者数	契約期間	1年以下						
	継続年数	1年以下	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 15年以内	15年超	未記入	総計
1		12.0%	7.0%	5.2%	5.8%	45.3%	0.2%	75.5%
2		2.2%	0.5%	0.5%	0.2%	0.1%		3.6%
3		0.2%	0.1%	0.0%	0.1%	0.2%		0.6%
4		0.4%	0.0%	0.0%	0.0%			0.4%
5		0.1%	0.8%					0.9%
6		1.4%	0.1%	0.9%	4.1%	10.7%		17.3%
8						0.6%		0.6%
23		0.0%						0.0%
未記入		0.7%		0.2%			0.0%	1.0%
合計		17.0%	8.6%	6.9%	10.3%	57.1%	0.2%	100.0%

単年度契約の一者随意契約とその継続年数

単年度契約 5,077,537 千円について、次のような特徴が伺える。

- ・単年度契約 5,077,537 千円のうち、74.3%、3,770,352 千円が5年超同一先との契約を繰り返している。
- ・単年度契約のうち 75.5%、3,833,169 千円が一者随意契約である。
- ・単年度契約 5,077,537 千円のうち 56.4%、2,861,746 千円が、5年超同一先かつ一者随意契約である。
- ・5年超同一先 3,770,352 千円のうち、75.9%、2,861,746 千円は一者随意契約である。
- ・一者随意契約 3,833,169 千円のうち、74.7%、2,861,746 千円は、5年以上同一先である。

一者随契であることと、5 年以上同一先であることには関連性がある。

このように一者随意契約を長年繰り返していることには、以下のような弊害がある。

- i 選定という競争性が発揮される場自体がほとんどない。
- ii 受注者は、長年受注できるものと思うので、向上のインセンティブがわからない。
- iii いったん決まった受注者は、長年受注できるのが実態である。このため、受注者の市への依存度が高いほど、安易な受注にたよる企業体質になるおそれがある。
- iv 既受注者以外の受注を希望するものが選定手続に参加する機会がない。

一者随意契約は 5 年を超える長期の契約につながる可能性が高い。長期契約の弊害を防止するためにも見積りは複数事業者から徴求することが望ましい。

(イ) 契約期間が2年の契約

見積徴求者数・契約期間・同一先継続年数による分析

契約年数2年

(単位:千円)

		金額					
業者数	契約期間	2年					
	継続年数	1年以下	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 15年以内	15年超	総計
1		8,767	19,488				28,256
2							
3							
4							
5		4,989					4,989
6							
8			183,145				183,145
23							
合計		13,756	202,634				216,390
		割合					
業者数	契約期間	2年					
	継続年数	1年以下	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 15年以内	15年超	総計
1		4.1%	9.0%				13.1%
2							
3							
4							
5		2.3%					2.3%
6							
8			84.6%				84.6%
23							
合計		6.4%	93.6%				100.0%

契約期間が2年の契約については、一者随意契約は金額ベースで13.1%である。そのほかは、5者と8者の複数見積りを徴求している契約である。

(ウ) 契約期間が3年の契約

見積徴求者数・契約期間・同一先継続年数による分析

契約年数3年

(単位:千円)

		金額					
業者数	契約期間	3年					
	継続年数	1年以下	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 15年以内	15年超	総計
	1	3,952	5,999		11,966		21,918
	2		121	40			161
	3		8,997				8,997
	4		19,999				19,999
	5						
	6						
	8						
	23						
	合計	3,952	35,117	40	11,966		51,077
		割合					
業者数	契約期間	3年					
	継続年数	1年以下	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 15年以内	15年超	総計
	1	7.7%	11.7%		23.4%		42.9%
	2		0.2%	0.1%			0.3%
	3		17.6%				17.6%
	4		39.2%				39.2%
	5						
	6						
	8						
	23						
	合計	7.7%	68.8%	0.1%	23.4%		100.0%

契約期間が3年の契約については、一者随意契約と4者見積徴求による契約が多い。

(エ) 契約期間が4年の契約

見積徴求者数・契約期間・同一先継続年数による分析

契約年数4年

(単位:千円)

		金額					
業者数	契約期間	4年					
	継続年数	1年以下	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 15年以内	15年超	総計
1				4,879		6,096	10,975
2							
3							
4							
5							
6							
8							
23							
合計				4,879		6,096	10,975
		割合					
業者数	契約期間	4年					
	継続年数	1年以下	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 15年以内	15年超	総計
1				44.5%		55.5%	100.0%
2							
3							
4							
5							
6							
8							
23							
合計				44.5%		55.5%	100.0%

契約期間が4年の契約については、全てが一者随意契約である。

(オ) 契約期間が5年の契約

見積徴求者数・契約期間・同一先継続年数による分析

契約年数5年

(単位:千円)

		金額					
業者数	契約期間	5年					
	継続年数	1年以下	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 15年以内	15年超	総計
1			74,450	187,024	7,445	4,311	273,231
2		10,180	1,575		76	0	11,831
3			5,247				5,247
4							
5							
6							
8							
23							
合計		10,180	81,273	187,024	7,521	4,311	290,311
		割合					
業者数	契約期間	5年					
	継続年数	1年以下	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 15年以内	15年超	総計
1			25.6%	64.4%	2.6%	1.5%	94.1%
2		3.5%	0.5%		0.0%		4.1%
3			1.8%				1.8%
4							
5							
6							
8							
23							
合計		3.5%	28.0%	64.4%	2.6%	1.5%	100.0%

契約期間が5年の契約については、一者随意契約が多い。

次頁以降では、随意契約の実態が、契約額や予定価格と契約金額の比率にどのような影響を与えているかを分析する。

⑨ 予定価格と契約金額の比率の分析

(ア) 予定価格と契約金額の比率の階層別の分布

随意契約について、予定価格と契約金額の比率の階層別に、件数・金額をみると、以下の通りである。

予定価格と契約金額の比率の階層別

(単位：千円)

予定価格と契約金額 の比率	契約件数		決算金額	
	件数	割合	金額	割合
50%未満	7	0.8%	3,763	0.1%
50%以上 60%未満	3	0.3%	1,779	0.0%
60%以上 70%未満	5	0.6%	1,715	0.0%
70%以上 80%未満	8	0.9%	11,560	0.2%
80%以上 90%未満	32	3.6%	25,139	0.4%
90%以上 95%未満	53	5.9%	77,699	1.4%
95%以上 100%未満	151	16.8%	626,868	11.1%
100%	618	68.7%	4,584,673	81.2%
100%超	4	0.4%	201,699	3.6%
その他※	18	2.0%	111,393	2.0%
合計	899	100.0%	5,646,293	100.0%

※主として、健康診断など単価契約による委託業務である。

予定価格と契約金額の比率 95%以上の契約が、件数ベースで 85.9%、金額ベースで 95.9%を占める。また、予定価格と契約金額の比率 100%のものが件数ベースで 68.7%、金額ベースで 81.2%を占める。なお、アンケートの回答で予定価格、契約金額に記載がないために、契約金額÷予定価格の算定方法で比率を求められない契約が 18 件、金額で 111,393 千円についてはその他に記載している。健康診断などの単価契約が主な契約である。

部局別の分析においては、契約ごとの予定価格と契約金額の比率を単純平均するのではなく、分析の区分ごと(部局分析であれば部局ごと)に契約金額の総和と予定価格の総和を求め、その比率を算定している。少額の契約の予定価格と契約金額の比率によるへだたりを防ぐためである。

以下、予定価格と契約金額の比率が高止まりしている要因について、部局別、契約額の階層別、見積徴求事業者別、契約年数ごとの同一先との継続年数別に分析する。

(イ)部局別の予定価格と契約金額の比率

部局別の予定価格と契約金額の比率は次の通りである。

部局別

部局	予定価格 A (円)	契約金額 B		B / A
		件数	契約金額(円)	
市長公室	92,443,460	17	94,502,591	102.2%
行財政部	1,057,178,721	83	1,080,984,924	102.3%
総務部	250,880,581	71	241,116,571	96.1%
市民協働部	334,335,882	53	329,063,795	98.4%
福祉部	248,986,246	16	248,986,246	100.0%
子ども家庭部	325,958,360	48	325,918,400	100.0%
保健医療部	1,627,341,326	47	1,622,346,715	99.7%
環境経済部	1,021,380,743	130	1,017,580,214	99.6%
建設部	112,673,139	105	103,089,905	91.5%
都市整備部	114,147,550	35	107,588,648	94.3%
消防本部	59,500,462	32	56,026,360	94.2%
市議会	8,309,736	3	8,309,736	100.0%
教育総務部	280,383,219	42	280,294,130	100.0%
学校教育部	1,286,863,171	192	1,280,011,106	99.5%
選挙管理委員会	7,531,812	2	7,531,812	100.0%
農業委員会	4,242,672	5	4,242,672	100.0%
その他※	—	18	—	—
総計	6,832,157,080	899	6,807,593,825	99.6%

※主として、健康診断など単価契約による委託業務である。

予定価格と契約金額の比率は、全市平均で 99.6%であり、著しく高い。

部局別で見ると、総務部、建設部、都市整備部、消防本部の予定価格と契約金額の比率が相対的に低く、96.1%、91.5%、94.3%、94.2%である。これ以外の他の部局では、ほぼ 100%に近い。随意契約においては、総務部、建設部、都市整備部、消防本部を除けば、部局を問わず、ほぼ予定価格のまま契約していることが分かる。

(ウ) 決算額の階層別の予定価格と契約金額の比率

決算額の階層別

(単位:円)

金額	契約件数		決算金額		予定価格 A	契約金額 B	B / A
	件数	割合	金額	割合			
50 万円以下	486	54.1%	128,377,486	2.3%	157,556,156	140,525,968	89.2%
50 万円超 100 万円以下	64	7.1%	46,183,768	0.8%	66,956,504	63,594,949	95.0%
100 万円超 500 万円以下	165	18.4%	390,990,711	6.9%	635,980,405	629,469,367	99.0%
500 万円超 5000 万円以下	148	16.5%	2,374,824,886	42.1%	3,008,268,540	2,995,257,735	99.6%
5000 万円超 1 億円以下	7	0.8%	416,924,486	7.4%	377,119,007	376,078,057	99.7%
1 億円超	11	1.2%	2,177,598,676	38.6%	2,586,276,468	2,602,667,749	100.6%
小計	881	98.0%	5,534,900,013	98.0%	6,832,157,080	6,807,593,825	99.6%
その他※	18	2.0%	111,393,296	2.0%			
総計	899	100.0%	5,646,293,309	100.0%			

※主として、健康診断など単価契約による委託業務である。

決算額 50 万円以下の小規模委託は予定価格と契約金額の比率が低く、金額が大きくなるにつれて予定価格と契約金額の比率も高くなっている。

(エ) 見積徴求者数別の予定価格と契約金額の比率

見積書を徴求した事業者別の予定価格と契約金額の比率は次の通りである。

見積り徴求数別

(単位:円)

業者数	契約件数		決算額		契約金額 A	予定価格 B	A/B
	件数	割合	金額	割合			
1	448	49.8%	4,124,334,471	73.0%	5,083,308,826	5,096,430,269	99.7%
2	339	37.7%	192,363,544	3.4%	215,867,669	223,228,645	96.7%
3	8	0.9%	34,066,688	0.6%	99,949,056	100,616,996	99.3%
4	11	1.2%	42,073,914	0.7%	82,070,755	86,245,995	95.2%
5	8	0.9%	50,280,480	0.9%	52,278,480	52,386,892	99.8%
6	65	7.2%	876,235,596	15.5%	875,428,399	896,984,923	97.6%
8	2	0.2%	215,545,320	3.8%	398,690,640	376,263,360	106.0%
小計	881	98.0%	5,534,900,013	98.0%	6,807,593,825	6,832,157,080	99.6%
その他※	18	2.0%	111,393,296	2.0%			
総計	899	100.0%	5,646,293,309	100.0%			

※主として、健康診断など単価契約による委託業務である。

見積り徴求業者数別の予定価格と契約金額の比率には、以下の特徴がある。

- ・一者随意契約の予定価格と契約金額の比率は99.7%である。
市の積算根拠である予定価格と一者の見積金額が限りなく近くなっている。
- ・業者数に関わらず予定価格と契約金額の比率がおしなべて高い。
一者随意契約に限らず、予定価格と契約金額の比率はおしなべて高止まりしている。
- ・業者数と予定価格と契約金額の比率の間に相関関係は認められない。
予定価格と契約金額の比率は、業者数の多寡に限らず、高止まりしており、業者数と予定価格と契約金額の比率に相関関係は認められない。

一般的には、業者数の増加に伴い、競争メカニズムが働き、予定価格と契約金額の比率は低下するものと推定される。しかし、上記の結果からはそのような相関関係は認められない。一者随意契約の予定価格と契約金額の比率は99.7%であるが、事業者数が多い場合でも予定価格と契約金額の比率は総じて高止まりしている。

(オ) 契約年数別の予定価格と契約金額の比率

契約年数ごとの予定価格と契約金額の比率は次の通りである。

契約年数別

(単位：円)

契約年数	契約件数		決算金額		予定価格 A	契約金額 B	B/A
	件数	割合	決算額	割合			
1 年以内	832	92.5%	4,970,097,297	88.0%	4,741,136,759	4,692,378,703	99.0%
2 年	4	0.4%	216,390,990	3.8%	405,357,600	430,530,240	106.2%
3 年	6	0.7%	47,124,589	0.8%	138,752,008	141,372,259	101.9%
4 年	2	0.2%	10,975,608	0.2%	43,859,664	43,859,664	100.0%
5 年	37	4.1%	290,311,529	5.1%	1,503,051,049	1,499,452,959	99.8%
小計	881	98.0%	5,534,900,013	98.0%	6,832,157,080	6,807,593,825	99.6%
その他※	18	2.0%	111,393,296	2.0%			
総計	899	100.0%	5,646,293,309	100.0%			

※主として、健康診断など単価契約による委託業務である。

全ての契約年数において予定価格と契約金額の比率が 99%超と非常に高い値になっている。

(カ) 同一先との契約継続年数別の予定価格と契約金額の比率

同一先と継続して契約している年数別の予定価格と契約金額の比率は次のとおりである。

同一先との契約継続年数別

(単位：円)

継続年数	契約件数		決算金額		予定価格 A	契約金額 B	B/A
	件数	割合	金額	割合			
1 年以下	471	52.4%	843,433,161	14.9%	908,431,995	871,218,224	95.9%
1 年超 5 年以内	122	13.6%	747,447,629	13.2%	1,297,431,251	1,314,870,724	101.3%
5 年超 10 年以内	94	10.5%	535,257,764	9.5%	1,330,643,360	1,330,533,683	100.0%
10 年超 15 年以内	64	7.1%	534,828,681	9.5%	583,880,359	585,761,945	100.3%
15 年超	129	14.3%	2,864,186,858	50.7%	2,700,770,115	2,694,209,249	99.8%
未記入	1	0.1%	9,745,920	0.2%	11,000,000	11,000,000	100.0%
小計	881	98.0%	5,534,900,013	98.0%	6,832,157,080	6,807,593,825	99.6%
その他※	18	2.0%	111,393,296	2.0%			
総計	899	100.0%	5,646,293,309	100.0%			

※主として、健康診断など単価契約による委託業務である。

同一先との契約継続年数 1 年以内の契約だけが 95.9%で若干低いものの、それ以外では全て 99%を越えており非常に高い。

(キ)契約年数別ごとの同一先との継続年数別の予定価格と契約金額の比率

契約年数の異なるごとに、同一先との継続年数別に、予定価格と契約金額の比率を集計すると、次の通りである。

契約年数別毎の同一先との継続年数別

(単位：円)

年数		契約件数		決算金額		予定価格 A	契約金額 B	B/A
契約年数	継続年数	件数	割合	金額	割合			
1	1年以下	467	51.9%	815,543,482	14.4%	826,097,765	791,889,744	95.9%
	1年超5年以内	101	11.2%	432,375,371	7.7%	438,434,984	431,303,877	98.4%
	5年超10年以内	79	8.8%	343,313,360	6.1%	320,097,260	319,997,303	100.0%
	10年超15年以内	60	6.7%	515,340,104	9.1%	513,011,859	512,253,754	99.9%
	15年超	124	13.8%	2,853,779,060	50.5%	2,632,494,891	2,625,934,025	99.8%
	未記入	1	0.1%	9,745,920	0.2%	11,000,000	11,000,000	100.0%
	計	832	92.5%	4,970,097,297	88.0%	4,741,136,759	4,692,378,703	99.0%
2	1年以下	2	0.2%	13,756,734	0.2%	25,626,240	25,239,600	98.5%
	1年超5年以内	2	0.2%	202,634,256	3.6%	379,731,360	405,290,640	106.7%
	5年超10年以内	0	0.0%	0	0.0%	0	0	
	10年超15年以内	0	0.0%	0	0.0%	0	0	
	15年超	0	0.0%	0	0.0%	0	0	
	計	4	0.4%	216,390,990	3.8%	405,357,600	430,530,240	106.2%
3	1年以下	0	0.0%	0	0.0%	0	0	
	1年超5年以内	4	0.4%	35,117,496	0.6%	105,381,648	105,352,488	100.0%
	5年超10年以内	1	0.1%	40,500	0.0%	131,220	121,500	92.6%
	10年超15年以内	1	0.1%	11,966,593	0.2%	33,239,140	35,898,271	108.0%
	15年超	0	0.0%	0	0.0%	0	0	
	計	6	0.7%	47,124,589	0.8%	138,752,008	141,372,259	101.9%
4	1年以下	0	0.0%	0	0.0%	0	0	
	1年超5年以内	0	0.0%	0	0.0%	0	0	
	5年超10年以内	1	0.1%	4,879,440	0.1%	19,517,760	19,517,760	100.0%
	10年超15年以内	0	0.0%	0	0.0%	0	0	
	15年超	1	0.1%	6,096,168	0.1%	24,341,904	24,341,904	100.0%
	計	2	0.2%	10,975,608	0.2%	43,859,664	43,859,664	100.0%
5	1年以下	1	0.1%	10,180,145	0.2%	52,745,470	50,136,080	95.1%
	1年超5年以内	16	1.8%	81,273,306	1.4%	377,845,779	376,876,519	99.7%
	5年超10年以内	13	1.4%	187,024,464	3.3%	990,897,120	990,897,120	100.0%
	10年超15年以内	3	0.3%	7,521,984	0.1%	37,629,360	37,609,920	99.9%
	15年超	4	0.4%	4,311,630	0.1%	43,933,320	43,933,320	100.0%
	計	37	4.1%	290,311,529	5.1%	1,503,051,049	1,499,452,959	99.8%
小計		881	98.0%	5,534,900,013	98.0%	6,832,157,080	6,807,593,825	99.6%
その他※		18	2.0%	111,393,296	2.0%			
総計		899	100.0%	5,646,293,309	100.0%			

※主として、健康診断など単価契約による委託業務である。

契約期間1年かつ継続年数15年超の契約が、金額ベースで随意契約全体の約50.5%を占めており、契約件数ベースでは随意契約全体の13.8%を占めている。この区分の予定価格と契約金額の比率は99.8%である。他の契約形態で、若干多いのは、契約年数1年かつ継続年数1年以下の契約であり、金額ベースで約14.4%であるが、契約件数ベースでは約51.9%を占めている。この区分での予定価格と契約金額の比率は約95.9%である。契約件数ベースでは、契約年数1年かつ継続年数1年以下が51.9%であり、この区分の予定価格と契約金額の比率は95.9%、契約年数1年かつ継続年数1年超5年以内が11.2%であり、この区分の予定価格と契約金額の比率は98.4%である。他の区分については、件数、決算金額ともに一桁台の割合に過ぎない。

(ク) 予定価格と契約金額の比率分析のまとめ

部局別、契約額の階層別、見積り徴求事業数別、契約年数別、同一先との契約継続年数別、契約年数別ごとの同一先との継続年数別のいずれの分析によっても、若干の例外を除き、どの分析カテゴリーにおける、どの区分においても、予定価格と契約金額の比率は高止まりしている。

随意契約の 7 割を占める一者随意契約の契約手続は次の通りである。詳細な積算が求められる土木・建築工事とは異なり、委託業務の予定価格は、実務的には業者の見積りに過ぎない場合が多い。一者のみから見積りを徴求している場合には、契約見込みの特定の業者から見積りを取り、それを予定価格と決め、その見積金額＝予定価格で契約していることになる。それを同じ業者を相手に、長年にわたり繰り返している。その結果、予定価格と契約金額の比率が一部の例外を除き、予定価格と契約金額の比率がほとんど 100%になっている。

予定価格と契約金額の比率によって見る限り、越谷市の随意契約については、若干の例外を除く全ての契約について競争メカニズムが機能していない。

⑩随意契約とする理由

随意契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項に定める1～9号の場合に限定して適用される。アンケートでは、該当理由について号番号の選択を依頼した。これを集計すると以下の通りである。

(単位:千円)

該当 号数	件数			決算額			要件
	件数	割合①	割合②	金額	割合①	割合②	
1号	458	50.9%	—	217,596	3.9%	—	予定価格50万円以下
2号	269	29.9%	61.0%	3,877,802	68.7%	71.4%	性質又は目的が競争入札に適さない
3号	4	0.4%	0.9%	49,232	0.9%	0.9%	シルバー人材センター等との契約
5号	1	0.1%	0.2%	37,396	0.7%	0.7%	緊急の必要により競争入札に付せない
6号	95	10.6%	21.5%	576,180	10.2%	10.6%	競争入札が不利
7号	3	0.3%	0.7%	715	0.0%	0.0%	時価より著しく有利な価格で契約できる
その他	69	7.7%	15.6%	887,369	15.7%	16.3%	他法令によるもの 他
総計	899	100.0%	100.0%	5,646,293	100.0%	100.0%	

施行令は、1～9号に分けて摘要要件を定めている。越谷市において適用されているのは、1号、2号、3号、5号、6号、7号の6つである。「その他」は、可燃物収集運搬業務委託など公法上の契約に基づく委託業務である。

随意契約理由としては1号が最も多く、次に2号となっている。1号該当は、予定価格が50万円以下と小規模な契約である。2号該当のものは、全体件数のうち、269件(29.9%)、金額では68.7%を占めている。1号該当を除くと、2号該当が占める割合は、件数で61.0%、金額で71.4%になる。

(4) 一般競争入札

①契約件数と契約金額

一般競争入札の全体に占める割合は、契約件数 1,175 件中 106 件、決算額 9,631 百万円中 989 百万円であり、件数割合は 9.0%、金額割合は 10.3%である。地方自治法上の原則である一般競争入札が、件数、金額ともに少ない。

②部局別の契約件数と契約金額

部局別に見ると、次の通りである。

一般競争入札(部局別)

部局名	契約件数		契約金額	
	件数	割合	金額(円)	割合
学校教育部	8	7.5%	159,734,160	16.1%
環境経済部	14	13.2%	41,969,880	4.2%
教育総務部	3	2.8%	13,701,960	1.4%
建設部	45	42.5%	383,671,080	38.8%
子ども家庭部	2	1.9%	4,655,664	0.5%
市民協働部	3	2.8%	7,456,320	0.8%
総務部	3	2.8%	80,640,000	8.2%
都市整備部	27	25.5%	296,335,800	30.0%
保健医療部	1	0.9%	1,252,800	0.1%
総計	106	100.0%	989,417,664	100.0%

件数、金額ともに、建設部の割合が高く、測量、設計、清掃、草刈り、街路樹剪定が主な業務の委託である。次いで高いのは都市整備部である。金額の大部分が公園管理の委託であり、他に樹木剪定、清掃の委託がある。

③予定価格と契約金額の比率

(ア)一般競争入札全体

部局別の予定価格と契約金額の比率は次の通りである。

一般競争入札(部局別)

	件数	予定価格(円) A	契約金額(円) B	B/A
学校教育部	8	5,205,846,600	5,097,924,679	97.9%
環境経済部	14	46,990,756	41,969,880	89.3%
教育総務部	3	15,607,080	13,701,960	87.8%
建設部	45	409,609,440	364,635,000	89.0%
子ども家庭部	2	22,387,320	10,534,320	47.1%
市民協働部	3	9,285,840	7,456,320	80.3%
総務部	3	482,595,840	455,282,640	94.3%
都市整備部	27	320,279,400	314,566,200	98.2%
保健医療部	1	1,790,295	1,252,800	70.0%
総計	106	6,514,392,571	6,307,323,799	96.8%

(イ)一般競争入札[PFIによるエアコン整備事業を除く]

PFIによるエアコン整備事業を除く部局別の予定価格と契約金額の比率は次の通りである。

一般競争入札(部局別)[PFIによるエアコン整備事業を除く]

	件数	予定価格(円) A	契約金額(円) B	B / A
学校教育部①	8	5,205,846,600	5,097,924,679	97.9%
△エアコン整備②	1	5,146,290,000	5,047,598,839	98.1%
エアコン整備以外 (③=①-②)	7	59,556,600	50,325,840	84.5%
環境経済部	14	46,990,756	41,969,880	89.3%
教育総務部	3	15,607,080	13,701,960	87.8%
建設部	45	409,609,440	364,635,000	89.0%
子ども家庭部	2	22,387,320	10,534,320	47.1%
市民協働部	3	9,285,840	7,456,320	80.3%
総務部	3	482,595,840	455,282,640	94.3%
都市整備部	27	320,279,400	314,566,200	98.2%
保健医療部	1	1,790,295	1,252,800	70.0%
総計	105	1,368,102,571	1,259,724,960	92.1%

学校教育部の業務委託のうち、PFIによるエアコン整備事業は、契約金額が高く、予定価格と契約金額の比率も大きいことから、これを除外して分析したのが上記表である。これによると、一般競争入札全体の予定価格と契約金額の比率は92.1%である。指名競争入札と同様であり、随意契約に比べると低い。

(5) 指名競争入札

① 契約件数並びに契約金額

指名競争入札に占める割合は、契約件数 1,143 件中 138 件、決算額 7,364 百万円中 728 百万円であり、件数割合は 12.1%、金額割合は 9.9%である。件数、金額ともに、地方自治法の原則である一般競争入札に次いで少ない。

② 部局別契約件数並びに決算金額

部局別に見ると、契約件数並びに決算金額は、以下の通りである。

指名競争入札(部局別)

部局	契約件数		決算金額		予定価格(円)	契約金額(円)
	件数	割合	決算額	割合		
環境経済部	20	14.5%	198,075,369	27.2%	1,033,840,496	1,032,259,057
学校教育部	21	15.2%	157,357,954	21.6%	831,179,163	799,364,980
建設部	15	10.9%	127,167,192	17.5%	739,551,963	540,399,060
行財政部	5	3.6%	90,015,948	12.4%	419,039,244	406,370,520
市民協働部	38	27.5%	50,001,722	6.9%	220,822,151	200,335,170
保健医療部	9	6.5%	22,145,520	3.0%	66,461,968	62,601,984
子ども家庭部	7	5.1%	19,540,791	2.7%	55,471,284	54,981,288
教育総務部	10	7.2%	37,711,414	5.2%	45,340,234	44,579,134
消防本部	3	2.2%	3,294,600	0.5%	15,494,241	14,548,680
都市整備部	4	2.9%	8,283,600	1.1%	8,851,680	8,283,600
選挙管理委員会	1	0.7%	6,359,040	0.9%	7,160,832	6,359,040
市長公室	3	2.2%	5,758,560	0.8%	6,511,520	5,758,560
総務部	1	0.7%	817,020	0.1%	817,020	817,020
福祉部	1	0.7%	1,885,248	0.3%	432	432
総計	138	100.0%	728,413,978	100.0%	3,450,542,228	3,176,658,525

契約件数は、市民協働部、学校教育部、環境経済部が多く、決算金額では、環境経済部、学校教育部、建設部、行財政部が多い。

環境経済部 198,075 千円のうち 154,980 千円はリサイクルプラザ資源化施設運転管理である。

学校教育部 157,357 千円のうち 67,392 千円は校内系小学校 I D C 業務、63,340 千円は越谷市立小中学校外国語指導事業である。

建設部 127,167 千円のうち 58,320 千円は大場落し排水機場等維持管理業務、22,356 千円は道路台帳更新整備業務、13,500 千円は御料堀ポンプ場等維持管理業務である。

行財政部 90,015 千円のうち、72,221 千円は新地域イントラネット保守である。

③業務内容

指名競争入札の業務内容は、一般競争入札に比べ種類が多い。

業務内容別委託

業務内容	契約件数		決算金額		予定価格 A (円)	契約金額 B (円)	B / A
	件数	割合	金額(円)	割合			
設備管理	37	26.8%	294,360,104	40.4%	1,701,812,713	1,503,707,735	88.4%
システム保守	3	2.2%	147,622,500	20.3%	1,049,261,040	1,046,720,880	99.8%
清掃	40	29.0%	99,923,901	13.7%	383,328,380	358,635,517	93.6%
小中学校外国語指導	1	0.7%	63,340,531	8.7%	72,000,000	63,340,531	88.0%
道路台帳更新整備	1	0.7%	22,356,000	3.1%	22,925,160	22,356,000	97.5%
調査	7	5.1%	13,158,180	1.8%	14,938,274	13,158,180	88.1%
計画策定	3	2.2%	10,195,200	1.4%	11,542,564	10,195,200	88.3%
測量	9	6.5%	10,141,200	1.4%	11,045,160	10,378,800	94.0%
食堂	2	1.4%	9,798,840	1.3%	15,435,900	14,775,480	95.7%
放置自転車等保管・返還	1	0.7%	7,380,600	1.0%	25,194,240	22,122,720	87.8%
ポスター掲示場架設	1	0.7%	6,359,040	0.9%	7,160,832	6,359,040	88.8%
配送	3	2.2%	5,871,096	0.8%	10,440,792	10,295,208	98.6%
警備	12	8.7%	5,604,606	0.8%	48,458,520	28,650,724	59.1%
広報等配布	1	0.7%	2,910,600	0.4%	2,910,600	2,910,600	100.0%
その他	17	12.3%	29,391,580	4.0%	74,088,053	63,051,910	85.1%
総計	138	100.0%	728,413,978	100.0%	3,450,542,228	3,176,658,525	92.1%

件数では、清掃、設備管理の割合が高く、金額では設備管理、システム保守の割合が高い。

全体の予定価格と契約金額の比率は 92.1%であるが警備 59.1%は予定価格と契約金額の比率が低い。業務内容は委託業務の件名を参考に監査人が振り分けた。

④決算額の改造別分布

契約ごとと金額の階層別に件数、金額等を集計すると、次の通りである。

決算額の階層別

金額	契約件数		決算金額		予定価格 A (円)	契約金額 B (円)	B / A
	件数	割合	金額(円)	割合			
50 万円以下	21	15.2%	6,455,946	0.9%	55,622,059	49,415,236	88.8%
50 万円超 100 万円以下	37	26.8%	28,673,556	3.9%	96,187,612	83,504,019	86.8%
100 万円超 500 万円以下	57	41.3%	125,060,614	17.2%	369,605,660	335,596,996	90.8%
500 万円超 5000 万円以下	18	13.0%	176,810,111	24.3%	990,420,337	927,634,143	93.7%
5000 万円超	5	3.6%	391,413,751	53.7%	1,938,706,560	1,780,508,131	91.8%
	138	100.0%	728,413,978	100.0%	3,450,542,228	3,176,658,525	92.1%

決算金額 500 万円以下の契約件数が 83.3%を占めているが、決算金額では 22%に過ぎない。

決算金額 500 万円超の契約件数は 16.6%に過ぎないが、決算金額では 78.0%を占めている。

100 万円以下の契約では予定価格と契約金額の比率が 80%台と低く、100 万円超の契約については、予定価格と契約金額の比率が 90%を超えている。

⑤指名業者数の分布

指名業者数は1者から8者まで偏在している。

指名業者数

(単位:円)

業者数	契約件数		予定価格 A (円)	契約金額 B (円)	B/A
	件数	決算額(円)			
1	1	67,392,000	673,920,000	673,920,000	100.0%
2	8	10,997,725	21,917,107	20,346,421	92.8%
4	31	23,735,919	28,832,683	26,415,685	91.6%
5	3	8,094,168	42,175,806	31,878,360	75.6%
6	68	144,048,660	346,549,924	312,794,997	90.3%
7	8	12,639,384	103,551,436	83,717,280	80.8%
8	19	461,506,122	2,233,595,272	2,027,585,782	90.8%
総計	138	728,413,978	3,450,542,228	3,176,658,525	92.1%

業者数5者、7者で予定価格と契約金額の比率が低くなっている。業者数5者、8社を除いてみると業者数の増加につれて予定価格と契約金額の比率が下がる傾向がある。業者数が増えることで競争性が高くなっている。

⑥予定価格と契約金額の比率の分布

予定価格と契約金額の比率の階層別分布は以下の通りである。

予定価格と契約金額の比率の階層別

予定価格と契約金額の比率	件数	割合	決算額(円)	割合
50%未満	3	2.2%	2,168,154	0.3%
50%以上 60%未満	5	3.6%	60,414,336	8.3%
60%以上 70%未満	5	3.6%	26,510,652	3.6%
70%以上 80%未満	9	6.5%	16,421,454	2.3%
80%以上 90%未満	24	17.4%	117,378,523	16.1%
90%以上 95%未満	22	15.9%	48,963,804	6.7%
95%以上 100%未満	37	26.8%	193,784,684	26.6%
100%	31	22.5%	250,166,827	34.3%
100%超	2	1.4%	12,605,544	1.7%
合計	138	100.0%	728,413,978	100.0%

予定価格と契約金額の比率が90%以上の契約が、件数で66.6%、金額で69.3%を占める。95%以上に限ると、件数で50.7%、金額で62.6%となる。

VI. 各論(個別テストの監査結果)

1. 監査要点とチェックリスト

多様な外部委託について、監査の視点で述べた問題意識に基づいて個別の監査を実施するために、あらかじめ具体的な監査手続と監査手続実施上の留意点をチェックリストとした。

チェックリストは、外部委託の業務プロセスにしたがって、①委託業務の設計、②選定手続の選択、③選定手続の実施、④選定結果、⑤契約額、⑥執行管理、⑦契約変更、⑧委託以外の支出、⑨再委託、⑩実施後の評価、⑪もとの事業の必要性、⑫委託の網羅性、⑬改善行動の13に分類した。

個別の監査は、このチェックリストにしたがって実施した。

以下、チェックリストに記載された監査手続と手続実施上の留意点を掲げる。監査手続とした理由を付記した。

(1) 委託業務の設計

委託業務の設計は、外部委託の効率性・経済性に大きな影響を与える。性質の異なる作業をひとつの外部調達とすると、サービスの供給先が限られる。一定の分量や性質に分割して入札することにより、競争性を喚起する工夫も可能である。一方で、細分化は、事務コストの上昇、入札基準の潜脱となる可能性もある。しかし、委託業務の設計には、客観的基準があるわけではなく、裁量による要素が大きい。監査上の重要なポイントである。

以上の観点から監査手続と手続実施上の留意点を設定した。

監査手続	手続実施上の留意点
委託単位・範囲は適切か	委託業務の切り出しは大括りすぎないか。分割して発注すれば、競争原理が見込めるのではないか。エリアごと等に分割発注できないか。
	異種作業をセットにして委託(本体業務と清掃と警備など)している場合、セットにする合理的理由(安くなるなど)があるか。
	異種作業をセットにして委託している場合、委託先は、単に再委託の窓口となっているだけではなく、警備・清掃など市が直接委託できないか。
	特に外郭団体に、セットにして委託している場合、外郭団体の管理費分が上乗せされる結果となっていないか。
	委託業務の切り出しが細分化されすぎていないか。もっとまとめて発注すれば、規模の利益で発注額が安くないか。
	同一作業を分割して、別々に委託する場合は、入札・複数見積などの手法で、競争原理を働かせているか。
	分割することに合理性がない場合は、入札基準の潜脱ではないか。

(2) 選定手続の選択

複数先から選択するのが、競争メカニズムを機能させる前提である。ところが、実務上は、随意契約、一者随意契約が多い。

随意契約としたのが妥当であるか否か、地方自治法施行令第167条の2第1項各号が定める随意契約によることができる場合に該当するか否か、実態を十分に見極める必要がある。特に、一者随意契約の場合は、その妥当性をチェックする必要がある。

監査項目	手続実施上の留意点
選定手続は何か	X社による一般競争入札・指名競争入札・随意契約、または一者随意契約、公募による指定管理、非公募のX社による指定管理のいずれかを記載する。
複数候補から選定しているか	手続のいかんを問わず、複数の候補から選定しているか。入札なら入札者は複数か。随意契約なら見積り入手先は複数か。 随意契約の場合も複数先から見積りを徴収しているか、見積りの入手日は同一日か、見積書は当該見積業者から直接入手しているか。
随意契約の場合、随意契約とした理由は妥当か	随意契約とせざるを得ない理由は適切か。 随意契約とせざるを得ない理由が、独特のノウハウ・運用経験とされている場合、年々契約額が低下しているか。

(3) 選定手続の実施

形態が競争入札・公募であっても、選定期間が短かったり、特定事業者に有利な条件が付されていたりすると、競争メカニズムが実際には機能しないことになる。これらの点を総合的に判断することが必要である。

監査項目	手続実施上の留意点
実際の選定過程は妥当か 競争原理は機能しているか	プロポーザル式入札・公知の方法や期間は適切か 総合的に、選定にあたって競争原理が働いているといえるか。

(4) 選定結果

結果的に、長年にわたって同一先が選定されている場合は、競争メカニズムが働いていない可能性が高い。複数年契約についても、複数年としたこと自体の検討を含め、チェックが必要である。また、外郭団体、市OBが在籍する場合など特定の場合についても、選定結果が妥当であるかチェックの必要がある。

監査項目	手続実施上の留意点
委託契約が複数年契約の場合、複数年契約とすることは妥当か。相当額の設備投資があるのか	委託契約が複数年契約の場合、複数年契約とすることは妥当か。相当額の設備投資があるのか。
複数年契約にした結果、契約金額は低下したか、複数年契約に移行する前の金額と複数年契約後の金額を比較する	複数年契約にした結果、契約金額は低下したか？複数年契約に移行する前の金額と複数年契約後の金額を比較する。
長期間にわたり、同一先に委託している場合、その選定は妥当か	契約上は単年度契約であるが、同一契約先、類似金額での契約が、複数年継続されているなど、実質複数年契約となっていないか。 契約上は単年度契約でも、委託先の投資・回収サイクルの採算性からして、実質複数年契約となっているものはないか 3年以上、同一先に委託していないか

監査項目	手続実施上の留意点
	3年以上、同一先と契約している場合、選定手続は妥当か
	3年以上、同一先に委託している場合、委託料は低下しているか
委託先が外郭団体等で、選定は複数の候補からされていない場合、その理由は妥当か	—
委託先に市OBが在籍しているなど、市と委託先の利害関係に問題はないか	委託先に市職員OB(現役市職員)が役員で在籍しているかを把握しているか。把握していない場合、登記簿等で確認を依頼する。 委託先に市職員OBや元職員が就職している場合、委託先の選定は、一者随意契約になっていないか。一者随意契約の場合、一者随意契約とする理由は合理的か。

(5) 契約額

選定手続の妥当性を検討するに当たり、予定価格と契約金額の比率は重要な判断材料となる。

また、随意契約の場合は、最低額で契約しているか、契約額が見直しされているかなどを検討し、結果的に、競争メカニズムが働いているか否かを検討することが重要である。

監査項目	手続実施上の留意点
予定価格は適切に算定されているか、その積算根拠は	予定価格はどのように積算したか 0 予定価格はない 1 市が独自に積上計算 2 単独の参考見積書により算定 3 複数の参考見積書により算定 4 前年度契約価格を参考に算定 5 その他
予定価格と契約金額の比率は何%か、高すぎないか	入札の場合、予定価格に近似していないか
複数見積による随意契約の場合、提示された見積金額は、安い順から5者列記する	1 番目に安い見積金額 2 番目に安い見積金額 3 番目に安い見積金額 4 番目に安い見積金額 5 番目に安い見積金額
複数見積による随意契約の場合、契約額は、提示された見積金額のうち、安い順から何番目であったか	X 番目
複数見積による随意契約の場合、契約額が、提示された見積金額のうち、最も安い先でなかった場合、その理由、およびその理由の妥当性	—
委託額は適切か、毎年見直しされているか	前年度と、ほぼ同一の委託額ではないか。昨年度とほぼ同一金額の場合、入札によっているか。随意契約であれば、複数の見積を入手した結果か。複数年契約であれば、複数年とすることが妥当か。
委託業務に、特殊な設備投資が必要な場合、そのコストは適切に委託料に反映されているか	委託業務に特殊・固有の設備・機材等が必要な場合、その設備の調達費用は委託コスト積算に織り込まれる。その原価計算は合理的か。
委託料の支払方法は妥当か	委託料を分割支給する場合、分割支給の時期・支給額は妥当か

(6) 執行管理

期末近くの執行は、予算消化などの恐れがあり、注意が必要である。また、せっかく外部委託としても、過度の報告義務を課す、業務を制約するなど不必要な管理をすると、民間委託の効果が減殺される恐れがある

監査項目	手続実施上の留意点
執行管理は適切か	定期的に、予算の執行率をチェックするなど、執行管理を行っているか。
委託契約の締結・執行が、年度末に多額のものがあるなど、予算消化のためのもではないか	期末近くに、執行していないか。
	特に他の多数の契約を締結している先について、年度末に、委託契約をしたものはないか。
	委託先が、年度末に、委託費の中から備品や多量の消耗品を購入していないか。その場合、当該備品等の購入は当初予算に盛り込まれたものか。
過度な管理	委託先に不必要に過度の報告義務を課していないか、報告の頻度、詳細度、様式は過度ではないか。

(7) 契約変更

当初契約の手続が妥当であっても、その後に契約変更がされると、入札・公募手続の潜脱になる可能性がある。

監査項目	手続実施上の留意点
契約変更の有無	当初の契約後、年増し、業務量増加などの契約変更がないか。
	当初の契約後、契約変更となった理由はやむを得ないものか、事後的に大幅に増額されている場合、入札基準の潜脱ではないか。

(8) 委託以外の支出

補助金等などの委託料以外の支出と委託料の混同がないかについて検討する。特に、補助金等を支出している外郭団体への委託については、補助金等がその組織の間接費に充当されている場合など、競争の公平性に問題がないか、民業圧迫となっていないかを検討する。

監査項目	手続実施上の留意点
委託先に補助金・負担金等が支給されている場合、委託料との区分・補助金の適切性	—
委託先に不動産の賃貸をしている場合、賃貸料は妥当か	—

(9) 再委託

外部委託の選定手続に競争メカニズムが働いている場合、委託先におけるコスト削減と品質向上のインセンティブはあるものと推定でき、再委託についてさほど管理は必要ない。一方、一者随意契約など、選定手続に競争メカニズムが働いていない場合は、再委託に対する適切な管理が求められる。

監査項目	手続実施上の留意点
再委託の状況・管理は適切か	再委託がある場合、届け出しているか
	再委託の割合が高くなっていないか

監査項目	手続実施上の留意点
	丸投げ再委託はしていないか
	再委託している場合、再委託先に、市が直接委託できないか
	再委託している場合、委託先は、再委託先の業務実施結果を適切に管理しているか
	外郭団体への委託の場合、再委託は競争性を確保しているか

(10) 実施後の評価

顧客の評価が収入の多寡に直結していない自治体においては、PDCAサイクルを機能させることが、成果とコストの妥当性を推し量る唯一の方法である。PDCAサイクルを機能させるためには、目標管理・利用者アンケートなどアウトプットやアウトカムの評価が必要不可欠である。

特に、一者随意契約など、選定に競争メカニズムが働いていない場合には、調達サイドでの目標管理も必要となる。

監査項目	手続実施上の留意点
実施後の評価は十分になされているか	業務完了報告書を徴求しているか。
	業務完了報告書に基づく評価を実施しているか。
	業務完了報告書の評価は数値に基づいたものか。
委託した場合と、直営した場合の費用の比較を行っているか、そのうえで、委託化するか否かの決定を行っているか	委託した場合と、直営した場合の費用の比較を行っているか、そのうえで、委託するか否かの決定を行っているか。
委託先を過度に制約し、民間の創意工夫が生かされない状況になっていないか	委託先の業務に、不必要な制約を課していないか(業務上の規制・再委託先の制限・報告頻度など)、民間が創意工夫を発揮できる契約内容になっているか。
達成目標は明確に示されているか	委託業務の達成目標を示しているか。
	委託業務の達成目標はできる限り数値化されているか。
予実比較が実施されているか	委託先から実施結果のP/Lを入手し、予算実績比較の検討・評価をしているか。
アンケート等により、委託業務の実施結果を評価しているか	委託業務について、利用者のアンケートを実施しているか。
	委託業務について、利用者のアンケートを分析し、委託業務の向上、委託先の選定に反映させているか。

(11) もとの事業の必要性

委託業務のもとの事業自体が、行政目的を失っている場合は、本来、外部委託も不要である。特に、国費負担・県費負担の割合が高い場合には、惰性で事業が執行されている恐れもある。

監査項目	手続実施上の留意点
もとの事業の行政目的は明確か 民間でも同一事業が行われていないか コストは合理的か	委託業務のもと事業自体の行政目的が失われていないか、もと事業自体の必要性が失われていないか。
	委託業務のもと業務は、民間で同一・類似の事業が行われていないか。市が実施しなければならない事業か。廃止または民営化すべきではないか。
	委託のもと業務は、現状のコストをかけて実施する必要があるか。

監査項目	手続実施上の留意点
委託のもと業務に、国費負担、県負担はあるか	委託のもと業務に、国費負担、県費負担はあるか。

(12) 委託の網羅性

現状、外部委託をしていない業務について、外部委託すれば、効率化できる場合がある。少なくとも、公務員給与が民間給与より高い地方都市においては、当該業務に要する人件費が低下する。また、民間事業者にとっては収益機会が増えることになる。他に外部委託が可能な業務がないか検討するのは有意義である。

監査項目	手続実施上の留意点
他に外部委託すべき業務はないか	課で委託すべき業務は他にないか

(13) 改善行動

P D C Aサイクルにおいては、Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)に基づいて、Action (行動)を改善する。外部委託においては、現場で業務を行っている事業者からアドバイスをもらうことができる。競争メカニズムが機能していれば、事業者は、自己の利益のためにも業務の品質向上に前向きと考えられる。このような事業者の声を積極的に聞く姿勢があるか否かは、発注者である市に業務改善の意欲がどのくらいあるかの指標にもなる。

監査項目	手続実施上の留意点
委託業務、又はもと事業についての改善提案を委託先から受けているか	委託業務、又はもと事業についての改善提案を委託先から受けているか
是正アクションは適切にとられているか	前年度の評価・改善検討事項を、翌年度の委託にあたり、改善検討しているか、それは文書化しているか
	前年度の評価・改善検討事項は、翌年度、改善されているか

2. サンプルングの方法

(1) サンプルングの基礎データ

財政課から入手した一般会計の委託料（平成 26 年～平成 30 年）に基づく推移表を参考に、所管課へのアンケートから作成した集計表の中からサンプルを抽出した。

(2) サンプルング基準

- ・アンケートの回答より作成した集計表から、決算額 5,000 万円以上の契約を抽出した。ただし、2 件の PFI 案件（エアコン、斎場）に関する委託業務契約は対象外とした。両契約は、過去の包括外部監査で監査の対象になっている。
- ・清掃業務、測量業務、設計業務について複数の課の契約から抽出した。
- ・上記以外の契約は、所管課、業務内容、契約方法（一般競争入札、指名競争入札、随意契約）、決算額・契約金額、委託先等を考慮して任意に抽出した。

3. 個別テストの監査結果

個別テストの対象としては 37 件を抽出した。このうち、個別に結果（指摘）・意見を記載したものは 31 件であった。この個別テストの監査結果を次に記載する。また、これらのうち全庁的に対応が必要になる共通事項は、「VI. 監査結果のまとめ 2. 全庁的に共通する事項」に記載している。

(1) 内部事務システム構築業務委託（平成 30 年度分）

① 概要

委託業務名	内部事務システム構築業務委託 (平成 30 年度分)
部局名	行財政部
所属名	情報推進課
契約方法	随意契約
随意契約の場合の理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 2 号
契約金額	366, 290, 640 円
決算額	183, 145, 320 円
単年度契約か、複数年度契約か	複数年度契約
年度末現在における、同一契約先との契約年数	1 年超 5 年以内
委託先	NEC ソリューションイノベータ株式会社
見積徴求業者数	8 者
契約年月日	2017/4/25
契約完成期限	2019/3/20
備考	契約金額は変更契約を行った後の額である。(当初は予定価格と同額で契約)

(ア) 事業および委託業務の概要

近年、増大する行政サービスを担う人的・財政的資源を創り出し、活用し、適切に業務を運営することが強く求められている。越谷市においても内部事務の一層の簡素化・効率化・高度化に対応するため、平成 29 年度、平成 30 年度にかけて人事給与、庶務事務、財務会計、文書管理、電子決済機能を備えた統合型の内部事務システムの構築・導入を行うものである。

(イ) 契約の状況

1 者による随意契約（特命）

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 2 号による。

(ウ) 委託の理由

システムの構築にあたり、導入システムや現行システムからのデータ移行に関する高度な専門知識及び経験、技術を必要とし、越谷市での実施は困難であるため。

(エ) 随意契約の理由

本業務は内部事務システムの構築・導入業務であり、そこには、より高い専門性が求められ、事務を効率的に行うために必要な全庁利用のシステムである。価格面での競争を主眼に置いた競争入札よりも業務委託の成果を高くすることができると、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、随意契約としている。

本業務は「指名型企画提案（プロポーザル）方式」であり、随意契約事務の指針ではⅢ 2 (13)企画提案方式による契約に該当している。

(オ) 委託事業者の選定

本業務においては、「指名型企画提案（プロポーザル）方式」にて、受注予定事業者を決定している。評価にあたっては、技術点、価格点、実技点の3項目を勘案してその総合点数により事業者を決定している。今回の指名型企画提案方式にあたり指名業者は8者いたが、そのうち6者が辞退し、結果として2者による争いとなった結果、総合評価点の高かった NEC ソリューションイノベータ株式会社を委託業者として選定することとなった。

(カ) 機能要件追加に伴う契約変更について

内部事務システムの構築・導入業務についての契約は、平成29年4月25日に締結された。その後、システムの構築にあたり当初の予算では織り込むことができなかった機能要件を追加するために平成30年1月10日に予算執行変更伺書を起票し、平成30年2月19日に変更契約を締結している。その結果、当初の予定価格を25,559,280円上回ることになった。本業務は、1者による随意契約であり、予定価格の設定にあたっては、できる限り予見の可能な仕様を織り込んだうえでより精緻な見積を行う必要がある。当初は妥当な金額で契約されていたとしても、その後の契約変更が許容されると、当初の選定手続が潜脱される可能性がある。金額変更を伴う契約については、当初の契約と同様に予定価格が適切なものか検証する必要がある。

上記の点について、担当部署に確認したところ、次のとおりであった。変更契約としてカスタマイズ（追加工数）となったものは、導入時の要件定義書から越谷市、委託業者の双方が読み取ることのできないものであったと判断している。カスタマイズの必要性については、担当部署、当該システムを使用する各部署、委託業者とのすり合わせにより、妥当性・必要性を検討している。変更金額については、委託業者から工数見積の提示を受け、担当部署で対応内容を確認し、他の案件と比較等の手続きにより、検証している。

「随意契約事務の指針」によれば、予定価格は同種の契約を参考に越谷市が独自に積算するのが原則であり、それができない場合に業者からの参考見積によることができる。本業務の価格上昇分額について、越谷市では同種の契約を参考とする独自の積算は行われていない。越谷市独自の積算を行えず、業者の参考見積りを積算金額として使用する場合には、その理由を明記することが望ましい。

【意見1】 予定価格算定方法の明記

「随意契約事務の指針」によれば、予定価格は、同種の契約を参考に越谷市が独自に積算するのが原則であり、それができない場合に業者からの参考見積によることができる。本業務の価格上昇分額について、越谷市独自の積算は行われていない。越谷市独自の積算を行うことができず、業者からの見積りを積算金額として使用する場合には、その理由を明記することが望ましい。

(2) 市税電算委託

① 概要

委託業務名	市税電算委託
部局名	行財政部
所属名	情報推進課
契約方法	随意契約
随意契約の場合の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約金額	164,112,483 円
決算額	164,112,483 円
単年度契約か、複数年度契約か	単年度契約
年度末現在における、同一契約先との契約年数	15 年超
委託先	株式会社アイネス
見積業者数	1 者
契約年月日	2018/4/1
契約完成期限	2019/3/31

(ア) 事業および委託業務の概要

市税に関する業務システムおよび連携するシステムに関する運用管理業務である。このシステムは、具体的には、以下の市税の対象者への賦課処理、納税通知書の作成、また、更正該当者に対する更正処理を行うものである。

- ・住民税 普通徴収
- ・住民税 特別徴収
- ・住民税 年金特別徴収
- ・法人市民税
- ・固定資産税
- ・軽自動車税

(イ) 契約の状況

1 者による随意契約（特命）

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による。

(ウ) 委託の理由

市税に関する業務システムおよび連携するシステムについては、一般的 IT 関連の知識ではなく、業務知識および既存システムのメンテナンスに必要な特化された専門的知識が必要であるため。

(エ) 随意契約の理由

本業務の運用にあたって、システムを熟知しないものを相手方とした場合、前提条件としてシステム解析に多大な費用と時間が必要となり、運用品質にも不安が残る。当該システムは障害等による業務停止が許されないものであり、システムの安定運用を重視して、システムを熟知し高品質かつ安定的な運用が行えるものを相手方とする必要があるためである。

本件委託契約は、既存システムの保守運用業務であるが、既存システムの保守運用業務は、「随意契約事務の指針」Ⅲで、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から第9号について、各号に該当する主な例として記載されていない。

ここで、「随意契約事務の指針」Ⅲが主な例を記載した趣旨は、委託業務ができる重要な契約類型を例示することで、所管部署での統一的な委託契約該当性の判断を促すことにある。主な例に記載されていない重要な契約類型については、「随意契約事務の指針」Ⅲで主な例として記載されるべきと考えられる。

この点、既存システムの保守運用業務は、主な例に記載されておらず、また委託業務全体に対する金額的割合が大きいため重要な契約類型にあたる。「随意契約事務の指針」Ⅲで主な例として記載されることが望ましい。

(オ) 委託業者の選定

本業務は、業務の特殊性に鑑み15年超にわたって、同社への随意契約により委託している。しかし、複数見積書の徴求・検討は行われず、一者随意契約を長期にわたり継続して実施している。本業務は、システムを開発した事業者に、長年にわたり業務を委託している。そのため、業者の参考見積額（1者のみ）と同額が予定価格となっている状況が続いている。

(カ) 予定価格の設定

予定価格の設定は、越谷市契約規則第25条の規定により、随意契約においても適正な価格を検討のうえ、相手方の申し出た価格の適否の判断基準とする趣旨から、競争入札に準じ設定するのが原則となっている。この予定価格は、明確な根拠に基づき積算する必要があり、単に相手方の希望価格や前年度実績を根拠に積算しないよう注意しなければならない。

本業務において、予定価格の積算は、1者による見積金額がそのまま予定価格とされている。システムの特殊性といった要因はあるが、市税に関するシステムは、他の地方公共団体でも導入しており、複数者からの見積を参考として徴求し、予定価格の適切性について事後的に評価・検証する余地がなかったのか質問した。

この点についての担当部署の回答は、以下のとおりであった。

本業務は、システムの保守運用サービスであるため、共通仕様がないこと、ソースコードの非開示という条件を考慮すると、システムの保守運用に係るリスクが存在するために、当該システムの開発業者以外の業務の見積を入手することは、業務効率の観点から適切ではないと考えられる。また、開発業者からの見積については、実施内容の必要性及び工数を1つ1つ確認するとともに、当該業者の他自治体の提示状況や他市の同様のシステムの経費金額を参考して、当該見積金額が適切か検証している。

「随意契約事務の指針」によれば、予定価格は、越谷市が同種の契約を参考に独自に積算するのが原則であり、それができない場合に業者からの参考見積により積算することと規定されている。本業務の価格上昇分額について、同種の契約を参考とした越谷市独自の積算は行われていない。よって、越谷市独自に積算できず、業者からの見積りを積算金額として使用する場合には、その理由を明記することが望ましい。

【意見 2】 積算金額の算定根拠

「随意契約事務の指針」によれば、予定価格は、同種の契約を参考に越谷市が独自に積算するのが原則であり、それができない場合に業者からの参考見積により積算できる旨が規定されている。越谷市独自に積算できず、業者からの見積りを積算金額として使用する場合には、その理由を明記することが望ましい。

(3) 住民情報電算委託

① 概要

委託業務名	住民情報電算委託
部局名	行財政部
所属名	情報推進課
契約方法	随意契約
随意契約の場合の理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約金額	121,919,497 円
決算額	121,919,497 円
単年度契約か、複数年度契約か	単年度契約
年度末現在における、同一契約先との契約年数	15 年超
委託先	株式会社アイネス
見積徴求業者数	1 者
契約年月日	2018/4/1
契約完成期限	2019/3/31

(ア) 住民情報電算委託事業および委託業務の概要

本契約における具体的な委託内容は、概ね、①サーバ、データ、ネットワークの監視及び管理、データベースの管理、②オンライン機器の管理及び保守、③セキュリティ機器保守、④DB サーバ・バックアップサーバ機器保守、⑤クラウドサーバ機器保守、⑥駅伝システム運用、⑦中小企業融資システム運用、⑧東口駅前パスポートセンター機器の管理保守、⑨住民記録システム機器保守、⑩遠隔地バックアップ作業、である。

(イ) 契約の状況

随意契約（特命）。

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による。

(ウ) 委託の理由

本業務は業務系システムにおけるネットワーク機器および連携するシステムに関する運用管理業務である。これらは一般的 IT 関連の知識ではなく、業務知識及び既存システムのメンテナンスに必要な特化された専門的知識が必要であるため。（出所：予算執行伺）。

(エ) 随意契約理由

随意契約理由は、「本業務の運用にあたっては、システムを熟知していないものを相手方とした場合、前提条件としてシステム解析に多大な費用と時間が必要であり、運用品質にも不安が残る。当該システムは障害等による業務停止が許されないものであり、システムの安全運用を重視し、システムを熟知し高品質かつ安定的な運用が行えるものを相手方とする必要があるため」とされている（出所：予算執行伺）。

本件委託契約は、既存システムの保守運用業務であるが、既存システムの保守運用業務は、「随意契約事務の指針」Ⅲで、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から第9号について、各号に該当する主な例として記載されていない。

ここで、「随意契約事務の指針」Ⅲが主な例を記載した趣旨は、委託業務ができる重要な契約類型を例示することで、所管部署での統一的な委託契約該当性の判断を促すことにある。主な例に記載されていない重要な契約類型については、「随意契約事務の指針」Ⅲで主な例として記載されるべきと考えられる。

この点、既存システムの保守運用業務は、主な例に記載されておらず、また委託業務全体に対する金額的割合が大きいため重要な契約類型にあたる。「随意契約事務の指針」Ⅲで主な例として記載されることが望ましい。

(オ) 一者特命理由

一者特命理由は、「株式会社アイネスは当該システムの開発業者であり、システムについて熟知しているため」とされている（出所：予算執行伺）。

「随意契約事務の指針」Ⅲ 2【見積書の取扱】1では、随意契約による場合で、契約の相手方が特定される場合には、越谷市契約規則第25条第2項第3号に基づき1者の見積書のみで処理できる、とされている。

(4) 新地域イントラネット保守委託（長期継続契約）

① 概要

委託業務名	新地域イントラネット保守委託 (長期継続契約)
部局名	行財政部
所属名	情報推進課
契約方法	随意契約
指名競争入札の場合の理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 2 号
契約金額	364,791,600 円
決算額	72,221,220 円
単年度契約か、複数年度契約か	複数年度契約
年度末現在における、同一契約先との契約年数	1 年超 5 年以内
委託先	A G S 株式会社
見積徴求業者数	8 者
契約年月日	2015/1/1
契約完成期限	2019/12/31
備考	契約金額は変更契約を行った後の額である。(当初は予定価格と同額で契約)

(ア) 事業および委託業務の概要

本事業および委託業務の内容は、平成 21 年度に導入した地域イントラネット関連機器等（ネットワーク機器、サーバ群、ソフトウェア等）の賃貸借期間満了に伴い、地域イントラネットの再構築及びその運用業務を委託するものである。

(イ) 契約の状況

随意契約

地方自治体施行令第 167 条の 2 第 1 項 2 号による。

平成 27 年 1 月 1 日から平成 31 年 12 月 31 日までの業務委託契約を AGS 株式会社と平成 26 年 11 月 26 日に締結している。

越谷市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 2 条第 2 号に基づき、契約期間 5 年間の長期継続契約を締結している。

越谷市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

第 2 条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げる契約とする。

第 2 号 複数年にわたり借り入れる物品の保守管理に関する契約

担当部署によれば、保守委託の契約期間が平成 27 年 1 月 1 日を起点とするため、同日以前の平成 26 年 12 月 26 日に契約締結している。本来、契約は準備作業を含む役務の提供前に締結すべきである。仕様書の想定作業時期及び実際の作業時期は平成 26 年 7 月であり、越谷市より委託先への委託業務決定が、平成 26 年 6 月 17 日付で通知されているため、契約は平成 26 年 7 月以前に締結できたと思われる。権利義務関係を明確にするために、契約は実質的作業の開始前に締結することが望ましい。

【意見 3】 作業開始前の契約締結

平成 27 年 1 月 1 日から平成 31 年 12 月 31 日までを期間とする業務委託契約を平成 26 年 11 月 26 日に締結している。この期間が委託の保守運用期間となるためだが、委託先の作業は、仕様書のスケジュールどおり同年 7 月に開始されている。権利義務関係を明確にするために、契約は実質的作業の開始前に締結することが望ましい。

また、平成 30 年 4 月 24 日に変更契約を締結している。契約期間は平成 30 年 5 月 1 日から平成 31 年 12 月 31 日までである。これは、平成 30 年度に利用を開始した統合型の内部事務システムが稼働するのに合わせて、本事業で導入したグループウェア「Joy' nDo」が平成 30 年 4 月 1 日から新たなグループウェア「Boofy」へと切り替わったことに伴う、前者のグループウェアの保守契約を除くための契約変更である。

(ウ) 委託の理由

本業務は、専門家の高度な知識及び技術を必要とし、業務の効率的、効果的な処理を図ることを目的として業務委託を行っている。

(エ) 随意契約とした理由

本業務については、AGS 株式会社と随意契約を締結している。

これは、事前に同社を含む複数の事業者（14 者）に RFI（情報提供依頼）を行った結果で仕様を検討し、8 社に企画提案依頼を行ったが、同社以外の 7 者が一次審査で辞退、失格となったためである。

当該契約は、平成 21 年度に導入したシステムの賃貸借期間満了に伴う地域イントラネットの再構築及びその運用業務を委託するものであるが、当該前契約も同じ会社に委託しており、同社との契約は累計で 10 年以上に及んでいる。担当部署によれば、事前に同社を含む複数の事業者（14 者）に RFI（情報提供依頼）を行い、仕様を検討し、8 者に企画提案依頼を行っているが、債務負担行為を設定していないことによる会計年度の制約もあり、本業務に対応可能である同社を除く 7 者が一次審査で辞退あるいは失格となったためである。各市町村に特有の事情があるとはいえ、地方自治体の地域公共ネットワークとして共通点はあると考えられる。入札時に競争原理が働くように、債務負担行為の設定など複数事業者が入札に参加できる仕組みを整えることが望ましい。

【意見 4】複数の事業者が入札に参加できる仕組みづくり

AGS 株式会社との一者随意契約が 10 年以上の長期にわたっている。システムの仕様における越谷市特有の事情もあるが、各市町村で地方自治体の地域公共ネットワークとして共通点はあるはずである。入札で競争原理が働くように、債務負担行為の設定など複数の事業者が入札に参加可能な仕組みを整えることが望ましい。

(オ) 契約金額

予定価格と契約金額（364,791,600 円 変更後）との比率は、99.4 %である。

(カ) 契約変更金額の根拠

契約の状況に記載のとおり、契約が変更され、契約金額が 2,106,000 円減少している。この減少額について、金額の根拠を示す資料が変更見積書の他に徴求されていない。担当部署によれば、委託先に当該減少額の根拠を提示するよう要請したが、営業上の理由から、複数サービスのうちの特定のサービス価格を明らかにすることを拒否されている。委託先が特定サービスに関する見積情報の開示を拒否し、委託先と価格交渉できない場合には、代替的なサービス（当該契約の場合には、グループウェア）価格を入手し、特定サービスの価格の推定及び変更金額について交渉することが望ましい。

上記の点について、担当部署に確認したところ、次のように推定しているとのことであった。本業務の前にグループウェアのパッケージ製品の選定のためのプロポーザルを行っており、そのパッケージ製品を本業務にて提供されている。そのプロポーザルの際の見積りの情報(下表②)を基に本業務で減額対象となるパッケージ保守部分の残期間と同額の契約の金額を推定した(下表③)。本業務で減額対象となる金額(下表①)と推定金額(下表③)の差異が少額であることから、当該減額対象金額が妥当と判断している。

変更契約時	変更金額(減額)		
	平成 30 年 5 月～令和元年 12 月 (19 ヶ月)	2,106,000 円	①
製品選定時	保守(5 年総額)	5,734,800 円	②
	保守(19 ヶ月推定)	1,816,020 円	③=②×19 ヶ月÷5 年

(キ) 予定価格の算定

AGS 株式会社、日本電気株式会社からの参考見積を入手し、それを予定価格としている。

(5) 庁舎清掃業務委託契約

① 概要

委託業務名	市庁舎清掃業務委託
部局名	総務部
所属名	庁舎管理課
契約方法	指名競争入札
指名競争入札の場合の理由	地方自治法施行令第167条第3号
契約金額	240,200,640 円
年度	2018
決算額	66,722,400 円
単年度契約か、複数年度契約か	複数年度契約
年度末現在における、同一契約先との契約年数	1 年超 5 年以内
委託先	日建総業株式会社越谷営業所
指名業者数	8 者
契約年月日	2018/6/1
契約完成期限	2021/5/31

(ア) 事業および委託業務の概要

市庁舎の清掃業務を委託する事業である。

(イ) 契約の状況

指名競争入札

地方自治法施行令第167条第3号による。

平成30年6月1日から平成33年5月31日までの業務委託契約を平成30年4月23日に締結している。

市庁舎の清掃業務は、特段の設備投資を要する業務ではなく、3年にわたる長期で契約すべき特殊性があるとは考えられない。年度当初から実施される業務であり、地方自治法第234条の3に基づき、「翌年度以降にわたり」契約する必要があることと、必要以上に長期間の契約とするのは異なる。競争性や経済性の確保も念頭に置いて2年もしくは単年度契約とすることも検討することが望ましい。

【意見5】複数年度契約の期間短縮化

本業務は、複数年度契約を締結している。市庁舎の清掃業務は、特段の設備投資を要する業務ではなく、3年にわたる長期で契約すべき特殊性があるとは考えられない。年度当初から実施される業務であり、地方自治法第234条の3に基づき、「翌年度以降にわたり」契約する必

要があることと、必要以上に長期間の契約とするのは異なる。競争性や経済性の確保も念頭に置いて2年もしくは単年度契約とすることも検討することが望ましい。

複数年度契約とする理由を担当部署に確認したところ、以下の理由により、複数年度契約としているとのことであった。

- ・事務手続の効率化
- ・労働者の雇用の安定化
- ・労働者に対する賃金の適正化

上記の点について、それらの効果を測定するために、以下の資料の作成あるいは調査を行っているかどうかを確認したところ、それらの業務は行われていないとのことであった。

- ・単年度契約の場合と複数年度契約の場合とで、どの程度事務の効率化及び経費の削減が可能であったのかの比較検証資料
- ・委託先の従業員の地位の確認（正規社員、契約社員、アルバイト、請負契約者のいずれかに該当するのか）
- ・委託先の受託事業についての収支報告書（委託先への支払賃金の金額の確認）

当該業務を複数年度契約とする根拠が前述の理由であるのであれば、上記の業務を行い、前述の目的が達成されているかどうかを確認すべきである。

【意見6】 複数年度契約と単年度契約における事務手続の効率性検証

複数年度契約の根拠として、担当部署は事務手続きの効率化を挙げているが、その検証作業として、単年度契約の場合と複数年度契約の場合とで、どの程度事務の効率化及び経費の削減が可能であったのかの比較検証資料作成が行われていない。これらの検証作業を行い、複数年度契約とした目的が達成されているどうかを検討することが望ましい。

【意見7】 委託先従業員の地位の確認

複数年度契約の根拠として、担当部署は労働者の雇用の安定化を挙げているが、その検証作業として、委託先の従業員の地位の確認（正規社員、契約社員、アルバイト、請負契約者のいずれかに該当するのか）が行われていない。これらの検証作業を行い、複数年度契約とした目的が達成されているどうかを検討することが望ましい。

(ウ) 委託の理由

専門的知識が必要なため。

(エ) 指名競争入札とした理由

一般競争入札によることが不利と認められるとして、指名競争入札で委託先を選定している。ただし、複数年契約の根拠として挙げられた理由のうち、雇用の安定化及び労働者に対する賃金の適正化を達成するためには、これらの条件を仕様書に加えることを検討することが望ましい。

【意見 8】複数年契約とする目的達成のための入札条件

複数年契約の根拠として挙げられた理由のうち、雇用の安定化及び労働者に対する賃金の適正化を達成するためには、これらの条件を仕様書に加えることを検討することが望ましい。

(オ) 契約金額

予定価格と契約金額（240,200,640 円）との比率は 99%であり、両者はほぼ一致している。予定価格は、落札業者を含む数社から徴求した参考見積に基づき算定している。

予定価格と契約金額が近似している理由を担当部署に確認したところ、落札業者を含む 8 者から参考見積を入手しており、実績のある業者を含むために予定価格と契約価格とがほぼ一致したとのことであった。

この点については、(イ)に記載した指摘事項のうちの委託先からの収支報告書の入手により、事後的な契約金額の適正性を検証すべきである。

(カ) 委託先

当該事業の前契約（平成 27 年 6 月 1 日から平成 30 年 5 月 31 日）の委託先は、当契約の委託先と同一業者である。

上記の理由を担当部署に確認したところ、実績のある業者のため、適正な価格で見積りできたとのことであった。

この点については、(イ)に記載した指摘事項のうちの委託先からの収支報告書の入手により、事後的な契約金額の適正性を検証すべきである。

(キ) 契約金額の推移

当該事業の前契約（平成 27 年 6 月 1 日から平成 30 年 5 月 31 日）の契約金額（212,997,600 円）と契約金額（240,200,640 円）を比較すると、後者は前者に比して 13%の増加となっている。埼玉県 lowest賃金は同時期に約 9%増加している。

上記の理由を担当部署に確認したところ、この間に越谷市公契約条例（平成 29 年 4 月 1 日施行）が施行されたため、労働者に対して適正な報酬を支払うこととなったとのことであった。なお、公契約条例対象案件における労働報酬下限額は、労働報酬等審議会の答申を受け、市長が設定している。

当契約は予定価格が 1,000 万円以上の業務委託であり、公契約条例により履行状況等報告書の提出が要請される。この報告書には時間当たりの最低賃金単価が記載されており、契約課により確認されている。しかしながら、事業の実績について収支報告を徴求するまでにはいたっていない。雇用の安定化及び労働者に対する賃金の適正化を複数年契約の大きな根拠としている点に鑑みれば、委託先からの収支報告書の入手により、労働者への賃金支払実績を検証することが望ましい。

【意見 9】 委託先が支払った賃金額の確認

複数年度契約の根拠として、担当部署は労働者に対する賃金の適正化を挙げているが、その検証作業として、委託先の受託事業についての収支報告（委託先が支払った賃金額の確認）が確認されていない。これらの検証作業を行い、複数年契約とした目的が達成されているどうかを検討することが望ましい。

(6) 越谷市新庁舎建設実施設計業務委託

① 概要

委託業務名	越谷市新庁舎建設実施設計等業務委託
部局名	総務部
所属名	庁舎管理課
契約方法	随意契約
随意契約の場合の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項2号
予定価格	150,602,920
契約金額	145,962,000
年度	2018
決算額	145,962,000
単年度契約か、複数年度契約か	単年度契約
年度末現在における、同一契約先との契約年数	1年以下
委託先	梓設計・越谷建築設計監理事業協同組合設計共同体
指名業者数	1者
契約年月日	2018/5/10
契約完成期限	2019/3/22

(ア) 事業および委託業務の概要

「越谷市本庁舎建設基本計画」に基づく設計業務は、工事の発注方式が決まっていなかったことから、基本設計業務と実施設計業務と分けて実施された。越谷市新庁舎建設実施設計等業務委託は、後者の実施設計業務にかかる業務委託である。

(イ) 契約の状況

特命随意契約

地方自治法施行令第167条の2第1項2号による。

越谷市と梓設計・越谷建築設計監理事業協同組合設計共同体とは、平成30年5月10日に、委託契約を締結し、平成31年3月22日に当該委託業務が終了している。

(ウ) 委託の理由

専門的知識が必要な業務であるため。

(エ) 随意契約とした理由

当該業務委託については、基本設計業務を受託した株式会社梓設計及び同社が選定した市内業者との設計共同体と特命随意契約を締結している。

その理由は、以下のとおりである。

1 費用の削減

実施設計業務委託料について、基本設計を行った設計業者を特命とした設計額（約 151,000 千円）と、入札を前提として公的基準で積算した設計額（約 170,000 千円）を比べると、建築主の要求等の確認や関係法令上の諸条件の調査・関係機関との打合せなど基本設計業務と重複する事項を除くことにより、設計額で約 19,000 千円の削減が図れる。

2 履行期間の短縮

基本設計業務に携わった者以外が実施設計業務を行う場合、現庁舎の課題、市民ワークショップやパブリックコメントの意見など、「どのように基本設計に反映させたのか」、「基本設計の企図するものは何か」といった経過などの把握、分析などに相当の時間を要することとなり、短い期間での確実な履行を求めることは現実的ではない。

（オ）積算単価の適正性

実施設計業務の設計委託料の算出には、国土交通省平成 30 年度設計業務委託等技術者単価（技師 C）を使用して算出している。

(7) 北部市民会館清掃業務委託（長期継続契約）

① 概要

委託業務名	北部市民会館清掃業務委託 （長期継続契約）
部局名	市民協働部
所属名	市民活動支援課
契約方法	指名競争入札
指名競争入札の場合の理由	地方自治法施行令 167 条第 3 号
契約金額	22,680,000 円
決算額	6,300,936 円
単年度契約か、複数年度契約か	複数年度契約
年度末現在における、同一契約先との契約年数	1 年超 5 年以内
委託先	有限会社大洋警備保障
指名業者数	8 者
契約年月日	2018/4/19
契約完成期限	2021/5/31

(ア) 事業および委託業務の概要

本契約における具体的な委託業務は越谷市北部市民会館の清掃業務である。
清掃業務の内容は次のとおりである。

- ・ 日常清掃（共用部分、専用部分。1 回/日）
- ・ 定期清掃（6 回/年）、特別清掃（年 1 回等）
- ・ その他の清掃

(イ) 契約の状況

指名競争入札（通常型）

地方自治法施行令 167 条第 3 号の規定による

長期継続契約（3 年）：地方自治法第 234 条の 3 による

（執行予定額）

平成 30 年度 7,235,100 円（10 か月）

平成 31 年度 8,682,120 円（12 か月）

平成 32 年度 8,682,120 円（12 か月）

平成 33 年度 1,447,020 円（2 か月）

(ウ) 指名競争入札の理由

本件には、地方自治法施行令第 167 条第 3 号（一般競争入札に付することが不利と認められるとき）の規定により、指名競争入札を採用している。

指名競争入札とした理由は、「業務の執行には誠実さが求められ、的確に業務を遂行することができる信頼のある業者と契約する必要がある、一般競争入札では、その確保が難しいため、指名競争入札とする」とされている（出所：予算執行伺書）。

しかし、業務の執行には誠実さが求められ、的確に業務を遂行することができる信頼のある業者と契約するという指名競争入札による理由は、原則通り一般競争入札とし、格付け、地域要件等を用いて資格要件をつけることで、達成できると考えられる。一般競争入札へ移行することが望ましい。

【意見 10】一般競争入札への移行

業務の執行には誠実さが求められ、的確に業務を遂行することができる信頼のある業者と契約するという指名競争入札による理由は、原則通り一般競争入札とし、格付け、地域要件等で資格要件を設けることで達成できると考えられる。一般競争入札へ移行することが望ましい。

（エ）予定価格の積算

本件は、予定価格の積算において、2 者から徴求した見積りの低い額を予定価格としている。

一般競争入札及び指名競争入札の場合の予定価格については、越谷市契約規則第 11 条第 3 項に規定されているが、2 者から見積りを取り、その低い額を予定価格とする方法の直接の根拠は読み取れない。

一般競争入札及び指名競争入札の予定価格の策定に際して、実務上基づくべき規程を整備することが望まれる。

(8) 越谷市固定系デジタル防災行政無線詳細設計業務委託

① 概要

委託業務名	越谷市固定系デジタル防災行政無線詳細設計業務
部局名	市民協働部
所属名	危機管理課
契約方法	随意契約
随意契約の場合の理由	地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号
予定価格	14,000,000 円
契約金額	9,990,000 円
決算額	9,990,000 円
単年度契約か、複数年度契約か	単年度契約
年度末現在における、同一契約先との契約年数	1 年以下
委託先	株式会社エスビーデー埼玉営業所
指名業者数	4 者
契約年月日	2018/7/13
契約完成期限	2019/2/28

(ア) 事業および委託業務の概要

既存の固定系アナログ防災行政無線は、昭和 59 年度に初期整備を行った。機器の老朽化とともに、電波法改正による使用期限を迎えることから、デジタル方式により再整備する。デジタル化により、これまでの音声放送での情報伝達のみならず、放送内容をメールや防災アプリ等の複数の情報媒体へ一斉に同時配信することも可能となる。避難情報等の防災情報を簡易な操作で多様な情報媒体に配信できる、固定系デジタル防災行政無線を中核とした複合的な防災情報システムの構築業務である。

(イ) 契約の状況

随意契約（特命）（公募型プロポーザル方式）。
地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号による。

(ウ) 随意契約理由

本業務は、委託業務内容が業者の持つ企画力、技術力及び経験等により、固定系デジタル防災行政無線システムの形態、完成度及び整備費用が大きく左右される。価格面での競争を主眼に置いた競争入札よりも業務委託の成果をより高くすることができるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、公募型プロポーザル方式による随意契約とするもの（出所：予算執行伺書）。

(エ) 特命理由

一次審査として技術提案書及び見積書等による書類審査を行う。

二次審査として上位3者にプレゼンテーションの機会を与える。

一次審査及び二次審査の総合評価で第一位となった株式会社エスビーデー埼玉営業所を契約の相手方とするもの（出所：予算執行伺書より）。

(オ) 公募型プロポーザル方式

本件の契約形態は、公募型プロポーザル方式による随意契約である。平成30年度に度越谷市で採用された公募型プロポーザルによる随意契約は約10件程度であった。複数の企業から企画提案を受けることで、優れた民間の知見を反映させた業務を遂行できる可能性が高く、落札率が一般競争入札等の他の契約形態よりも低くなる傾向がある等の理由で今後も増加が予想される。

現状公募型プロポーザル方式による随意契約については、契約事務手続に関する規程等は存在しない。担当課は過去の越谷市での事例や、他市の事例に倣って実施要領等を作成している。このため、担当課が資格要件、スケジュール、評価基準の作成、等を決定する際に遵守すべき事項が不明確となっている。

他の契約形態では、越谷市契約規則、越谷市随意契約事務取扱要領、随意契約事務の指針等を策定し、契約事務の透明性・公平性を確保しようとしている。

公募型プロポーザル方式による随意契約についても、契約事務の透明性・公平性を確保し、事業者選定に対する市民及び事業者の信頼を得るとともに、遵守すべき基本事項と事務手続き等の標準例を示し、公募型プロポーザル方式の適切かつ円滑な運用を図るために、契約事務手続きに関する規程を整備し、これに則って契約事務を履行することを検討すべきである。

(9) 生活困窮者自立相談支援事業業務委託

① 概要

委託業務名	生活困窮者自立相談支援事業業務委託
部局名	福祉部
所属名	生活福祉課
契約方法	随意契約[企画提案書提出方式]
随意契約の場合の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項2号
契約金額	59,998,320 円
決算額	19,999,440 円
単年度契約か、複数年度契約か	複数年度契約
年度末現在における、同一契約先との契約年数	1 年超 5 年以内
委託先	特定非営利活動法人ワーカーズコープ北関東事業本部
指名業者数	4 者
契約年月日	2016/6/1
契約完成期限	2019/5/31

(ア) 事業および委託業務の概要

生活困窮者自立支援法（平成 27 年 4 月 1 日施行）を踏まえ、生活困窮者の自立に向けた新たな相談支援制度の構築に資するために実施するもの。（出所：仕様書）。

本事業は、生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、就労その他の自立に関する相談支援や事業利用のためのプラン等作成等、包括的かつ継続的な相談支援業務を実施するものである。（出所：仕様書）

(イ) 契約の状況

随意契約（特命）

根拠条文は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 2 号（出所：予算執行伺）

平成 28 年 6 月 1 日から平成 31 年 5 月 31 日までの業務委託契約を平成 28 年 5 月 31 日に締結している。

平成 28 年度 16,666,200 円

平成 29 年度 19,999,440 円

平成 30 年度 19,999,440 円

令和元年度 3,333,240 円

(ウ) 委託の理由

専門知識・技術が必要なため（出所：予算執行伺）。

(エ) 随意契約とした理由〔企画提案書提出方式〕

本事業は、生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施することを目的としている。業務の実施にあたっては、生活及び就労支援に関する経験及び支援制度の実務に係る知見を十分に備えた業者の企画提案を採用することで、一層実効性の高い業務が見込めるため、業者選定に際しては、価格による競争だけではなく、受託業者の業務に対する制度理解や企画能力、受託実績等を総合的に判断することができる企画提案書提出方式を選択するものである。(出所：越谷市生活困窮者自立支援事業業務委託にかかる企画提案書提出方式による契約事務の実施について)

(オ) 契約手続

本件の契約形態は企画提案書提出方式による随意契約である。企画提案書提出方式では、事業者の提案に基づき決定することから、仕様内容が確定していない企画提案の段階では予定価格を設定できず、企画提案評価後の一者特命契約における契約手続き時に予定価格を設定している。本件は、契約課取扱業務のため、契約課において支出負担行為及び契約締結を行っている。契約課決裁後に「支出負担行為書（契約締結伺）写」及び「契約書（写）」が送付され、支出負担行為書（契約締結伺）写」の確認欄を用いて、生活福祉課で決裁している。

(カ) 選考委員会のメンバーについて

本件の選考委員会のメンバーは、福祉部長、福祉部副部長、生活福祉課長、生活福祉課調整幹、生活福祉課副課長となっている。

一般に、企画提案書方式の随意契約は、競争入札の例外として、価格だけではなく、当該業務を履行する上での企画力、技術力、遂行能力等も踏まえて契約の相手方の委託事業者を選定する必要がある場合に採用される形態である。選考会においては、その選考過程に専門性、公平性、透明性を確保する必要があるため、メンバー選定においては、外部有識者や所管部以外の部署を入れるなど、所管部所属者のみにならないよう配慮が必要である。

本件においては、選考委員会のメンバーは福祉部のものに限られている。したがって、専門性、公平性、透明性を確保する観点からは、所管部以外も含めたメンバー構成を行うことが望まれる。

【意見 11】選考委員会のメンバーについて

本件においては、選考委員会のメンバーは福祉部のものに限られている。専門性、公平性、透明性を確保する観点からは、所管部以外も含めたメンバー構成を行うことが望まれる。

(キ) 利用者側の感想・要望の把握

本事業においては、業務の実施について、利用者側の感想・要望等の収集については、明示的に行っていない。

この点、相談業務においては、相談をした側にとって有益なものとなることが最も重要であるから、実施業者からの実施状況の報告のみならず、利用者側からの利用後の感想・要望等をヒアリングし、これを分析して今後の業務に活用していくことが有用である。

また、生活困窮者に対する政策については、本事業を含め複数の事業が実施されているが、当該利用者にとって何が有用なサービスなのかをアンケート等で把握することで、より効果的・効率的な利用が可能になる可能性がある。

本件は相談業務であるため、利用者側からの利用後の感想・要望等をヒアリングし、当該利用者にとって何が有用なサービスなのか等を分析して今後の業務に活用していくことが望まれる。

【意見 12】 利用者側へのアンケートの実施

本件は相談業務であるため、利用者側からの利用後の感想・要望等をヒアリングし、当該利用者にとって何が有用なサービスなのか等を分析して今後の業務に活用していくことが望まれる。

(10) 生活困窮者子どもの学習支援事業

① 概要

委託業務名	生活困窮者子どもの学習支援事業業務
部局名	福祉部
所属名	生活福祉課
契約方法	随意契約[企画提案書提出方式]
随意契約の場合の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項2号
契約金額	17,994,960 円
決算額	17,994,960 円
単年度契約か、複数年度契約か	単年度契約
年度末現在における、同一契約先との契約年数	1 年超 5 年以内
委託先	一般社団法人彩の国子ども・若者支援ネットワーク
指名業者数	2 者
契約年月日	2018/4/1
契約完成期限	2019/3/31

(ア) 事業および委託業務の概要

本事業は、生活困窮者自立支援法の施行に伴い、生活困窮者世帯及び生活保護世帯の中学生及び高校生が、適切な進路を選べるよう学習教室の開催、保護者への進路助言等を行うものである。また、充実した日常生活や学校生活が送れるよう、家庭訪問、相談及び関係機関との調整も行う。事業の実施にあたっては、支援員の経験並びに支援制度の実務に関する知見を十分に備えた業者に委託することで、一層実効性の高い業務の履行を目的としている。

(イ) 契約の状況

企画提案書提出方式による随意契約

地方自治法施行令第167条の2第1項2号による。

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの業務委託契約を契約金額17,994,960円で平成30年4月1日に締結している。

(ウ) 委託の理由

本事業は、生活保護世帯及び生活困窮者世帯の中学生及び高校生に対し、子どもの学習支援事業を実施することにより、貧困の連鎖を防止することを目的とする事業である。支援員の経験並びに支援制度の実務に関する知見を十分に備えた業者（一般社団法人彩の国子ども・若者支援ネットワーク）に委託している。

(エ) 随意契約とした理由〔企画提案書提出方式〕

本事業は、生活保護世帯及び生活困窮者世帯の中学生及び高校生が、適切な進路が選べるよう、学習教室を開催し、保護者へ進路助言等を行っている。また充実した日常生活や学校生活が送れるよう、家庭訪問や相談を行っている。

支援対象世帯の生活環境は複雑で、まず保護者に対し、教育の必要性を訴えつつ、子どもに対し事業の参加を促すため、非常に時間を要し、粘り強く理解を得なければならない。経験並びに支援制度の実務の知見を十分に備えた業者からの企画提案を採用すれば、実効性の高い業務が見込める。このため、業者選定に際しては、価格による競争だけではなく、受託業者の業務に対する制度理解や企画能力、受託実績等を総合的に判断できる企画提案書提出方式を選択している。

(オ) 契約手続

本件の契約形態は企画提案書提出方式による随意契約である。企画提案書提出方式では、事業者の提案に基づき決定することから、仕様内容が確定していない企画提案の段階では予定価格を設定できず、企画提案評価後の一者特命契約における契約手続き時に予定価格を設定している。本件は、契約課取扱業務のため、契約課において支出負担行為及び契約締結を行っている。契約課決裁後に「支出負担行為書（契約締結伺）写」及び「契約書（写）」が送付され、支出負担行為書（契約締結伺）写」の確認欄を用いて、生活福祉課で決裁している。

(カ) 選考委員会のメンバーについて

本件の選考委員会のメンバーは、福祉部長、副部長、福祉部生活福祉課長、福祉部生活福祉課調整幹若しくは副課長となっている。

一般に、企画提案書方式の随意契約は、競争入札の例外として、価格だけではなく、当該業務を履行する上での企画力、技術力、遂行能力等も踏まえて契約の相手方の委託事業者を選定する必要がある場合に採用される形態である。選考会においては、その選考過程に専門性、公平性、透明性を確保する必要があるため、メンバー選定においては、外部有識者や所管部以外の部署を入れるなど、所管部所属者のみにならないよう配慮が必要である。

本件においては、選考委員会のメンバーは福祉部のものに限られている。したがって、専門性、公平性、透明性を確保する観点からは、所管部以外も含めたメンバー構成を行うことが望まれる。

【意見 13】選考委員会のメンバーについて

本件においては、選考委員会のメンバーは福祉部のものに限られている。したがって、専門性、公平性、透明性を確保する観点からは、所管部以外も含めたメンバー構成を行うことが望まれる。

(キ) 利用者側の感想・要望の把握

本事業においては、業務の実施について、利用者側の感想・要望等の収集については、明示的に行っていない。

この点、相談業務においては、相談をした側にとって有益なものとなることが最も重要であるから、実施業者からの実施状況の報告のみならず、利用者側からの利用後の感想・要望等をヒアリングし、これを分析して今後の業務に活用していくことが有用である。

また、生活困窮者に対する政策については、本事業を含め複数の事業が実施されているが、当該利用者にとって何が有用なサービスなのかをアンケート等で把握することで、より効果的・効率的な利用が可能になる可能性があると考えられる。

本件は相談業務であるため、利用者側からの利用後の感想・要望等をヒアリングし、当該利用者にとって何が有用なサービスなのか等を分析して今後の業務に活用していくことが望まれる。

【意見 14】利用者側へのアンケートの実施

本件は相談業務であるため、利用者側からの利用後の感想・要望等をヒアリングし、当該利用者にとって何が有用なサービスなのか等を分析して今後の業務に活用していくことが望まれる。

業務委託契約に係る仕様書は、受注者が役務を提供する項目は列挙されているが、具体的な内容が明確でない（学習教室の開催場所の数、保護者への進路助言等についてはその対象者数及びその頻度、家庭訪問や相談についてもその対象者数及びその頻度等）。具体的にサービス内容を定める必要がある。

【監査の結果 1】仕様書記載の具体化

仕様書には、受注者による役務提供項目は列挙されているが、具体的な内容が明確でない（学習教室の開催場所の数、保護者への進路助言等についてはその対象者数及びその頻度、家庭訪問や相談についてもその対象者数及びその頻度等）。具体的サービス内容を定める必要がある。

(11) 被保護者就労支援事業業務委託

① 概要

委託業務名	被保護者就労支援事業業務委託
部局名	福祉部
所属名	生活福祉課
契約方法	随意契約[企画提案書提出方式]
随意契約の場合の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約金額	26,992,440 円
決算額	8,997,480 円
単年度契約か、複数年度契約か	複数年度契約
年度末現在における、同一契約先との契約年数	1 年超 5 年以内
委託先	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ北関東事業本部
見積業者数	3 者
契約年月日	2016/6/1
契約完成期限	2019/5/31

(ア) 事業および委託業務の概要

本事業は、被保護者の早期就労を支援するため、本人の状態に応じ、包括的かつ継続的に相談支援等を実施するとともに、関係機関と連携した就労支援体制を構築することにより、被保護者の就労を促進することを目的とする事業である。本事業は、生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号）第55条の6に基づいて被保護者の就労に向けた支援制度を実施するものである。

(イ) 契約の状況

随意契約(企画提案書提出方式)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による。

平成28年6月1日から平成31年5月31日までの業務委託契約を平成28年5月31日に締結している。

平成28年度	7,497,900 円
平成29年度	8,997,480 円
平成30年度	8,997,480 円
平成31年度	1,499,580 円

(ウ) 委託の理由

本事業は、被保護者が早期に就労できるよう支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的に相談支援等を実施することを目的とする事業であり、専門的知識及び経験を有する外部（特定非営利活動法人ワーカーズコープ北関東事業本部）に委託している。

(エ) 随意契約とした理由〔企画提案書提出方式〕

本事業は、被保護者の早期自立を支援するため、就労に関する相談支援や公共職業安定所への同行等、包括的かつ継続的な就労支援業務を実施することを目的としている。業務の実施にあたっては、就労支援等に関する経験及び支援制度の実務に係る知見を十分に備えた業者の企画提案を採用することで、一層実効性の高い業務が見込める。このため、業者選定に際しては、価格による競争だけではなく、受託業者の業務に対する制度理解や企画能力、受託実績等を総合的に判断できる企画提案書提出方式を選択している。

(オ) 選考委員会のメンバーについて

本件の選考委員会のメンバーは、福祉部長、副部長、生活福祉課長、生活福祉課調整幹、副課長となっている。

一般に、企画提案書方式の随意契約は、競争入札の例外として、価格だけではなく、当該業務を履行する上での企画力、技術力、遂行能力等も踏まえて契約の相手方の委託事業者を選定する必要がある場合に採用される契約形態である。選考会においては、その選考過程に専門性、公平性、透明性を確保する必要があるため、メンバー選定においては、外部有識者や所管部以外の部署を入れるなど、所管部所属者のみにならないよう配慮が必要である。

本件においては、選考委員会のメンバーは所管部である福祉部の者に限られている。したがって、専門性、公平性、透明性を確保する観点からは、所管部以外の者も含めたメンバー構成にすることが望まれる。

【意見 15】選考委員会のメンバーについて

本件においては、選考委員会のメンバーは所管部である福祉部の者に限られている。したがって、専門性、公平性、透明性を確保する観点からは、所管部以外の者も含めたメンバー構成にすることが望まれる。

(カ) 事業の効果測定

事業の効果測定については、毎月委託先から仕様書に基づく実施状況報告書を入手している。事業の発注元である生活福祉課は、これらの定量情報を視認し、事業が実施されたことを確認している。しかしながら、利用者の満足度や改善要望となるアンケートは実施していない。

この点、相談業務においては、相談をした側にとって有益なものとなることが最も重要であるから、実施業者からの実施状況の報告のみならず、利用者側からの利用後の感想・要望等をヒアリングし、これを分析して今後の業務に活用していくことが有用である。

また、被保護者に対する政策については、本事業を含め複数の事業が実施されているが、当該利用者にとって何が有用なサービスなのかをアンケート等で把握することで、より効果的・効率的な利用が促進される可能性がある。

本件は被保護者の就労に関する相談業務を主とした業務であるため、利用者側からの利用後の感想・要望等をヒアリングし、当該利用者にとって何が有用なサービスなのか等を分析して今後の業務に活用していくことが望まれる。

【意見 16】利用者アンケートの実施

本件は相談業務が主な業務であるため、利用者側からの利用後の感想・要望等をヒアリングし、当該利用者にとって何が有用なサービスなのか等を分析して今後の業務に活用していくことが望まれる。

(12) 越谷市障害者等相談支援事業業務委託

① 概要

委託業務名	越谷市障害者等相談支援事業			
部局名	福祉部			
所属名	障害福祉課			
契約方法	随意契約			
随意契約の場合の理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 2 号			
契約金額	15,500,000 円	8,200,000 円	8,100,000 円	31,800,000 円
決算額	15,500,000 円	8,200,000 円	8,100,000 円	31,800,000 円
単年度契約か、 複数年度契約か	単年度契約			
年度末現在における、 同一契約先との契約年 数	1 年以下			
委託先	社会福祉法人 つぐみ共生会	医療法人 秀峰会	特定非営利活 動法人 ぶなの里越谷	
見積業者数	1 者	1 者	1 者	
契約年月日	2018/4/1			
契約完成期限	2019/3/31			

(ア) 事業および委託業務の概要

本事業は、在宅の障がい者に対し、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、介護保険、情報の提供を総合的に行うことにより、障がい者及びその家族の地域における生活を支援し、もって在宅の障がい者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とする事業である。(出所：予算執行伺書)

(イ) 契約の状況

随意契約

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 2 号によっている。

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの業務委託契約を次の各法人等と平成 30 年 4 月 1 日に締結している。

社会福祉法人つぐみ共生会 15,500,000 円

医療法人秀峰会 8,200,000 円

特定非営利活動法人ぶなの里越谷 8,100,000 円

(ウ) 委託の理由

事業の実施に当たっては、在宅の障がい者やその家族を対象にした障がい者相談支援事業において、ピアカウンセリングの実施や障がい種別毎に対応できる人材、専門的知識や経験も必要となることから、本事業を円滑かつ効率よく進めるため、業務を委託するものである。

(エ) 随意契約とした理由

執行方法は随意契約（特命）特殊委託であり、根拠条文は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号とされている。（出所：予算執行伺書）

随意契約理由として、本契約の趣旨が、在宅の障がい者やその家族の地域における生活を支援し、障がい者の自立と社会参加の促進を図るという福祉増進を目的としたもので、障がい者に対する相談・援助活動に実績がある信頼できる法人と契約する必要がある、価格面の競争を主眼とした競争入札では、その確保が難しいため随意契約とする、とされている。（出所：予算執行伺書）

また各法人との特命理由は、次のとおりとなっている。

1 社会福祉法人つぐみ共生会

平成 14 年から障がい者等を対象とした相談支援事業を実施していることや平成 24 年から生活介護事業所を運営していることから、障がい者に対する相談・援助活動の実績がある。また、平成 24 年 4 月 1 日に指定特定相談支援事業者の指定を受けており、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に位置付けられた地域生活支援事業の相談支援事業を受託することが可能な事業所の要件を満たしていることから特命とする。（出所：予算執行伺書）

2 医療法人秀峰会

平成 18 年度から、越谷市の補助事業である越谷市地域活動支援センター事業を実施しており、障がい者に対する相談・援助活動の実績がある。また、平成 24 年 6 月 1 日に指定特定相談支援事業者の指定を受けており、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に位置付けられた地域生活支援事業の相談支援事業を受託することが可能な事業所の要件を満たしていることから特命としている。（出所：予算執行伺書）

3 特定非営利活動法人ぶなの里越谷

平成 22 年度から、越谷市の補助事業である越谷市地域活動支援センター事業を実施しており、障がい者に対する相談・援助活動の実績がある。また、平成 24 年 4 月 1 日に指定特定相談支援事業者の指定を受けており、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に位置付けられた地域生活支援事業の相談支援事業を受託することが可能な事業所の要件を満たしていることから特命としている。（出所：予算執行伺書）

担当部署への聞き取りの結果は次のとおりである。

本事業の委託条件は国及び市の要綱において指定特定相談支援事業者又は指定一般相談支援事業者とされている。実施方法を委託事業として統一した平成 25 年度当時、要件に該当する事業者が 3 事業者のみであったことから、当該 3 事業者と個々に特命で一者随意契約を締結した経緯がある。

しかし、平成 26 年度の外部評価において、相談支援体制の体制づくり、委託料の精査、業者選定の適正化等の課題が指摘された。これらの課題を解決するため、課題の把握、実務者及び法人代表者からの意見聴取、事業規模等の他市との比較等を行っている。また、事業者及び相談員の成熟を図る期間として、毎年度、単年度の特命随意契約により事業を実施してきており、平成 30 年度についても同様である。

(オ) 事業の効果測定

事業の効果測定については、毎月委託先から仕様書に基づく相談支援事業月例報告書を入手している。この報告書には、相談件数、相談内容、相談者への対応方法、地区別利用者数が記載されている。事業の発注元である障害福祉課は、これらの定量情報を視認し、事業が実施されたことを確認している。しかしながら、利用者の満足度や改善要望となるアンケートは実施していない。

事業実施にあたっては、その効果を検証し、継続的に改善を志向することが求められる。仕様書に基づく定量情報のみならず、利用者の声であるアンケートに基づく情報を入手し、利用者の要望を反映させるよう継続的な改善に活かすよう努めることが望ましい。

【意見 17】利用者アンケートの実施

利用者アンケートを実施するよう促し、結果の提示をもとめ、サービスの改善に努めるべきである。仕様書に基づく定量情報のみならず、利用者の声であるアンケートに基づく情報を入手し、利用者の要望を反映させるよう継続的な改善に活かすよう努めることが望ましい。

(13) 越谷市コミュニケーション支援事業委託

① 概要

委託業務名	越谷市コミュニケーション支援事業委託
部局名	福祉部
所属名	障害福祉課
契約方法	随意契約
随意契約の場合の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約金額	21,600,000 円
決算額	21,600,000 円
単年度契約か、複数年度契約か	単年度契約
年度末現在における、同一契約先との契約年数	15 年超
委託先	越谷市社会福祉協議会
指名業者数	1 者
契約年月日	2018/4/1
契約完成期限	2019/3/31

(ア) 事業および委託業務の概要

本契約における具体的な委託業務は次のとおりである。

- ・手話通訳者及び要約筆記者の派遣に関する業務
- ・手話通訳者及び要約筆記者の登録及び研修に関連する業務
- ・越谷市登録手話通訳者認定試験審査会の設置・運営に関する業務
- ・越谷市登録要約筆記者認定試験審査会の設置及び運営に関する業務
- ・越谷コミュニケーション支援事業運営委員会の設置及び運営に関する業務

(イ) 契約の状況

随意契約（特命）特殊委託。

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による。

(ウ) 委託理由

当該業務は障がい者本人に対する直接援助という性質を帯びており、市の有する知識または技術のみでは対応困難であり、専門知識を有する社会福祉協議会への委託を行うことにより、成果が期待できるため。また、このような業務を市が行う体制を整える場合、人員の配置、研修、変則的な業務体制となり、その費用は膨大となり効率的な業務実施が難しくなるため（出所：予算執行伺書）。

(エ) 随意契約および特命理由

当該事業は、障がい者の日常及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条に規定する地域生活支援事業において、市町村における必須事業とされており、主に聴覚障がい者を

対象とした情報保障のための意思疎通支援事業として実施が義務付けられている。現在、越谷市社会福祉協議会は障害者福祉センターこばと館運営やホームヘルパー派遣等、障害福祉課の各種業務を委託しており、地域福祉事業における多くの実績を持っている。また、近隣で本事業に対応できるものは他にいないため、同協議会との特命随意契約としている（出所：予算執行伺書）。

（オ）前払いとする理由

地方自治法施行令第 163 条 3 号に規定する前金で支払をしなければ契約しがたい請負に要する経費に該当。相手方は、営利を目的としない団体であり、事業実施に当たっては人員の雇用等をあらかじめ行う必要があることから、事業完了後の支払いとした場合、事業の展開が困難であり、事業の運営に支障をきたすため（出所：予算執行伺書）。

（カ）実績値の検討

越谷市社会福祉協議会から、本事業にかかる予算実績比較表が入手されていない。このため、人件費や経費の実際発生額がいくらであったか検討されていない。当初の予定価格が適正だったのかを確認するためにも、次年度委託料の積算に役立てるためにも、課のモニタリング資料として収支報告書を入手し、分析することが望ましい。

【意見 18】収支報告書の入手、分析

越谷市社会福祉協議会から、本事業にかかる予算実績比較表が入手されていない。当初の予定価格が適正だったのかを確認するためにも、次年度委託料の積算に役立てるためにも、課のモニタリング資料として収支報告書を入手し、分析することが望ましい。

(14) 障がい者就労支援事業委託

① 概要

委託業務名	障がい者就労支援事業委託
部局名	福祉部
所属名	障害福祉課
契約方法	随意契約
随意契約の場合の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約金額	契約締結当初：39,000,000円 2019.10の消費増税後：39,240,752円
決算額	19,488,936円
単年度契約か、複数年度契約か	複数年度契約
年度末現在における、同一契約先との契約年数	1年超5年以内
委託先	社会福祉法人越谷市社会福祉協議会
見積業者数	1者
契約年月日	2018/6/1
契約完成期限	2020/5/31

(ア) 事業および委託業務の概要

本事業は、障がい者の職業的及び社会的自立の促進を図ることを目的とする事業である。事業の実施に当たっては、障がい者の就労や生活における実務支援を経験している人材を活用することが、業務を円滑かつ効率よく進められるため、本事業に係る業務を委託している。

(イ) 契約の状況

一者特命随意契約

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号によっている。

平成30年6月1日から平成32年5月31日までの業務委託契約を平成30年5月31日に締結している。

平成30年度 16,248,936円

平成31年度 19,500,912円（消費増税後：左記に+180,564円）

平成32年度 3,250,152円（消費増税後：左記に+60,188円）

(ウ) 委託の理由

本事業は、障がい者の職業的及び社会的自立の促進を図ることを目的とする事業であり、専門的知識及び経験を有する外部（社会福祉法人越谷市社会福祉協議会）に委託している。

(エ) 随意契約理由および特命理由

随意契約該当理由は、以下のとおりである。本事業は、相談業務を主とした業務であり、利用者や関係各所との信頼関係に基づき業務を履行することが重要であり、事業の継続性と安定性の確保が堅持されるべき事業である。こうした事業の性質から価格面を主眼とした競

争入札には適さないため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、随意契約としている。（出所：予算執行伺書。）

特命理由は次のとおりである。本事業は、障がい者を支援対象とした相談業務という内容から、継続的支援による信頼関係の構築が重要となる。また、関係企業についても、地域適応支援事業の実習受入れ等は、委託業者の変更は、その信頼に基づき行われているため、委託業者の変更は、その信頼に基づく関係に大きな影響を与える可能性がある。したがって、現在就労支援事業を受託し、就労支援における実情やニーズを把握している本法人に継続して業務を委託する必要がある。（出所：予算執行伺書。）

加えて担当部署によると、障がい者の就労支援を取り巻く環境が、国では障害福祉サービス「就労定着支援」が平成 30 年 4 月より新設されたことや県の「障害者就業・生活支援センター」の設置が進んできたことなど大きく変化している。国県等の取組みとの整合性及び切り分けを図るためにも、前回契約の受注者である本法人と特命で契約したとのことである。

（オ）事業の効果測定

事業の効果測定については、毎月委託先から仕様書に基づく事業実施報告書を入手している。この報告書の内容は、利用人数集計表、業務日報、相談・就労離職者報告書、その他報告書である。事業の発注元である障害福祉課は、これらの定量情報を視認し、事業が実施されたことを確認している。しかしながら、利用者の満足度や改善要望となるアンケートは実施していない。

この点、相談業務においては、相談をした側にとって有益なものとなることが最も重要であるから、実施業者からの実施状況の報告のみならず、利用者側からの利用後の感想・要望等をヒアリングし、これを分析して今後の業務に活用していくことが有用である。

また、障がい者に対する政策については、本事業を含め複数の事業が実施されているが、当該利用者にとって何が有用なサービスなのかをアンケート等で把握することで、より効果的・効率的な利用が実施できる可能性がある。

本件は障がい者の就労に関する相談業務を主とした業務であるため、利用者側からの利用後の感想・要望等をヒアリングし、当該利用者にとって何が有用なサービスなのか等を分析して今後の業務に活用していくことが望まれる。

【意見 19】利用者アンケートの実施

本件は相談業務が主な業務であるため、利用者側からの利用後の感想・要望等をヒアリングし、当該利用者にとって何が有用なサービスなのか等を分析して今後の業務に活用していくことが望まれる。

（カ）実績値の検討

越谷市社会福祉協議会から、本事業にかかる予算実績比較表が入手されていない。このため、人件費や経費の実際発生額がいくらであったか検討されていない。当初の予定価格が適

正だったのかを確認するためにも、次年度委託料の積算に役立てるためにも、課のモニタリング資料として収支報告書を入手し、分析することが望ましい。

【意見 20】収支報告書の入手、分析

越谷市社会福祉協議会から、本事業にかかる予算実績比較表が入手されていない。当初の予定価格が適正だったのかを確認するためにも、次年度委託料の積算に役立てるためにも、課のモニタリング資料として収支報告書を入手し、分析することが望ましい。

(15) 成年後見事業委託

① 概要

委託業務名	成年後見事業委託
部局名	福祉部
所属名	障害福祉課
契約方法	随意契約
随意契約の場合の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約金額	16,000,000 円
決算額	16,000,000 円
契約課の手続を経ているか	契約課の手続を経していない
単年度契約か、複数年度契約か	単年度契約
年度末現在における、同一契約先との契約年数	5 年超 10 年以内
委託先	社会福祉法人越谷市社会福祉協議会
指名業者数	1 者
契約年月日	2018/4/1
契約完成期限	2019/3/31

(ア) 事業および委託業務の概要

判断能力の不十分な高齢者や障がい者等及びその親族に対し、成年後見制度が身近なものとして活用されるよう、制度の普及・啓発、利用に関する相談や手続き支援、市民後見人候補者の養成、就任支援や活動支援に係る業務を委託するものである。

(イ) 契約の状況

随意契約

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの業務委託契約を平成30年4月1日に締結している。

(ウ) 委託の理由

社会福祉法人越谷市社会福祉協議会が実施している福祉サービス利用援助事業と組み合わせて運用するために委託している。

(エ) 随意契約とした理由 [随意契約の場合]

本業務について、社会福祉法人越谷市社会福祉協議会と特命随意契約を締結している。社会福祉法人越谷市社会福祉協議会が実施している福祉サービス利用援助事業と組み合わせて運用することで、本人の意向や判断能力、生活状況に応じて一体的支援が可能となるためである。なお、成年後見支援を行っている非営利法人としては、越谷成年後見支援センターがある。この点について、担当部署によれば、同センターは行政書士・司法書士等の職業的専

門家の団体であり、一般的な後見人の育成を目的とする本業務の委託先候補には該当しないとのことであった。

(オ) 契約金額

予定価格と契約金額とは一致している。

これは、上記の理由により、本業務について、特命随意契約を締結しているためである。

(カ) 予定価格の設定

本事業の人件費を確認したところ、以下の不明点があった。

- ・資金収支計算書に計上されている人件費支出について、予算額10,445千円、実績額13,354千円となっており、予算実績差額△2,909千円となっている。
- ・予算明細書では、職員2人分が計上されているが、業務・職員日報では5名の勤務者が記載されている。

上記の点について、担当部署に確認したところ、相談件数の増加等により、社会福祉協議会における人件費が増加傾向にあり、社会福祉法人越谷市社会福祉協議会の損益マイナスとなっているとのことであった。

また、予算明細書の人数と業務・職員日報の人数との差異は、担当職員が不在の際に、社会福祉法人越谷市社会福祉協議会の職員が受付・電話番号等の業務を補助しているためである。

予定価格は予算額に基づき設定しているため、契約金額と予定価格が一致している。適正な取引価格、事業の継続性を考えた場合、特定業務の予定価格は適正に見積る必要がある。本業務は、市民からの成年後見の相談・問合せであり、業務範囲・業務量に応じて予定価格を設定すべきである。

【意見 21】 適切な見積による予定価格の算定

予定価格は予算額に基づき設定しているため、契約金額と予定価格が一致している。適正な取引価格、事業の継続性を考えた場合、特定業務の予定価格は適正に見積る必要がある。本業務は、市民からの成年後見の相談・問合せであり、業務範囲・業務量に応じて予定価格を設定すべきである。

(16) 越谷市助け合いの仕組みづくり事業（高齢者の居場所づくり事業）運営事務委託

① 概要

委託業務名	越谷市助け合いの仕組みづくり事業 （高齢者の居場所づくり事業）運営事務委託
部局名	福祉部
所属名	地域包括ケア推進課
契約方法	随意契約
随意契約の場合の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約金額	16,000,000 円
決算額	16,000,000 円
単年度契約か、複数年度契約か	単年度契約
年度末現在における、同一契約先との契約年数	5 年超 10 年以内
委託先	社会福祉法人越谷市社会福祉協議会
指名業者数	1 者
契約年月日	2018/4/1
契約完成期限	2019/3/31

(ア) 事業および委託業務の概要

本事業は、高齢者福祉の向上のため、高齢者等に対し交流スペースを提供し、利用者同士の交流を図り、高齢者を含めた多世代及び地域の交流を図ることを目的とする事業である。本事業では、交流スペースとして、商店街の空き店舗を活用し、「ふらっと」がもう・「ふらっと」おおぶくろの2拠点を運営している。

本事業のために、上記の2拠点の運営事務を委託するものである。

(イ) 契約の状況

随意契約(特命)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの業務委託契約を平成30年4月1日に締結している。

(ウ) 委託の理由

本事業は、高齢者福祉の向上のため、効率的かつ福祉に対する理解をもって運営される必要があるため。

(エ) 随意契約とした理由

本事業について、社会福祉法人越谷市社会福祉協議会と特命随意契約を締結している。

その理由として、同法人は越谷市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る目的で設

立された法人であり、また、越谷市の出資団体である同法人の育成をすることが挙げられている。

(オ) 契約金額

予定価格と契約金額とは、一致している。

これは、上記の理由により、特命随意契約を締結しているためである。

(カ) 前払金取引

本業務について、社会福祉法人越谷市社会福祉協議会と前払契約を締結しており、平成 30 年 5 月 23 日に同法人に対して、年間契約金額を支払っている。

担当部署によれば、同法人は営利を目的としていない団体であり、事業実施にあたり、人員をあらかじめ雇用する等の必要があるためである。しかしながら、越谷市の他の業務委託契約では、前払契約を採用していない契約があり、これらの契約の支払条件との間に整合性がない。

地方公共団体が締結する契約については、契約の相手方の給付が完了した後に代金を支払うのが原則であり、本業務については、例外的な前払い契約となっているため、担当部署はその根拠となる合理性や真実性を示す文書を残す必要がある。

【意見 22】前払金取引

地方公共団体が締結する契約は、契約の相手方の給付が完了した後に代金を支払うのが原則である。本業務は、例外的な前払い契約であるため、担当部署は合理性や真実性を示す根拠となる文書を残す必要がある。

(キ) 資金収支計算書

担当課が入手した委託先(社会福祉法人越谷市社会福祉協議会)の資金収支計算書を査閲したところ、事業活動収入・事業活動支出のそれぞれの予算額・決算額が一致していた。担当部署を通じて社会福祉法人越谷市社会福祉協議会に確認したところ、年度末で本委託事業に関する実績額と予算額を一致させるよう調整しているとのことであった。

本業務のコストについて、適切に予算・実績を比較するには、実際に発生したコストを集計する必要がある。実態のない調整額の入力とは適切な予算・実績の比較を妨げる。担当部署は、委託先の同法人から実際に発生したコストを集計した資金収支計算書を入手し、適切な予算・実績比較を行うことが望ましい。

【意見 23】実際発生額による予算・実績比較

業務コストを適切に予算・実績を比較するため、担当部署は、委託先法人から実際に発生したコストを集計した資金収支計算書を入手し、適切に予算・実績を比較することが望ましい。

(ク) 事業の目標

事業計画書に事業の活動結果の成果指標として、来場者数が設定されている。

平成 30 年度の目標値 24,000 人に対し、実績値は 25,338 人であり、目標が達成されている。(平成 29 年度の実績は、20,629 人である。)

(ケ) 経費効率

「ふらっと」がもう・「ふらっと」おおぶくろの来場者数・事業活動支出・来場者一人当たりの事業活動支出は、以下のとおりである。

	「ふらっと」がもう	「ふらっと」おおぶくろ
事業活動支出 (円)	5,181,000	10,829,678
来場者人数 (人)	9,914	15,424
来場者一人当たり支出 (円/人)	523	702

来場者一人当たりの事業活動支出は、「ふらっと」がもうが「ふらっと」おおぶくろを下回っている。その理由の一つとして、「ふらっと」がもうでは、産業支援課の地域支え合いの仕組み事業等（産業支援課の予算）を行っていることがある。

越谷市全体の事業活動予算は、地域包括ケア推進課の予算と産業支援課の予算とを合算したものであるため、一概に「ふらっと」がもうの方が事業活動の効率性が高いとはいえない。しかし、事業活動の実施にあたり関連する複数の事業を同時に実施することが事業活動の効率性の向上に資するかどうか検討することが望ましい。

【意見 24】複数事業の実施による経理効率の検討

事業活動の実施にあたり関連する複数の事業を同時に実施することが事業活動の効率性の向上に資するかどうか検討することが望ましい。

* 地域支え合いの仕組み事業

地域で登録しているサポートスタッフが高齢者や育児中の困りごと（掃除、買い物代行、草むしり等）を手伝い、サポートスタッフは謝礼として地域の商店会で有効な商品券を受け取る事業である。また、地場農産物やこしがや愛されグルメ認証品の販売、伝統的手芸品の展示を行っている。

(コ) アンケートの実施

定期的にアンケートを実施し、来場者の満足度を測定している。

平成 30 年度は、平成 31 年 3 月 6 日から 18 日にかけて、2 拠点で実施され、「不満」との回答はなかった。

(17) 可燃物収集運搬業務委託

① 概要

委託業務名	可燃物収集運搬業務委託	
	区域 2	区域 3
部局名	環境経済部	
所属名	リサイクルプラザ	
契約方法	随意契約(※)	
随意契約の場合の理由	—(※)	
契約金額	57,214,188 円	62,941,104 円
決算額	57,214,188 円	62,941,104 円
単年度契約か、複数年度契約か	単年度契約	
年度末現在における、同一契約先との契約年数	15 年超	
委託先	有限会社加藤商事	株式会社 東武エコテック
指名業者数	6 者	6 者
契約年月日	2018/4/1	
契約完成期限	2019/3/31	

(※)一般廃棄物処理業務の委託契約については、いわゆる公法上の契約とされ地方自治法第 234 条及び地方自治法施行令第 5 章第 6 節(契約)の規定は適用されないと解されている。廃棄物処理法には契約締結の方法につき定めはなく、一般競争入札、指名競争入札、随意契約のいずれにするかは市の裁量に委ねられていると考えられる。所管課は、地方自治法の随意契約を契約締結方法としている。

(ア) 事業および委託業務の概要

一般廃棄物の処理は、生活環境の保全や公衆衛生の向上を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条の 2 第 1 項に基づき、市町村の義務とされている。越谷市の指定する委託区域のごみ集積所に排出される一般廃棄物のうち、可燃物の収集及び運搬を、受託業者に委託するものである。

(イ) 契約の状況

1 者による随意契約

(※)所管課は契約方法を随意契約と定めている。

(ウ) 委託の理由

委託することにより、適正な業務の遂行と市民の環境保全、公衆衛生の向上と併せ、業務の効率化並びに経済効果を図れるため。

(エ) 随意契約の理由

年間を通しての契約であり、その履行には誠実さが求められ、的確に業務を遂行することができる信頼のできる業者と契約する必要があり、価格面の競争を主眼とした競争入札では、その確保が難しいためである。

(オ) 委託業者の選定状況

本業務は、業務の特殊性から15年超にわたって、同一の事業者への随意契約の方法により委託している。随意契約を選択した理由としては、経済性の確保よりも、環境保全の重要性及び一般廃棄物処理業務の公共性に鑑み、業務の確実な遂行を重視して選考する必要性を挙げている。しかし、実際には毎年、市内の固定した6者による見積りから、最も金額の低い業者が選定されている。この契約の「受託業務を遂行するに足る額(予定価格)」は所管課が独自に見積もっており、事前に公表していない。区域2、区域3の業者を選定するにあたっての「受託業務を遂行するに足る額(予定価格)」と決定業者の見積額を比べると、区域2、区域3の両区域とも決定業者の見積額と予定価格は100円未満の僅差になっている。そこで、本業務の地理的な対象範囲である市内12の区域について、「受託業務を遂行するに足る額(予定価格)」と決定業者の見積額の関係を検証した。市内12区域についての見積額、契約額(◎太字)、「受託業務を遂行するに足る額(予定価格)」と決定業者による見積額の差額等は以下のとおりである。

i 可燃物収集運搬業務委託

(単位：円)

	区域1	区域2	区域3	区域4	区域5	区域6
業者の見積金額						
(有)加藤商事	43,920,000	◎52,976,100	59,400,000	41,400,000	16,620,000	
(有)作良商事	43,320,000	57,180,000	59,640,000	◎41,217,700	16,560,000	
㈱東武エコテック	43,320,000	57,600,000	◎58,278,800	42,000,000	16,560,000	33,295,000
(有)中村清掃	43,680,000	57,288,000	59,880,000	41,460,000	16,800,000	
㈱西本商事	43,440,000		59,040,000	41,400,000	◎16,408,300	
(有)平野清掃	◎42,809,700	57,300,000	58,800,000	42,000,000	16,680,000	33,567,200
(有)大熊商事						34,256,800
(有)田口商事						35,002,400
(有)東佑商事						◎32,459,300
(有)森商事						34,852,700
受託業務を遂行するに足る額(※)と決定業者による見積金額の差額(円)	100円未満	100円未満	100円未満	100円未満	100円未満	100円未満
見積金額が(※)超の事業者数(者)	5	5	5	5	5	5
見積金額が(※)以下の事業者数(者)	1	1	1	1	1	1

	区域 7	区域 8	区域 9	区域 10	区域 11	区域 12
業者の見積金額						
(有)加藤商事		32,500,000				
(有)作良商事		32,700,000				
㈱東武エコテック	27,206,500	33,260,000	30,600,000		17,200,000	15,000,000
(有)中村清掃		◎32,188,500				
㈱西本商事		32,900,000				
(有)平野清掃	27,166,500	33,000,000	29,400,000	31,700,000	17,100,000	
(有)大熊商事	27,286,500		◎28,777,900	33,000,000	17,500,000	16,200,000
(有)田口商事	◎27,046,500		31,800,000	33,100,000	17,400,000	15,600,000
(有)東佑商事	27,246,500		30,600,000	33,840,000	17,300,000	15,600,000
(有)森商事	27,356,500		31,200,000	33,600,000	◎16,977,500	15,000,000
中央清掃				◎31,422,500		
㈱鈴木商事						◎13,880,900

受託業務を遂行するに 足りる額(※)と決定業 者による見積金額の差 額(円)	100 円未満	100 円未満	100 円未満	100 円未満	100 円未満	100 円未満
見積金額が(※)超の事 業者数(者)	5	5	5	5	5	5
見積金額が(※)以下の 事業者数(者)	1	1	1	1	1	1

上表のとおり、12 業者が 12 区域のうち 1 区域を受注している。いずれの区域とも、区域 2、区域 3 と同様に、契約金額と「受託業務を遂行するに足りる額(予定価格)」との差額は 100 円未満になっている。また、各区域で決定業者以外の 5 者が提示した見積り全てが予定価格を上回っている。

所管課の見解は次のとおりである。予算額が大きく変わらないため、公表される仕様書と過年度の自社契約金額から各区域の「受託業務を遂行するに足りる額(予定価格)」が推測されたものと考えられる。しかしながら、2018 年度には、区域 1、区域 3、区域 10、区域 12 において区割りに変更があり、前年度とは「受託業務を遂行するに足りる額(予定価格)」が変更されているにもかかわらず、どの区域でも予定価格と 100 円も変わらない額で業者と契約されている。

リサイクルプラザの他の運搬業務でも同様に確認するため、粗大ごみ等収集運搬業務委託、資源物等(古紙類、びん・古着類、ペットボトル、白色トレイ・危険ごみ)収集運搬業務委託、し尿収集運搬業務委託についても、見積額、契約額(◎太字)、「受託業務を遂行するに足りる額(予定価格)」と決定業者による見積額の差額等との関係を検討した。

なお、これらの運搬業務委託において、「受託業務を遂行するに足りる額(予定価格)」は同種契約を参考に所管課が独自に見積もっており、事前に公表していない。

ii 粗大ごみ等収集運搬業務委託

(単位：円)

	区域 1	区域 2	区域 3	区域 4
業者の見積金額				
(有)加藤商事	11,400,000	11,280,000	11,760,000	12,600,000
㈱共和商事	11,520,000	11,400,000	11,700,000	◎11,538,000
㈱大栄清掃	11,280,000	◎11,172,000	11,760,000	14,400,000
㈱東武エコテック	11,400,000	11,316,000	◎11,496,000	13,200,000
㈱西本商事	11,580,000	11,352,000	11,592,000	13,800,000
(有)平野清掃	◎11,154,000	11,196,000	11,880,000	12,000,000

受託業務を遂行するに足る額(※)と決定業者による見積金額の差額(円)	7,000 円未満	1,000 円未満	1,000 円未満	3,000 円未満
見積金額が(※)超の事業者数(者)	5	5	5	5
見積金額が(※)以下の事業者数(者)	1	1	1	1

iii 資源物等(古紙類)収集運搬業務委託

(単位：円)

	区域 1	区域 2	区域 3	区域 4	区域 5	区域 6
業者の見積金額						
(有)大熊商事	9,900,000	◎9,492,000	11,400,000	9,300,000	9,600,000	10,020,000
㈱共和商事	9,840,000	11,400,000	◎10,428,000	9,420,000	9,720,000	9,960,000
(有)作良商事	◎9,774,000	10,260,000	10,800,000	9,240,000	9,480,000	9,780,000
㈱東武エコテック	9,852,000	10,200,000	11,040,000	9,600,000	◎9,354,000	9,840,000
中村クリーンサービス	9,840,000	9,600,000	11,760,000	9,840,000	10,020,000	◎8,796,000
㈱西本商事	9,900,000	10,800,000	11,040,000	◎9,180,000	10,800,000	9,900,000

受託業務を遂行するに足る額(※)と決定業者による見積金額の差額(円)	1,000 円未満	4,000 円未満	3,000 円未満	4,000 円未満	1,000 円未満	3,000 円未満
見積金額が(※)超の事業者数(者)	5	5	5	5	5	5
見積金額が(※)以下の事業者数(者)	1	1	1	1	1	1

iv 資源物等(びん・古着類)収集運搬業務委託

(単位：円)

	区域 1	区域 2	区域 3	区域 4	区域 5	区域 6
業者の見積金額						
(有)加藤商事	8,831,200	8,898,300	8,750,000	◎10,248,000	10,920,000	9,910,000
新昇商事(有)	8,941,200	9,204,500	8,800,000	11,232,000	11,040,000	9,940,000
(有)田口商事	◎8,611,200	9,025,800	8,680,000	11,244,000	10,680,000	9,930,000
(有)東佑商事	8,751,200	◎8,736,000	8,700,000	11,292,000	10,740,000	9,920,000
(有)中村清掃	8,781,200	9,102,300	◎8,580,000	—	—	—
(有)森商事	8,901,200	8,852,500	8,700,000	11,256,000	10,860,000	◎9,894,000
(有)平野清掃				11,304,000	◎10,512,000	9,900,000

受託業務を遂行するに足りる額(※)と決定業者による見積金額の差額(円)	3,000 円未満	1,000 円未満	1,000 円未満	1,000 円未満	1,000 円未満	1,000 円未満
見積金額が(※)超の事業者数(者)	5	5	5	5	5	5
見積金額が(※)以下の事業者数(者)	1	1	1	1	1	1

	区域 7
業者の見積金額	
(有)加藤商事	10,260,000
新昇商事(有)	◎8,374,800
(有)田口商事	10,080,000
(有)東佑商事	9,960,000
(有)中村清掃	—
(有)森商事	9,840,000
(有)平野清掃	10,680,000

受託業務を遂行するに足りる額(※)と決定業者による見積金額の差額(円)	100 円未満
見積金額が(※)超の事業者数(者)	5
見積金額が(※)以下の事業者数(者)	1

v 資源物等(ペットボトル)収集運搬業務委託

(単位：円)

	区域 1	区域 2	区域 3	区域 4
業者の見積金額				
(有)大熊商事	13,080,000	15,120,000	13,560,000	14,640,000
(有)作良商事	◎13,026,000	14,400,000	14,760,000	14,340,000
㈱東武エコテック	13,200,000	◎13,848,000	14,400,000	14,400,000
(有)中村清掃	13,200,000	15,000,000	13,380,000	14,640,000
㈱西本商事	13,080,000	14,160,000	◎13,242,000	14,520,000
(有)平野清掃	13,092,000	14,640,000	13,440,000	◎14,034,000

受託業務を遂行するに 足りる額(※)と決定業者 による見積金額の差額 (円)	3,000 円未満	1,000 円未満	1,000 円未満	3,000 円未満
見積金額が(※)超の事業 者数(者)	5	5	5	5
見積金額が(※)以下の事 業者数(者)	1	1	1	1

vi 資源物等(白色トレイ・危険ごみ)収集運搬業務委託

(単位：円)

	区域 1	区域 2
業者の見積金額		
(有)加藤商事	27,960,000	◎8,928,000
(有)田口商事	29,160,000	9,396,000
㈱大栄清掃	◎27,872,400	9,384,000
(有)東佑商事	28,800,000	9,420,000
(有)平野清掃	28,680,000	9,432,000
(有)森商事	29,400,000	9,408,000

受託業務を遂行するに 足りる額(※)と決定業者 による見積金額の差額 (円)	3,000 円未満	3,000 円未満
見積金額が(※)超の事業 者数(者)	5	5
見積金額が(※)以下の事 業者数(者)	1	1

vii し尿収集運搬業務委託

(単位：円)

	A 地区	B 地区	C 地区	D 地区	E 地区
業者の見積金額					
石川商事(有)	11,088,000	7,320,000	11,400,000	◎6,276,000	◎5,760,000
(有)三和商事	11,184,000	6,960,000	◎7,476,000	11,880,000	11,160,000
新昇商事(有)	11,160,000	7,440,000	8,160,000	9,600,000	8,550,000
(有)田口商事	10,800,000	◎6,720,000	7,800,000	9,240,000	8,280,000
(有)東佑商事	◎10,656,000	7,080,000	7,920,000	9,000,000	8,100,000
受託業務を遂行するに足りる額(*)と決定業者による見積金額の差額(円)	1,000 円未満	1,000 円未満	12,000 円未満	4,000 円未満	10,000 円未満
見積金額が(*)超の事業者数(者)	5	5	5	5	5
見積金額が(*)以下の事業者数(者)	1	1	1	1	1

粗大ごみ等収集運搬業務委託、資源物等(古紙類、びん・古着類、ペットボトル、白色トレイ・危険ごみ)収集運搬業務委託、し尿収集運搬業務委託のいずれにおいても、契約金額と「受託業務を遂行するに足りる額(予定価格)」との差額は、概ね 10,000 円未満になっており、し尿収集運搬業務委託の 5 契約のなかで契約金額と「受託業務を遂行するに足りる額(予定価格)」が一致している地区があった。また、各運搬業務の全ての区域で決定業者以外の者が提示した見積りが予定価格を上回っている。

(カ) 契約形態の再検討

可燃物収集運搬業務委託業務の根拠法は廃棄物処理法であり、環境保全の重要性及び一般廃棄物処理の公共性に鑑み、経済性の確保等の要請よりも業務の確実な履行を重視している。廃棄物処理の委託である本業務は、私法上の委託ではなく公法上の委託であるため、随意契約によっていることが直ちに地方自治法に違反することはないと考えるのが判例の方向になりつつある。競争入札制度を導入するか、あるいは随意契約によるかは、各市町村の一般廃棄物処理計画でどう位置付けるかが重要になる。

平成 26 年 1 月 28 日の最高裁判決は、「廃棄物処理において、一般廃棄物処理業はもっぱら自由競争にゆだねるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる。」としている。これは、「一般廃棄物処理計画との整合性等に係る許可要件に関する市町村長の判断に当たっては、その申請に係る区域における一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮することが求められる。」との考えに基づいている。一般廃棄物処理業の許可処分の際には、一般廃棄物処理計画を踏まえ既存業者の事業への影響を適切に考慮すべきとの判断である。最高裁判決においても、既存の許可業者がいる区域で、新規許可を認め、既存事業者が過度の価格競争に巻き込まれないように配慮を求めているのであり、競争入札を否定するものではないと解される。

委託業者の選定で記載した市内の委託契約の状況を見ると、公正な取引環境が整備されているかという観点からすれば、疑問の余地が残る状況であることを否定できない。ごみの収

集・運搬、搬出業務に係る委託契約の業者決定については、市民の関心も高く、市が説明責任を果たす重要性が増している。一般競争入札は、手続の客観性が高く発注者の裁量の余地が少ないこと、手続の透明性が高く第三者による監視が容易であること等から、契約において不正が起きにくいなどの特徴が指摘される（公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針）。廃棄物処理法施行令第4条に規定される委託基準を満たす業者であれば、業務仕様書を詳細に明記し、適正にモニタリングすることで、業務の安定的遂行を確保することが出来る。公平性や透明性の乏しい随意契約によるのではなく、競争入札制度を導入する自治体も増えており、新潟市では要綱を定め、制限付き一般競争入札の方法により家庭ごみ収集運搬業務に関する委託契約を締結するものとしている。

業務の公共性と公正な取引環境整備の観点から、本業務の契約形態を随意契約から一般競争入札に変更できないか検討することが望ましい。

【意見 25】 契約方法変更の検討

業務の公共性と公正な取引環境整備の観点から、本業務の契約形態を随意契約から一般競争入札に変更できないか検討することが望ましい。

(キ) 予定価格の設定

予定価格については、まず車両経費・人件費積算のための基本条件を「建設物価」より設定している。平成30年度の基本数値は以下のとおりである。

- ・燃料単価・・・100 円/ℓ、「建設物価」（平成30年1月）：軽油
- ・人件費・・・16,700 円/人・日、「建設物価」（平成30年度）：公共工事労務単価普通作業と軽作業員の平均
- ・収集日数・・・309 日（日曜日53日、年末年始休3日除く）※週6日収集の場合

上記の燃料単価及び人件費単価から年間の車両経費及び人件費を算出し、収集時間1分当りの単価を算定している。平成30年度の収集委託単価は以下のとおりである。

品 目	使用車両	車両経費（円/年）	人件費（円/年）	合計（円/年）	1日当り（円/日）	1分当り（円/分）
可燃ごみ	4tパッカー車	2,961,000	16,882,710	19,843,710	64,219	214
びん・古着類	平ボディー車	2,225,000	13,996,400	16,221,400	63,365	211
古紙類	平ボディー車	2,225,000	13,996,400	16,221,400	63,365	211
危険物・トレイ	平ボディー車	2,225,000	13,996,400	16,221,400	63,365	211
ペットボトル	4tパッカー車	2,309,000	13,996,000	16,305,400	63,693	212
粗大ゴミ	平ボディー車	2,309,000	18,354,600	20,663,600	80,717	269

「受託業務を遂行するに足る額(予定価格)」の設定にあたって使用される車両経費、人件費、一日当たりの作業時間などが実績と乖離している。また、所管課によれば、委託業者の選定状況に記載のとおり、予算額が大きく変わらない場合に、公表される仕様書と過年度の自社契約金額から各運搬業務委託の「受託業務を遂行するに足る額(予定価格)」が容易に推測できるものとなっている。「受託業務を遂行するに足る額(予定価格)」の非公表を前

提にした場合、このような状況は好ましいとはいえない。実態に合わせるとともに、非公表の「受託業務を遂行するに足る額(予定価格)」が容易に推測されないようにするために、「受託業務を遂行するに足る額(予定価格)」の設定方法を見直すべきである。

【監査の結果2】「受託業務を遂行するに足る額(予定価格)」の設定

「受託業務を遂行するに足る額(予定価格)」の設定にあたって使用される車両経費、人件費、一日当たりの作業時間などが実績と乖離している。実態に合わせるとともに、非公表の「受託業務を遂行するに足る額(予定価格)」が容易に推測されないようにするために、「受託業務を遂行するに足る額(予定価格)」の設定方法を見直すべきである。

(ク) 委託先からの実績報告

委託先からの実績報告として、市は「完了報告兼確認書」、「検査調書」、「収集委託業務日報」を毎月入手している。「収集委託業務日報」には、収集車ごとに1か月の稼働日数、収集回収、収集時間、収集重量、走行距離、燃料使用量が記載されている。したがって、人件費や燃料費等について見積の際に使用した収集時間や単価等との比較が可能のはずである。

市はこれらの実績報告を受けているが、収集時間等について次年度の予算積算の参考としているものの、詳細な分析までは行っていない。次年度以降の「受託業務を遂行するに足る額(予定価格)」設定に役立てるために業務実施後に予算と実績を分析し事業を評価するべきである。

【監査の結果3】業務実施後の評価

次年度以降の「受託業務を遂行するに足る額(予定価格)」設定に役立てるために業務実施後に予算と実績を分析し事業を評価するべきである。

(ケ) 各業務委託契約における業務の平準化について

本業務の地理的な対象範囲は、市内を12の区域に分割し、それぞれの区域で1者による随意契約の方式を選択している。平成30年度における各区域の担当業者及び契約金額は以下のとおりである。

区域	業者名	契約金額
1	有限会社平野清掃	46,234,476 円
2	有限会社加藤商事	57,214,188 円
3	株式会社東武エコテック	62,941,104 円
4	有限会社作良商事	44,515,116 円
5	株式会社西本商事	17,720,964 円
6	有限会社東佑商事	35,056,044 円
7	有限会社田口商事	29,210,220 円
8	有限会社中村清掃	34,763,580 円

区域	業者名	契約金額
9	有限会社大熊商事	31,080,132 円
10	有限会社中央清掃	33,936,300 円
11	有限会社森商事	18,335,700 円
12	株式会社鈴木商事	14,991,372 円

本業務は、市内を12の区域に分けて一般廃棄物を収集している。この収集業務には12の業者が参加し、それぞれの業者には、毎回決まった区域の収集業務が割り当てられている。各契約の業務内容に大きな差異はなく、契約金額の差異は単純に作業量の違いによると推測される。平成30年度における契約金額を見ると14,991,372円から62,941,104円と幅広く、各収集区域において業務量の差が激しい。各区域で業務を平準化することで、総コストを下げる事が出来ないかについて検討をする余地があると考ええる。例えば、収集区域の見直し、収集方法の変更、集積所の変更などによって業務の平準化を図る余地があるか否かを検討することが望ましい。

【意見26】各業務委託契約における業務の平準化

各区域の業務の平準化により、コストダウンを図れるかどうかについて検討をする余地があると考ええる。例えば、収集区域の見直し、収集方法の変更、集積所の変更などによって業務の平準化を図る余地があるか否かを検討することが望ましい。

(18) リサイクルプラザ資源化施設運転管理等業務委託

① 概要

委託業務名	リサイクルプラザ資源化施設運転管理等業務委託
部局名	環境経済部
所属名	リサイクルプラザ
契約方法	指名競争入札
指名競争入札の場合の理由	地方自治法施行令第167条第3号
契約金額	468,504,000 円
決算額	130,140,000 円
単年度契約か、複数年度契約か	複数年度契約
年度末現在における、同一契約先との契約年数	10 年超 15 年以内
委託先	新明和ウエステック株式会社 施設運営部埼玉営業所
指名業者数	8 者
契約年月日	2018/4/19
契約完成期限	2021/5/31

(ア) 事業および委託業務の概要

委託する業務の範囲は、「リサイクルプラザ資源化施設運転管理等業務委託仕様書」によると次のとおりである。

- ・資源化施設の運転管理業務
- ・プラント設備日常、定期点検業務
- ・細破碎機等の部品交換
- ・資源化施設等の施設設備の清掃及び保守管理業務

(イ) 契約の状況

8 者による指名競争入札

地方自治法施行令第167条第3号による。

(ウ) 委託の理由

特殊機器等の運転管理業務であり、当該機器等を熟知し、的確に遂行できる専門業者に委託する必要がある、また確実な施行及び経済的効果を図るため、これを委託するものである。

(エ) 指名競争入札の理由

業務の遂行には誠実さが求められ、的確に業務を遂行することができる信頼のできる業者と契約する必要がある、一般競争入札ではその確保が難しいためである。

(オ) 再委託の状況・管理

市では、委託業務に関する業務委託契約約款を定めているところ、同約款の中には再委託について「受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。」との規定がある。それにも関わらず、以下の業務については、再委託承諾申請書の提出がされていない。

- ・ごみクレーン年次点検業務
- ・ショベルローダー等定期自主検査記録業務
- ・汚水槽ごみピット清掃業務
- ・空調設備年次点検業務
- ・自動ドア点検業務
- ・機械室レスエレベーター点検業務
- ・消防用設備等点検業務

【監査の結果 4】再委託承諾書の徴求

再委託手続の遵守を委託先に徹底させるとともに、委託先による再委託先管理の強化、市による再委託先のモニタリング等を適正に行う必要がある。再委託承諾書の提出がない現在の状況では、市は再委託先を適切にモニタリングできない可能性がある。業務委託契約約款のとおり再委託承諾書を徴求するべきである。

(19) 測量業務委託 (30-1)

① 概要

委託業務名	測量業務委託 (30-1)
部局名	環境経済部
所属名	農業振興課
契約方法	一般競争入札
予定価格	12,453,480 円
契約金額	11,400,480 円
決算額	11,400,480 円
単年度契約か、複数年度契約か	単年度契約
年度末現在における、同一契約先との契約年数	1 年以下
委託先	(株)ヤスナミ測量設計
入札業者数	13 者
契約年月日	2018/6/4
契約完成期限	2019/1/31

(ア) 事業および委託業務の概要

本業務は、農地利用集積事業に基づき、土地及び境界等について調査し、基準点測量及び用地測量を行い、官民境界を明確にして、一筆ごとに座標値を求めること、並びに土地、道、水路等の地盤高を測定し、高低測量図を作成することを行う事業である。委託業務の範囲は、以下の地域における基準点測量、用地測量及び高低測量である。

越谷市大字西新井地内外

基準点測量… 4 級基準点測量：38 点

用地測量 …公図等の転写 等：276,000 m²、境界測量 等：28,000 m²

高低測量 … 4 級水準測量：3.2 km、一筆高低測量：276,000 m²

(イ) 契約の状況

一般競争入札(入札業者は 13 者)

(ウ) 委託の理由

本業務は、専門知識と高度な技術を有する機関に委託することにより、円滑で効率的な業務の遂行が図られると認められるため、業務委託している。

(エ) 予定価格

予定価格は、埼玉県が定める「土木工事標準積算基準書」に基づいて積算している。

(オ) 契約変更手続きについて

事業着手後に地権者及び耕作者より、農地利用集積事業の事業面積拡大の要望を受け、調査区域を拡大している。委託内容の変更に伴う手続は適正に行われている。

(20) 4 級基準点及び境界線測量業務委託

① 概要

委託業務名	4 級基準点及び境界線測量業務委託
部局名	建設部
所属名	道路総務課
契約方法	一般競争入札
予定価格	15,207,480 円
契約金額	14,472,000 円
決算額	15,853,320 円
単年度契約か、複数年度契約か	単年度契約
年度末現在における、同一契約先との契約年数	15 年超
委託先	国内測量設計株式会社
入札業者数	10 者
契約年月日	2018/7/24
契約完成期限	2019/3/22

(ア) 事業および委託業務の概要

越谷市では、

- ・土地境界に係わるトラブルを未然に防止する。
- ・地震等の予期せぬ災害時に土地境界を正確に復元する。

等のため、地籍調査により道水路と民有地との土地境界（官民境界）を測量し、公共座標で管理することを進めている。本事業において委託する業務の範囲は、以下の地域における用地測量及び基準点測量である。

1 平方地区

用地測量 … 1 式（測量面積…A=40,000 m²、道水路延長…L=1,760m）

2 北越谷地区

基準点測量… 1 式（4 級基準点測量…N=47 点）

用地測量 … 1 式（測量面積…A=70,000 m²、道水路延長…L=2,850m）

(イ) 契約の状況

10 者による一般競争入札

(ウ) 委託の理由

本業務は、高度な技術力や知識を有し、短期間に膨大な測量業務を効率的に行う必要があるため、専門業者に委託する。

(エ) 予定価格

予定価格は、埼玉県が定める「土木工事標準積算基準書」に基づいて積算されている。

(オ) 測量調査範囲について

近隣地権者との協議の過程で、当初予定していた測量調査範囲について、境界を確定する必要性が生じた。境界問題を解決するため、調査範囲を拡大し測量を追加するよう契約変更している。委託内容の変更は適正な手続のもと行われたが、変更後の金額は予定価格を上回っている。測量業務は、追加業務が発生することが多いため、測量業務の範囲を事前に詳細に検討することが望ましい。

(21) 用地測量業務委託（健康福祉村大袋線）

①概要

委託業務名	用地測量業務委託（健康福祉村大袋線）
部局名	建設部
所属名	道路建設課
契約方法	一般競争入札
予定価格	31,969,080 円
契約金額	28,566,000 円
決算額	31,999,320 円
単年度契約か、複数年度契約か	単年度契約
年度末現在における、同一契約先との契約年数	1 年以下
委託先	国内測量設計株式会社
入札業者数	10 者
契約年月日	2018/6/25
契約完成期限	2019/3/15

（ア）事業および委託業務の概要

本業務は、都市計画道路健康福祉村大袋線の道路整備に伴う用地測量である。専門的かつ高度な知識及び技術等を活用し、迅速かつ正確に作業するため、第三者に委託している。

（イ）契約の状況

一般競争入札

平成 30 年 6 月 25 日から平成 31 年 3 月 15 日までの業務委託契約を国内測量設計株式会社と平成 30 年 6 月 20 日に締結している。

平成 30 年 12 月 10 日に変更契約を締結している。これは、道路計画線の地権者から当該路線の用地測量について、一括で完了して欲しいとの要望があり、用地測量面積が変更となったための設計変更である（越谷市建設工事設計変更等事務処理要領第 3 条第 7 号による。）。測量面積、契約金額の変更の内容は、以下のとおりである。

	変更前	変更後	増加	増加率
測量面積（㎡）	82,000	96,500	14,500	17%
契約金額（円）	28,566,000	31,999,320	3,433,320	12%

（ウ）委託の理由

専門家の高度な知識及び技術を必要とし、業務の効率的、効果的な処理を図るため。

(エ) 契約金額

予定価格（31,969,080 円）と変更前の契約金額（28,566,000 円）との比率は、89.0%であり、予定価格を下回る金額で契約が締結されている。また、(イ)に記載のとおり、契約金額の増加率が測量面積の増加率を下回っている。

(オ) 積算単価の確認

本業務の予定価格の積算については、以下の国土交通省平成 30 年度設計業務委託等技術者単価を使用している。

・ 測量業務

技術者の職種	基準日額（円）
測量主任技師	42,200
測量技師	34,800
測量技師補	28,100
測量助手	28,000
測量補助員	22,700

上記の単価と委託業務に従事する技術者の職種との整合性については、管理技術者等通知書及び資格証明書等の入手により行われている。当該確認の範囲は、管理技術者・照査技術者にとどまり、それ以下の職種に従事する技術者の職種は確認されていない。

担当課によれば、現在の手続では、技術者の職種確認の範囲は、上記の 2 職種のみであり、それ以外の職種に従事する技術者の職種は確認していない。

積算通りの職種構成による技術者が委託業務を実施したかは品質にも影響を与える。業務実施報告書に技術者の職種別に作業日数の報告を含める等、適切な職種の技術者により業務が実施されたことを確認することが望ましい。

【意見 27】 積算単価の確認

業務実施報告書に技術者の職種別に作業日数の報告を含める等、適切な職種の技術者により業務が実施されたことを確認することが望ましい。

(カ) 契約変更

本業務については、事業開始後に契約変更されている。担当課によれば、予算内で最大限可能な範囲の測量を予定しており、飛び地等を有している権利者については、事前に正確な権利関係を把握しがたいため、事業開始後に契約変更している。

(22) 橋梁補修設計業務委託（念佛橋外 4 橋）

① 概要

委託業務名	橋梁補修設計業務委託（念佛橋外 4 橋）
部局名	建設部
所属名	道路建設課
契約方法	一般競争入札
予定価格	14,611,320 円
契約金額	10,227,600 円
決算額	11,453,400 円
単年度契約か、複数年度契約か	単年度契約
年度末現在における、同一契約先との契約年数	1 年以下
委託先	株式会社アジア共同設計コンサルタント 埼玉支店
入札業者数	29 者
契約年月日	2018/6/18
契約完成期限	2018/11/30

（ア）事業および委託業務の概要

本事業は、越谷市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の予防保全的に補修を行うために、念佛橋、向畑橋、大砂橋、中堀橋、吉田橋を補修工事するための詳細設計業務である。本事業のために、詳細設計業務を委託するものである。

（イ）契約の状況

一般競争入札。

平成 30 年 6 月 18 日に株式会社アジア共同設計コンサルタント埼玉支店と平成 30 年 6 月 18 日から平成 30 年 11 月 30 日までの契約を締結している。

また、平成 30 年 9 月 13 日に株式会社アジア共同設計コンサルタント埼玉支店と変更契約を締結している（増額 1,225,800 円）。当該変更は、橋梁の現地調査、塗装履歴の調査をした結果、上記の橋のうち 3 橋について塗料に有害物資が含まれている可能性が確認されたため、塗膜含有量試験の追加実施を発注したものである。

（ウ）委託の理由

本業務は、橋梁の補修設計業務委託である。詳細を調査し、補修方法を検討するにあたり、専門的な知識及び高度な技術と経験を必要とするために第三者に委託している。

(エ) 契約金額

予定価格 (14,611,320 円) と契約金額 (11,453,400 円 変更後) との比率は、78%である。
なお、一般競争入札においては、最低制限価格以下の価格で入札した 2 者は失格となっている。

(オ) 委託の範囲

本業務の委託の範囲は、以下の念佛橋外 4 橋であるが、当該 5 橋のうち以下のように大砂橋については、他の 4 橋とその規模・供用年数・損傷内容が異なる。

No	橋梁名	橋長	幅員 (車道m)	架設年度 (年)	供用年数 (年)	損傷内容
1	念佛橋	45.1	6	1990	28	桁・支承塗装 (劣化) 等
2	向畑橋	45.6	6	1991	27	桁・支承塗装 (劣化) 等
3	大砂橋	100	16	2005	13	床版・下部工 (ひび割れ)
4	中堀橋	28	6	1980	38	桁・支承塗装 (劣化) 等
5	吉田橋	16.5	6	1967	51	桁・支承塗装 (劣化) 等

この点について、担当部署に確認したところ、経済合理性を考慮して、5 橋を一括して委託の範囲としたとのことであつた。しかしながら、当該経済合理性を確認するための資料 (大砂橋だけを分割した場合の参考見積書の入手等) は入手されていない。対象となる橋の性質が異なることが明らかな場合には、当該橋を含めて委託する場合の経済合理性を確認することが望ましい。

【意見 28】委託業務の範囲

本業務の委託の範囲は、念佛橋外 4 橋であるが、当該 5 橋のうち、特定の 1 橋 (大砂橋) については、他の 4 橋とその規模・供用年数・損傷内容が異なる。対象となる橋の性質が異なることが明らかな場合には、当該橋を含めて委託を行う場合の経済合理性を参考見積書の入手等により確認することが望ましい。

(カ) 積算単価の確認

本業務の予定価格の積算は、以下の国土交通省平成 30 年度設計業務委託等技術者単価を使用している。

技術者の職種	基準日額 (円)
主任技師	52,700
技師 (A)	46,300
技師 (B)	37,900
技師 (C)	30,800
技術員	26,200

上記の単価と委託業務に従事する技術者の職種との整合性は、管理技術者等通知書及び経歴書・資格証明書等の入手により行われている。当該確認の範囲は、管理技術者・照査技術者にとどまり、それら以外の職種の技術者については職種等が確認されていない。

担当部署によれば、現在の手続では、技術者の職種確認の範囲は、上記の２職種のみであり、それ以外の職種に従事する技術者の職種は確認されていない。しかしながら、委託業務が適切な職種区分に属する技術者により実施されていることを確認するために、委託業者からの業務実施報告書に技術者の職種別の作業日数の報告を含める等の対応が望ましい。

【意見 29】 積算単価の確認

管理技術者・照査技術者以外の職種に従事する技術者の資格確認等が行われていない。委託業務が適切な職種の属する技術者により実施されていることを確認するために、業務実施報告書で技術者の職種別の作業日数の報告を含めることが望ましい。

(キ) 再委託

本業務については、(イ) 契約の状況に記載のとおり、塗膜含有量試験が実施されている。当該試験の実施について、本業務の受託者である株式会社アジア共同設計コンサルタント埼玉支店は、株式会社現場管理センター株式会社に当該試験を再委託している。当該再委託について、業務委託契約約款第３条に規定する市長の承認を得ていない。

また、契約変更の原因となった再委託業務の対価と契約変更の金額（１, 225, 800 円）との比較検討は行われていない。

担当課によれば、契約変更の金額が、当初契約の３０％以下であり、また、当初契約時点では予期しない事象の発生によるため、越谷市建設工事設計変更等事務処理要領第３条第７号の規定により、委託協議・指示書は作成しているが、上記を比較検討していない。

契約変更の原因となった再委託業務については、その変更金額の適切性を確認するために、複数業者からの参考見積書を入手すべきである。

【監査の結果 5】 再委託の承認

本業務については、業務受託先から第三者に対して再委託されているが、当該再委託について、業務委託契約約款第３条に規定する市長の承認を得ていない。再委託承諾書による承認を受ける必要がある。

【意見 30】 再委託にかかる複数見積の徴求

本業務は、契約が変更され、追加的に塗膜含有量試験が実施されている。当該試験について、受託者は他の業者に再委託している。この再委託業務について金額が適切かどうか検討されていない。契約変更した再委託業務について、複数業者から参考見積書を入手することが望ましい。

(23) 橋梁耐震設計業務委託（堂面橋）

① 概要

委託業務名	橋梁耐震設計業務委託（堂面橋）
部局名	建設部
所属名	道路建設課
契約方法	一般競争入札
予定価格	11,928,600 円
契約金額	10,137,960 円
決算額	10,137,960 円
単年度契約か、複数年度契約か	単年度契約
年度末現在における、同一契約先との契約年数	1 年以下
委託先	株式会社ジェーエステック
入札業者数	12 者
契約年月日	2018/9/25
契約完成期限	2019/2/28

（ア）事業および委託業務の概要

本事業は、地震による落橋・倒壊などの甚大な被害を防止するため、橋梁の耐震設計を行い、耐震性能の向上と地震時におかえる迅速な通行・輸送機能の確保を図るための工事施工に必要となる詳細図面および工事数量などを作成するものである。本事業のために、耐震設計業務を委託する。

（イ）契約の状況

一般競争入札

平成 30 年 9 月 25 日に株式会社ジェーエステックと平成 30 年 9 月 25 日から平成 31 年 2 月 28 日までの契約を締結している。

（ウ）委託の理由

本業務は、橋梁の耐震設計業務委託であり、詳細調査及び耐震補強方法を検討するにあたり、専門的な知識及び高度な技術と経験を必要とするために第三者に委託している。

（エ）契約金額

予定価格（11,928,600 円）と契約金額（10,137,960 円）との比率は、85%である。なお、一般競争入札においては、最低制限価格以下の価格で入札した 6 者は失格となっている。

(オ) 積算単価の確認

本業務の予定価格の積算については、以下の国土交通省平成 30 年度設計業務委託等技術者単価を使用している。

技術者の職種	基準日額（円）
主任技師	52,700
技師（A）	46,300
技師（B）	37,900
技師（C）	30,800
技術員	26,200

上記の単価と委託業務に従事する技術者の職種との整合性については、管理技術者等通知書及び経歴書・資格証明書等の入手により行われているが、当該確認の範囲は、管理技術者・照査技術者にとどまり、それら以外の職種に従事する技術者の職種確認等が行われていない。

この点について、担当部署に確認したところ、現在の手続きでは、技術者の職種確認の範囲は、上記の 2 職種のみであり、それら以外の職種に従事する技術者の職種確認は行われていないとのことであった。

しかしながら、委託業務が適切な職種区分に属する技術者により実施されていることを確認するために、委託業者からの業務実施報告書に技術者の職種別の作業日数の報告を含める等の対応が望まれる。

【意見 31】 積算単価の確認

管理技術者・照査技術者以外の職種に従事する技術者の資格が確認されていない。委託業務が適切な職種の属する技術者により実施されていることを確認するために、業務実施報告書で技術者の職種別の作業日数の報告を含める等の対応が望まれる。

(24) 増森工業団地調整池設計業務委託

① 概要

委託業務名	増森工業団地調整池設計業務委託
部局名	建設部
所属名	治水課
契約方法	一般競争入札
予定価格	12,955,680 円
契約金額	11,012,760 円
決算額	11,012,760 円
単年度契約か、複数年度契約か	単年度契約
年度末現在における、同一契約先との契約年数	1 年以下
委託先	株式会社東京建設コンサルタント
入札業者数	6 者
契約年月日	2018/6/11
契約完成期限	2018/12/21

(ア) 事業および委託業務の概要

国道 4 号東埼玉道路の延伸に伴い、既存の増森工業団地調整池の敷地の一部が道路用地として利用されることにより、既存調整池の形状変更の必要性が発生した。本業務は、調整池予備設計で決定された構造形式について設計図書、既存の関連資料及び予備設計で検討された設計条件に基づき、地形・地質・河川条件等と整合を図り、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書ならびに工事費算出を作成することを目的とするものである。

委託業務の内容は、上記の設計業務を委託するものである。

(イ) 契約の状況

一般競争入札

平成 30 年 6 月 11 日から平成 30 年 12 月 21 日までの業務委託契約を平成 30 年 6 月 11 日に締結している。

(ウ) 委託の理由

本業務は、専門家の高度な知識及び技術を必要とし、業務の効率的、効果的な処理を図ることを目的として業務委託している。

(エ) 契約金額

予定価格（12,955,680 円）と契約金額（11,012,760 円）との比率は、85.0%であり、予定価格を下回る金額で契約が締結されている。

(オ) 積算単価の確認

本業務の予定価格の積算については、以下の国土交通省平成 30 年度設計業務委託等技術者単価を使用している。

1 設計業務

技術者の職種	基準日額（円）
理事、技師長	61,700
主任技師	52,700
技師（A）	46,300
技師（B）	37,900
技師（C）	30,800
技術員	26,200

2 測量業務

技術者の職種	基準日額（円）
測量主任技師	42,200
測量技師	34,800
測量技師補	28,100
測量助手	28,000

上記の単価と委託業務に従事する技術者の職種との整合性には、管理技術者等通知書及び経歴書・資格証明書等の入手により行われている。しかし、管理技術者・照査技術者を除く職種の技術者についての職種が確認されていない。

担当部署によれば、現在の手続では、上記の 2 職種のみが技術者の確認職種である。それ以外の職種の技術者についての職種は確認していない。委託業務が適切な職種の技術者により実施されていることを確認するために、業務実施報告書により技術者の職種別作業日数の報告を含める等の対応が望ましい。

【意見 32】 積算単価の確認

管理技術者・照査技術者以外の職種に従事する技術者の資格確認等が行われていない。委託業務が適切な職種の属する技術者により実施されていることを確認するために、業務実施報告書で技術者の職種別の作業日数の報告を含めることが望ましい。

(25) 千疋幹線排水路整備に伴う測量業務委託

①概要

委託業務名	千疋幹線排水路整備に伴う測量業務委託
部局名	建設部
所属名	治水課
契約方法	一般競争入札
予定価格	4,849,200 円
契約金額	3,930,120 円
決算額	3,930,120 円
単年度契約か、複数年度契約か	単年度契約
年度末現在における、同一契約先との契約年数	1 年以下
委託先	株式会社ヤスナミ測量設計
入札業者数	14 者
契約年月日	2018/8/6
契約完成期限	2018/12/21

(ア) 事業および委託業務の概要

本業務は、千疋幹線排水路整備のための現況測量であり、専門的かつ高度な知識及び技術等を活用し、迅速かつ正確な作業を実施するため、第三者に委託するものである。

(イ) 契約の状況

一般競争入札

平成 30 年 8 月 6 日から平成 30 年 12 月 21 日までの業務委託契約を株式会社ヤスナミ測量設計と平成 30 年 8 月 6 日に締結している。

(ウ) 委託の理由

本業務は、専門家の高度な知識及び技術を必要とし、業務の効率的、効果的な処理を図ることを目的として業務委託している。

(エ) 契約金額

予定価格（4,849,200 円）と契約金額（3,930,120 円）との比率は、81 %であり、予定価格を下回る金額で契約が締結されている。

(オ) 草加市との境界

本事業については、越谷市と草加市との境界にある排水路についての測量業務であるため、越谷市の事業として実施し、事業完了後に草加市より負担金を受け取る協定を同市と締結している。

(カ) 積算単価の確認

本業務の予定価格の積算については、以下の国土交通省平成30年度設計業務委託等技術者単価を使用している。

1 測量業務

技術者の職種	基準日額（円）
測量主任技師	42,200
測量技師	34,800
測量技師補	28,100
測量助手	28,000

上記の単価と委託業務に従事する技術者の職種との整合性については、管理技術者等通知書及び資格証明書等の入手により行われているが、当該確認の範囲は、管理技術者・照査技術者にとどまり、それ以下の職種に従事する技術者の職種確認等が行われていない。

この点について、担当部署に確認したところ、現在の手続きでは、技術者の職種確認の範囲は、上記の2職種のみであり、それ以外の職種に従事する技術者の職種確認は行われていないとのことであった。

しかしながら、委託業務が適切な職種に属する技術者により実施されていることを確認するために、委託業者からの業務実施報告書に技術者の職種別の作業日数の報告を含める等の対応が望ましい。

【意見 33】 積算単価の確認

管理技術者・照査技術者以外の職種に従事する技術者の資格確認等が行われていない。委託業務が適切な職種の属する技術者により実施されていることを確認するために、業務実施報告書で技術者の職種別の作業日数の報告を含める等の対応が望ましい。

(26) 大場落し排水機場等維持管理業務委託(長期継続契約)

① 概要

委託業務名	大場落し排水機場等維持管理業務委託 (長期継続契約)
部局名	建設部
所属名	治水課
契約方法	指名競争入札
指名競争入札の場合の理由	地方自治法施行令第 167 条第 3 号
契約金額	209,952,000 円
決算額	58,320,000 円
単年度契約か、複数年度契約か	複数年度契約
年度末現在における、同一契約先との契約年数	10 年超 15 年以内
委託先	日本環境クリアー株式会社
指名業者数	8 者
契約年月日	2018/6/1
契約完成期限	2021/5/31

(ア) 事業および委託業務の概要

市内ポンプ場・排水機場及び運転操作、操作等の監視・機器類の点検保守についての業務委託。

(イ) 契約の状況

指名競争入札

地方自治法施行令第 167 条第 3 号による。

契約期間は、平成 30 年 6 月 1 日から平成 33 年 5 月 31 日まで。

契約締結日は平成 30 年 4 月 23 日。

日本環境クリアー株式会社との契約期間は、9 年以上に及んでいる。さらに同社との契約は、特別会計に計上される汚水用排水機場・ポンプの保守点検契約を含めると、期間内の契約総額は 537,321,600 円になる。

競争性や経済性の確保も念頭に置いて 2 年もしくは単年度契約とすることも検討することが望ましい。

【意見 34】複数年度契約からの単年度契約への移行

日本環境クリアー株式会社との契約は長期間かつ多額である。競争性や経済性の確保を念頭に置いて 2 年もしくは単年度契約化への移行を検討することが望ましい。

(ウ) 委託の理由

ポンプ場・排水機場等は市民の安全に係る重要な施設であり、緊急時にも迅速な対応ができるように施設を 24 時間監視しており、操作業務等の維持管理には、専門的知識・資格及び経験が必要なため委託するものである。

(エ) 指名競争入札の理由

ポンプ場・排水機場等は、市民の安全に係わる重要な施設であり、緊急時にも迅速な対応ができる様に施設の 24 時間監視を行っている。また、操作業務等の維持管理には、専門的知識・資格及び経験が必要であることから、体制が整っている業者と契約する必要があるため指名競争入札によっている。

(オ) 契約金額

予定価格と契約金額が一致している。これは、落札業者を含む 2 者から入手した参考見積のうち金額の低い方を予定価格としたためである。

(カ) 契約金額の推移

当該契約期間を含む過去 3 契約期間の契約金額及び排水機場・ポンプ場の 1 機場当たりコストの推移は、以下のとおりである。

契約期間 (元号は契約時のもの)	委託先	金額 (円：消費税込)	排水機場・ ポンプ場の 数 (機場)	1 機場当たりコ スト (月額： 円)
平成 30 年 6 月 1 日～ 平成 33 年 5 月 31 日	日本環境クリアー株式会社	209,952,000	53	110,038
平成 27 年 6 月 1 日～ 平成 30 年 5 月 31 日	日本環境クリアー株式会社	169,905,600	50	94,392
平成 24 年 6 月 1 日～ 平成 27 年 5 月 31 日	日本環境クリアー株式会社	136,063,200	40	94,488

過去 3 契約期間の契約金額は増加しており、1.5 倍に上昇している。また、排水機場・ポンプ場の 1 機場当たりコストは 3 契約期間で上昇傾向にある。排水機場・ポンプ場は、その規模が異なり、単純に 1 機当たりコストで期間比較はできないが、長期継続契約においても業務コストを継続して低減できるよう、コスト情報に関する資料を作成することが望まれる。

【意見 35】業務コストに関する資料作成

排水機場・ポンプ場は、その規模が異なり、単純に 1 機場当たりコストで期間比較はできないが、長期継続契約においても業務コストを継続して低減できるよう、コスト情報に関する資料を作成することが望まれる。

(27) 駅前広場等清掃業務委託

① 概要

委託業務名	駅前広場等清掃業務委託
部局名	建設部
所属名	維持管理課
契約方法	随意契約
随意契約の場合の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号
契約金額	13,257,386円
決算額	13,257,386円
単年度契約か、複数年度契約か	単年度契約
年度末現在における、同一契約先との契約年数	1年以下
委託先	(公社)越谷市シルバー人材センター
指名業者数	1者
契約年月日	2018/4/1
契約完成期限	2019/3/31
備考	高齢者等の雇用の安定等に関する法律

(ア) 事業および委託業務の概要

本業務は、市内8駅（せんげん台駅、大袋駅、北越谷駅、越谷駅、新越谷駅、蒲生駅、南越谷駅、越谷レイクタウン駅）前の道路及びトイレ環境美化のため、清掃作業効率、費用効果を考慮し、以下の清掃業務を委託する。

- ・駅前広場及び自由通路のゴミの清掃・分別収集及び集荷所への搬出
- ・駅前広場内に設置されている灰皿の清掃等
- ・駅前トイレの清掃及び点検

(イ) 契約の状況

1者による随意契約

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による。

(ウ) 委託の理由

清掃作業効率、費用効果を考慮し、市内8駅前の道路及びトイレ環境美化のため、(公社)越谷市シルバー人材センターに清掃業務を委託する。

(エ) 随意契約の理由

「高齢者等の雇用の安定に関する法律」第36条に規定されている「国及び地方公共団体の講ずる措置」に基づき、高齢者の生きがい確保に寄与するため営利を目的としない高齢者組織と直接契約することから随意契約とする。

(オ) 予定価格

1 者による業者参考見積結果による。本業務は、長年にわたり、同一先に委託している。本業務の委託理由に経済性が挙げられているが、民間業者から参考見積は入手しておらず、客観的に経済性が確認されていない。契約の経済合理性を確認するために、複数業者から参考見積書を入手することが望ましい。

【意見 36】 参考見積書の入手による客観的な経済性の確認

本業務は、長年にわたり、同一先に委託している。本業務の委託理由に経済性が挙げられているが、民間業者から参考見積は入手しておらず、客観的に経済性が確認されていない。契約の経済合理性を確認するために、複数業者から参考見積書を入手することが望ましい。

(カ) 時間あたり作業単価の適正性

当該業務の契約金額は、前年の 10 月 1 日に改定される埼玉県 lowest賃金を時間あたり作業単価として設定される年度単位の契約であり、また、年度内では契約金額の変更が行われないため、各年度の 10 月 1 日から 3 月 31 日については、当該単価が埼玉県の lowest賃金を下回ることとなる。

シルバー人材センターとその会員との契約は業務委託契約であるため、雇用を前提とした労働関係の諸法規（労働基準法、労働安全衛生法等）の適用はない。よって、当該業務委託の時間単価は lowest賃金法の規制を受ける必要はないと考えられる。しかしながら、地方公共団体の委託業務としては、その業務委託の時間単価が埼玉県の lowest賃金を下回る状態が継続することは好ましいとは言えない。

平成 30 年度の作業単価：871 円/時間= 契約金額（税抜き）/作業時間

平成 30 年 10 月 1 日改定後の埼玉県 lowest賃金：898 円

【監査の結果 6】 時間あたり作業単価の適正性

本業務の作業単価について、10 月 1 日から 3 月 31 日のあいだ、当該単価が埼玉県の lowest賃金を下回っている。下期は埼玉県の改定後の lowest賃金を参考とした時間あたり作業単価で算出された契約金額に変更すべきである。

(キ) 年間時間数の見積について

駅前広場等清掃業務委託の仕様書によると平成 30 年度の清掃業務委託箇所は以下のとおりである。

【駅前広場清掃業務委託箇所】

- ・東武スカイツリーライン

駅 名		日時間数	年間時間数
せんげん台駅	東口・西口	4	1, 1 8 4
大袋駅	西口	2	5 9 2
北越谷駅	東口・西口	4	1, 1 8 4
越谷駅	東口・西口	6	1, 7 7 6
蒲生駅	東口・西口	3	8 8 8

※日曜日、国民の祝日、振替休日を除く日

- ・東武スカイツリーライン・JR 武蔵野線

駅 名		日時間数	年間時間数
新越谷駅・南越谷駅	西口・南口・北口	6	2, 1 9 0

※全日

- ・JR 武蔵野線

駅 名		日時間数	年間時間数
越谷レイクタウン駅	北口・南口	4	1, 4 6 0

※全日

- ・東武スカイツリーライン

駅 名		日時間数	年間時間数
大袋駅	自由通路	2	7 3 0

※全日

【駅前トイレ清掃業務委託箇所】

- ・東武スカイツリーライン

駅 名		日時間数	年間時間数
せんげん台駅	東口	2	7 3 0
大袋駅	西口	3	1, 0 9 5
越谷駅	東口	2	7 3 0
南越谷駅	北口	2	7 3 0
蒲生駅	東口	2	7 3 0

※全日

参考に 2018 年度における各駅の 1 日平均の乗降客数は以下のとおりである。

路 線	駅 名	乗降客数（人）
東武スカイツリーライン	せんげん台駅	58,651
	大袋駅	18,591
	北越谷駅	53,868
	越谷駅	51,037
	新越谷駅	153,304
	蒲生駅	17,685
JR 武蔵野線	南越谷駅	75,462
	越谷レイクタウン駅	28,422

※出典：各鉄道会社のホームページより

上記の仕様書によると駅前広場清掃業務時間については、1箇所あたり1日2時間（蒲生駅のみ1日1.5時間）の計算により算出されている。駅前広場のゴミの清掃業務は、乗降客数とある程度は相関関係を持つと考えられる。現状の清掃時間数は対象地域の広さや施設の内容（障がい者用トイレ等）を考慮して決定しているが、駅ごとの作業時間を算定する際に乗降客数も考慮に入れることが望ましい。

【意見 37】 清掃業務見積時間算定の考慮事項

駅前広場のゴミの清掃業務は、乗降客数とある程度は相関関係を持つと考えられる。駅ごとの作業時間を算定する際に乗降客数も考慮に入れることが望ましい。

（ク） 就業報告書について

サンプルとして平成31年3月分の就業報告書を入手し、内容を検討した。

就業報告書は、(公社)越谷市シルバー人材センターが作成したものであり、会員氏名、発注者名、仕事の内容、就業場所、作業日及び作業時間等が記載されている。内容としては、就業時間についての報告が主であり、実際の詳細な作業内容については報告されていない。実際の作業内容を把握することで、仕様書の時間見積りの適正性を検証できる。就業報告書に作業内容の記載を求めることを検討することが望ましい。

【意見 38】 就業報告書の事後的な検討

市が入手している就業報告書には、作業内容の詳細な記載はない。実際の作業内容を把握することで、仕様書の時間見積りの適正性を検証できる。就業報告書に作業内容の記載を求めることを検討することが望ましい。

(28) 公園清掃委託

① 概要

委託業務名	公園清掃委託
部局名	都市整備部
所属名	公園緑地課
契約方法	随意契約
随意契約の場合の理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号
予定価格	35,983,832 円
契約金額	35,983,832 円
決算額	35,983,832 円
単年度契約か、複数年度契約か	単年度契約
年度末現在における、同一契約先との契約年数	15 年超
委託先	(公社) 越谷シルバー人材センター
指名業者数	1 者
契約年月日	2018/4/1
契約完成期限	2019/3/31

(ア) 事業および委託業務の概要

越谷市の公園等 143 か所の公園清掃業務の委託。

(イ) 契約の状況

特命随意契約（(公社) 越谷シルバー人材センターを委託先としている。）
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号による。
なお、長年にわたり、同センターとの特命随意契約を締結している。

(ウ) 委託の理由

経済性を鑑み委託している。しかし、民間業者から参考見積を入手していないため、客観的に経済性が確認出来てはいない。

(エ) 随意契約とした理由

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号による特命随意契約を締結した理由は次の通りである。

- ・「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」第 36 条に規定されている「国及び地方公共団体の講ずる措置」として。
- ・高齢化社会において、高齢者の生きがいの確保にも寄与することを考慮する。
- ・営利を目的としない団体と契約するため。
- ・(公社)越谷シルバー人材センターは営利を目的とせず公共性が高い。

当該契約について複数業者から参考見積書を入手しているか、担当課に確認したところ、入手していないとのことであった。経済性を理由に委託しているならば、契約の経済合理性を確認するのが望ましい。複数業者からの参考見積書を入手することが望ましい。

【意見 39】 参考見積書の入手による客観的な経済性の確認

本業務は、長年にわたり、同一先に委託している。本業務の委託理由に経済性が挙げられているが、民間業者から参考見積は入手しておらず、客観的に経済性が確認されていない。契約の経済合理性を確認するために、複数業者から参考見積書を入手することが望ましい。

(オ) 時間あたり作業単価の適正性

当該業務の契約金額は、前年の10月1日に改定される埼玉県最低賃金を時間あたり作業単価として設定される年度単位の契約である。また、年度内では契約金額の変更が行われないため、各年度の10月1日から3月31日については、当該単価が埼玉県最低賃金を下回る事となる。

シルバー人材センターとその会員との契約は業務委託契約であるため、雇用を前提とした労働関係の諸法規（労働基準法、労働安全衛生法等）の適用はない。よって、当該業務委託の時間単価は最低賃金法の規制を受ける必要はないと考えられる。しかしながら、地方公共団体の委託業務としては、その業務委託の時間単価が埼玉県最低賃金を下回る状態が継続することは好ましいとは言えない。

この点について、担当者に確認したところ、下期分について時間あたり作業単価が埼玉県最低賃金を下回っている理由については埼玉県最低賃金の改定が毎年10月1日に行われるためであるとのことであった。

平成30年度の作業単価：871円/時間＝ 契約金額（税抜き）/作業時間

平成30年10月1日改定後の埼玉県最低賃金：898円

【監査の結果7】 時間あたり作業単価の適正性

本業務の作業単価について、10月1日から3月31日のあいだ、当該単価が埼玉県最低賃金を下回っている。下期は埼玉県改定後の最低賃金を参考とした時間あたり作業単価で算出された契約金額に変更するべきである。

(カ) アンケート等による委託業務の実施結果の評価

当該業務は、越谷市の公園等143か所についての公園清掃業務を委託するものであり、市民生活に密接な業務である。担当部署は、公園利用者から苦情があった場合には、直ちに適切に対応している。しかし、苦情対応のみでは公園利用者の満足度を図るには十分ではない。清掃業務の結果について、定期的に公園等の利用者にアンケートを実施し、利用者の満足度を調査すべきである。

【意見 40】アンケート等の実施

本業務は、越谷市の公園等 143 か所の公園清掃業務委託であり、市民生活に密接な業務といえる。定期的に公園等の利用者に対するアンケートを行い、利用者の満足度を調査するべきである。

(29) 測量業務委託（（仮称）記島河原公園）

① 概要

委託業務名	測量業務委託（仮称）記島河原公園
部局名	都市整備部
所属名	公園緑地課
契約方法	指名競争入札
指名競争入札の場合の理由	地方自治法施行令第167条3号
予定価格	997,920 円
契約金額	918,000 円
決算額	918,000 円
単年度契約か、複数年度契約か	単年度契約
年度末現在における、同一契約先との契約年数	1 年以下
委託先	国内測量設計㈱
指名業者数	4 者
契約年月日	2018/6/4
契約完成期限	2018/8/31

(ア) 事業および委託業務の概要

公園建設のための測量業務を委託する事業である。

(イ) 契約の状況

指名競争入札

地方自治法施行令第167条第3号による。

平成30年6月4日から平成30年8月31日までの業務委託契約を平成30年6月4日に締結している。

(ウ) 委託の理由

専門的知識が必要なため、委託している。

(エ) 指名競争入札とした理由

地方自治法施行令第167条1項3号の規定により指名競争入札を採用している。担当課によれば、一般競争入札に付すると不利と判断した理由は、適切でない業者による入札参加の可能性、入札業務の煩雑化であった。

(オ) 契約金額

予定価格（997,920 円）と契約金額（918,000 円）との比率は 92%であり、契約金額は予定価格を下回っている。指名競争入札に参加した業者から参考見積を入手したが、これらの業者は指名競争入札に際して、予定価格以下で入札しているためである。

(30) 科学技術体験センター管理運営等委託

① 概要

委託業務名	科学技術体験センター管理運営等委託
部局名	教育総務部
所属名	生涯学習課
契約方法	随意契約
随意契約の場合の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
契約金額	47,601,000 円
決算額	47,601,000 円
単年度契約か、複数年度契約か	単年度契約
年度末現在における、同一契約先との契約年数	5 年超 10 年以内
委託先	公益財団法人 越谷市施設管理公社
指名業者数	1 者
契約年月日	2018/4/1
契約完成期限	2019/3/31

(ア) 事業および委託業務の概要

本事業は、体験学習等を通じて科学技術の振興、児童及び青少年の健全な育成を図ることを目的として設立された科学技術体験センターの管理運営に関する事業である。

同センターの事業運営について、センターの持つ機能を生かしながら、行政運営の効率化と市民サービスの向上を図るよう、業務委託を実施している。

委託業務は、以下は2つの業務から構成され、ii については、理科教育に関する専門的な知識が必要のない業務を対象としている。

- i 施設設備管理事業に関する業務
- ii 科学教育推進事業に関する業務

なお、学校利用事業については、同センターで実施しているため、同法人への委託事業の対象外である。

(イ) 契約の状況

随意契約(特命)

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号による。

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの業務委託契約を平成30年4月1日に締結している。

過去5年度の契約額と同センターの体験者数は、以下のとおりである。

同センター体験者数は、各年度で多少の増減はあるものの契約額はほぼ一定である。これは、同法人への委託業務の多くが、施設設備管理事業に関する業務のためである。

年度	契約額 (円)	同センター体験者数(人)
平成26年度	47,600,460	106,889
平成27年度	47,599,999	118,519
平成28年度	47,599,999	132,052
平成29年度	47,599,999	125,517
平成30年度	47,601,000	123,402

(ウ) 委託の理由

委託先は、施設設備を活用しながら専門的な事業を行う事業運営について、専門性の高い施設の効果的効率的な運営を図り、包括的に管理運営ができ、施設の総合的な管理実績と自主事業の実績を有し、専門的な人材確保ができるため。

(エ) 随意契約とした理由

年間を通しての契約であり、当該契約の履行には専門性や誠実さが求められ、市民等が安全・安心して利用できる施設設備等の管理が遂行できる必要がある。価格面のみの入札では、それらの条件を満たす委託先の確保が困難であるため。

(オ) 契約金額

予定価格と契約金額が同額である。これは、同法人の見積書に基づき、予定価格を算定しているためである。同法人の見積金額のうちの委託費15,470,000円(平成30年度予算)は、設備保守管理及び清掃の委託費である。これらを行う業者は多数存在している。契約金額の当該部分の適正性を確認するために他の業者からの参考見積を入手することが望ましい。

【意見41】参考見積の徴求

本委託業務の予定価格は、公益財団法人越谷市施設管理公社の見積金額に基づき、決定されている。この見積金額のうち委託費15,470,000円(平成30年度予算)は、設備保守管理業務及び清掃業務委託費である。契約金額の当該部分の適正性を確認するために、多数存在するこれらの他事業者から参考見積を入手することが望ましい。

(カ) 再委託の手続

契約金額（47,601,000 円）のうちの 15,470,000 円（平成 30 年度予算）が委託費であり、それらの業務は、下記の業者に再委託している。

委託費のうちの主なもの	再委託先	金額（円）
体験装置保守点検委託費	ノムラテクノ株式会社	2,946,564
設備保守管理業務及び清掃業務委託費 （冷房設備保守管理を含む）	株式会社マリン建物管理	9,979,200

これらの再委託については、越谷市の実務的な手続きでは、委託先からの再委託承認願の入手が必要であるが、担当部署ではこれらの書類を入手していない。

担当課によれば、本委託業務は、契約課を通していないために、再委託承認願を入手していない。本委託業務は、特命随意契約であり、契約課を通していない。業務委託契約約款第 3 条では原則として再委託を禁止しているため、契約形態に関わらず、再委託の場合には、厳格な手続きを遵守する必要がある。

【監査の結果 8】再委託承認願の入手

本業務について、業務受託先から第三者に対し設備保守管理業務及び清掃業務が再委託されている。この再委託について、担当部署は委託先から再委託承認願を入手していない。再委託承認願の提出を求める必要がある。

(キ) 前払金取引

本業務について、同法人と前払契約を締結しており、平成 30 年 4 月 11 日に同法人に年間の契約金額を支払っている。

担当課によれば、同法人の雇用者に対する給与の支払原資として必要となるためとのことである。地方公共団体が締結する契約は、契約の相手方の給付が完了した後に代金を支払うのが原則であり、本業務については、例外的な前払契約となる。また、越谷市の他の業務委託契約では、前払契約を採用していない契約があり、これらの契約の支払条件との間に整合性がない。例外的な前払契約について、担当課は例外の前払が許容される理由を明文化することが望ましい。

【意見 42】前払金取引

本業務について、(公財)越谷市施設管理公社と前払契約を締結し、年間の契約金額を平成 30 年 4 月 11 日に同法人に支払っている。地方公共団体が締結する契約では、契約相手の給付が完了した後に代金を支払うのが原則である。例外的な前払契約について、担当課は例外の前払が許容される理由を明文化することが望ましい。

(ク) 事業報告書の収益計上額との関係

同法人の公開情報（平成 30 年度 正味財産増減計算書内訳表）に記載されている本委託業務からの収益金額は、受託管理事業収益 45,649,411 円であり、当該金額と契約金額（47,601,000 円）との差異が、1,951,589 円ある。

担当課によれば、上記の差額は同内訳書の法人会計の区分に含まれているとのことであった。その理由は、予算作成段階において、法人会計への繰り出し金として計上しているためである。監査対応の一環として、担当課から委託先に照会することで上記の回答を得ることが出来た。委託料が実際にどのように使われたかは、委託先管理のなかで検証されるべき事項である。現状の実務のなかでは、収支報告を入手して実績数値を確認することまでは行っていない。契約金額が適正に算定されたかを検証するためにも、収支報告書の提出を求めることが望ましい。

【意見 43】収支報告の入手

本業務について、(公財)越谷市施設管理公社から収支報告が入手されていない。契約金額が適正に算定されたかを検証するためにも、収支報告書の提出を求めることが望ましい。

(ケ) アンケートの実施

学校利用事業、イベントについては、利用者に対してアンケートを実施し、事業評価を行っている。なお、学校利用事業では、同センター体験装置の利用も含んでいるため、委託業務の結果を含めて評価が行われている。

(31) 大道遺跡発掘調査測量等業務委託（第3調査区）

① 概要

委託業務名	大道遺跡発掘調査測量等業務委託 （第3調査区）
部局名	教育総務部
所属名	生涯学習課
契約方法	指名競争入札
指名競争入札の場合の理由	地方自治法施行令第167条第3号
契約金額	2,635,200 円
決算額	2,397,600 円
単年度契約か、複数年度契約か	単年度契約
年度末現在における、同一契約先との契約年数	1 年超 5 年以内
委託先	株式会社中野技術
指名業者数	6 者
契約年月日	2018/7/25
契約完成期限	2019/3/22
備考	変更契約 237,600 円減額

(ア) 事業および委託業務の概要

市職員の指導監督のもと、遺跡調査にかかわる測量作業等を委託するものである。

(イ) 契約の状況

指名競争入札

地方自治法施行令第167条第3号による。

応札業者は6者であり、その中から最低価格で応札した株式会社中野技術を選定した。

(ウ) 委託の理由

遺跡の調査に係る業務であり、高度な専門性が要求されるために、委託している。

(エ) 指名競争入札とした理由

本業務は遺跡の調査に係る業務であり、業務の履行に際し技術的な実績と誠実さが求められ、一般競争入札ではその確保が難しいため、指名競争入札を採用している。

(オ) 契約変更

当該委託契約の期間中（平成30年12月6日）に、以下の理由により契約内容を変更している。

調査測量作業中に調査区を横切るように、土器を大量に含み、複数時期にまたがる深さ約1.6mの大溝が発見された。この発見により、調査にあたっては、遺物の出土状況及び異なる時期の溝埋土の堆積状況を記録しつつ、大量の溝埋土を人力掘削する必要性が生じることとなり、当初予定していた面積の調査が完了しない見込みとなった。そのため、業務数量の減少に応じ、契約を変更している。

具体的な業務量の減少は、以下のとおりである。

項目	変更前	変更後
基準点測量	2 点	0 点
水準測量	0.1km・2 回設置	0km
調査区範囲設定測量	1 地点分	0 地点分
基準杭・格子杭設置	約 950 m ² ・4 回実施	約 350 m ² ・2 回実施
測量技師（現地遺構測量）	15 人日	15 人日
測量助手（現地遺構測量）	15 人日	15 人日
1/20 平面図作成	約 950 m ²	約 350 m ²
1/100 縮小図作成	約 950 m ²	約 350 m ²
空中写真撮影（斜め撮影）	2 回	1 回

上記の業務量の減少を見ると、成果物に関連する測量、基準杭・格子杭設置・平面図の数量が約 950 m²から約 350 m²に大きく減少している一方で、測量技師・助手の人日は減少していない。

担当課によれば、発掘作業の過程で発見された大量（7667 点）の土器等についての個々の測量作業が発生したために、結果的に測量技師・助手の人日の変更はなかった。

(32) 越谷市立川柳小学校増築工事設計業務委託

① 概要

委託業務名	越谷市立川柳小学校 増築工事設計業務委託
部局名	学校教育部
所属名	学校管理課
契約方法	一般競争入札
予定価格	33,541,560 円
契約金額	29,219,400 円
決算額	29,219,400 円
単年度契約か、複数年度契約か	単年度契約
年度末現在における、同一契約先との契約年数	1 年以下
委託先	株式会社慎建築設計事務所
入札業者数	10 者
契約年月日	2018/5/21
契約完成期限	2019/3/15

(ア) 事業および委託業務の概要

児童数の増加に対応する川柳小学校増築（6 教室）に係る基本及び実施設計業務の委託である。なお、契約期間中の児童数の増加見込み変更に対応して、増築建物の階数を 3 階建てから 4 階建て（8 教室）に変更している。当該変更に伴い、既存不適格建築物となっている北校舎改修図面の作成及び改修工事費積算業務を追加している。

(イ) 契約の状況

平成 30 年 5 月 21 日から平成 30 年 12 月 25 日までの業務委託契約を平成 30 年 5 月 21 日に締結している。また、当該契約の変更契約として、平成 30 年 5 月 21 日から平成 31 年 3 月 15 日までの業務委託契約を平成 30 年 11 月 22 日に締結している。契約金額の変更は、(ア) 事業および委託業務の概要に記載のとおり、児童数の増加見込みの変更に対応したものである。この原因は、当初の契約においては、平成 29 年 5 月 1 日現在の学校基本調査に基づく数値を使用して児童数の増加見込みを算定したが、平成 30 年 5 月 1 日現在の同調査では、児童数の増加見込みが前年のそれを上回ったことによるものである。

- ・学校基本調査に基づく数値は毎年 5 月 1 日に改定されること、
- ・同小学校の学区は越谷市内でも有数のファミリー世帯の増加が予測される地区であること
- ・業務委託契約及び手続に要する期間
- ・本工事のための予算請求手続に要する期間

以上を考慮し、平成 30 年 5 月 1 日の学校基本調査の公表後に契約手続きをすすめることを検討する余地はあったかと考えられる。また、本業務の入札が平成 30 年 5 月 15 日に実施さ

れていることから、同日時点で、児童数の増加見込みの変更に対応した契約変更を検討することも考えられる。この点について質問したところ、以下のような回答を得た。

変更の予測及び手続は困難であったと考えている。営繕課の積算に 1 か月、設計業務に半年は必要であり、次年度に増築工事を始めるための予算申請時期から逆算するとこのスケジュールで動かざるを得なかったとのことであった。

(ウ) 委託の理由

本業務は、専門家の高度な知識及び技術を必要とし、業務の効率的、効果的な処理を図ることを目的として業務委託している。

(エ) 契約金額

予定価格 (33,541,560 円) と契約金額 (29,219,400 円) との比率は、87 %である。

(33) 学校給食配送車運行業務委託

① 概要

委託業務名	学校給食配送車運行業務委託
部局名	学校教育部
所属名	給食課
契約方法	随意契約
随意契約の場合の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
契約金額	55,342,265円
決算額	55,342,265円
単年度契約か、複数年度契約か	単年度契約
年度末現在における、同一契約先との契約年数	1年以下
委託先	(株)小林運輸
指名業者数	6者
契約年月日	2018/4/1
契約完成期限	2019/3/31

(ア) 事業および委託業務の概要

越谷市の学校給食は、昭和23年6月に越ヶ谷小学校において脱脂粉乳によるミルク給食が開始されたことに始まり、昭和44年9月に第一学校給食センターを開設(昭和63年建替え)衛生的で誠実な履行、安全等に長けた業者に委託することにより効率的な学校給食の運用を図るため、市内で3か所ある学校給食センターで調理した給食を市内小、中学校(小学校30校及び中学校15校)に配送車を運行し配送する業務、喫食済の食器等を回収し給食センターへ運搬する業務を行っている。

(イ) 契約の状況

随意契約

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号による。

過去5年間の契約金額の推移は、次のとおりである。

平成26年度 47,764,577円
平成27年度 48,504,552円
平成28年度 51,195,501円
平成29年度 53,140,888円
平成30年度 55,342,265円

(ウ) 委託の理由

本契約で供用する配送車21台は本市所有のものである。経験に長けた業者にその運行を委託することにより、人件費の削減及び効率的かつ衛生的で誠実な履行並びに安全等を確保し効率的な学校給食の運用を図ることができることから、民間業者に委託している。

(エ) 随意契約とした理由

本件においては、随意契約理由として、「衛生的・安全・確実に学校給食配送車の運転業務が行われるためには、価格面に主眼を置いた競争入札ではその目的達成は難しく、信頼と実績のある業者と契約を結ぶ必要があるため」と記載されている（出所：予算執行伺）。また、本件においては、執行方法として随意契約（見積り合わせ）が採用されて、その根拠条文として、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号が挙げられている（出所：予算執行伺）。学校教育部へのヒアリングによれば、本件は「随意契約の指針」Ⅲ随意契約執行要件の類型において、6（7）「競争入札に付した場合、不信用又は不誠実な者が競争に参加し、市が損害を被るおそれがあるとき。（ただし、損害を被る可能性が相当程度ある場合に限る。）」に該当するとのことであった。

この点、「随意契約の指針」Ⅲ随意契約執行要件6（7）にて、「競争入札に付した場合、不信用又は不誠実な者が競争に参加し、市が損害を被るおそれがあるとき。」という要件のみならず、カッコ書きの中で、ただし書きで「（ただし、損害を被る可能性が相当程度ある場合に限る。）」としたのは、単に損害を被るおそれすなわち蓋然性があるのみではなく、損害を被る可能性が相当程度あることを要件とすることで、競争入札の例外的形態である随意契約の選択を限定的にしようとする趣旨と解される。すると、損害を被る可能性が相当程度ある場合の該当性については、予算執行伺書等で、その理由とともに明示的に示すべきものと考えられる。

本件においては、随意契約理由として、「衛生的・安全・確実に学校給食配送車の運転業務が行われるためには、価格面に主眼を置いた競争入札ではその目的達成は難しく、信頼と実績のある業者と契約を結ぶ必要があるため」と記載されている（出所：予算執行伺）。しかし、この記載では、「衛生的・安全・確実に学校給食配送車の運転業務が行われるためには、価格面に主眼を置いた競争入札ではその目的達成は難しい」、という結論が示されているのみであり、損害を被る可能性が相当程度ある場合の該当性およびその理由が全く記載されていない。

「随意契約の指針」Ⅲ随意契約執行要件6（7）に該当するとして随意契約とする場合には、損害を被る可能性が相当程度ある場合の該当性について、その理由とともに明示すべきである。

【監査の結果9】随意契約理由の明示

「随意契約の指針」Ⅲ随意契約執行要件6（7）に該当するとして随意契約とする場合には、損害を被る可能性が相当程度ある場合の該当性について、その理由とともに明示すべきである。

(オ) 契約方法の変更

本件は、見積り合わせによる随意契約である。見積開札記録によれば、結果は以下の通りであった。

業者名	所在地	開札結果
株式会社ウィズ	埼玉県さいたま市	失格
大宮運輸株式会社	埼玉県さいたま市	失格
株式会社岡田運輸	埼玉県草加市	失格
グローバルトランスポート株式会社	愛知県名古屋市	辞退 (準備期間が短いため)
株式会社小林運輸	埼玉県越谷市	決定
大新東株式会社	東京都調布市	辞退 (運転士の確保が困難なため)

(出所:業者選考・見積開札記録書)

失格 提出期限である 3 月 16 日に見積書の提出がなかった場合。

辞退 見積辞退届を提出し、業者が見積りを辞退した場合。

本件に関して、見積業者を 6 者選んでいるが、実際に提出したのは 1 者のみである。3 者は期間内に見積書の提出がなく、2 者は見積を辞退している。辞退理由は、1 者が「準備期間が短いため」、もう 1 者が「運転士の確保が難しいため」であった。

契約課によれば、本件を指名競争入札ではなく見積り合わせによる随意契約にした理由として、4 月 1 日から開始しなければならない継続的契約であることが挙げられる、とのことであった。一般的に、4 月 1 日から開始する契約でも、債務負担行為による予算措置を図ることで、競争入札とすることが可能である。債務負担行為によれば、契約手続の期間を長く設定できるため、今回、辞退した業者が見積書を提出しやすくなる。事業を安定して継続させるには、選定にあたり複数事業者が候補にあがるような業務の切り出し、及び契約手続によることが望ましい。「衛生的・安全・確実に学校給食配送車の運転業務が行われるためには、…信頼と実績のある業者と契約を結ぶ必要があるため」との随意契約理由は、競争入札によっても競争の条件付けや業者の指名の仕方で同様の効果は期待できる。又、契約金額が過去 5 年間で 47,764 千円（平成 26 年度）から 55,432 千円（平成 30 年度）と増加傾向にあることの対応としても、競争入札の検討は有用と考えられる。

本件においても、債務負担行為による予算措置を図ることで、競争入札とすることを検討することが望ましい。

【意見 44】競争契約への移行

4 月 1 日開始の本契約について、債務負担行為による予算措置を図ることで、競争入札とすることを検討することが望ましい。

本件は学校給食配送者運行運航業務委託（出所：仕様書）である。履行場所詳細（運行対象）として、第一学校給食センターから給食配送者 8 台で 17 校の小中学校へ、第二学校給食センターから給食配送者 5 台で 12 校の小中学校へ、第三学校給食センターから給食配送者 8 台で 16 校の小中学校へ配送するものとされている（出所：仕様書）。

本件では、3つの各給食センターから各小中学校への配送について、3つ一括で1つの業務として扱っており、3つを分離・分割して取り扱うことは事前に検討していなかったとのことである（出所：学校教育部からのヒアリング）。

「平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（平成30年9月7日閣議決定）の「4 中小企業・小規模事業者が受注し易い発注とする工夫（2）分離発注の推進」において、「国等は物件等の発注に当たっては、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割して発注することが経済的合理性・公正性等に反しないかどうかを十分検討した上で、可能な限り分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。」としている。市内中小企業者の受注機会の増大を図る観点からは、可能な限り複数の業務に分けて発注するなど、市内中小企業者が受注しやすい工夫に努めることが有用である。この趣旨は、本市においても当てはまる。

本市においても、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割できる業務については、分離分割して発注することが経済的合理性・公正性等に反しないかどうかを十分検討した上で、可能な限り分離・分割して発注するよう努めることが有用と考える。

本件業務は、各給食センターから各小中学校への配送であるため、価格面、数量面、工程面等から判断して、給食センターごとに3つの業務に分けることが可能と考えられる。本件業務は、分離・分割して発注することが経済的合理性・公正性等に反しないかどうかを事前に十分検討すべき案件であった。しかし、本件の各給食センターからの配送業務について、3つの区域に分けて分離・分割して発注することが経済的合理性・公正性等に反しないかどうかについては検討されていなかった。委託の対象業務については、可能な限り分離・分割して発注するよう努めることを前提に、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割できる業務については、分離分割発注が経済的合理性・公正性等に反しないかどうかを十分検討することが望ましい。

【意見 45】 契約単位の検討

委託の対象業務については、可能な限り分離・分割して発注するよう努めることを前提に、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割できる業務については、分離分割発注が経済的合理性・公正性等に反しないかどうかを十分検討することが望ましい。

(34) 越谷市立小中学校外国語指導事業委託

① 概要

委託業務名	越谷市立小中学校外国語指導事業
部局名	学校教育部
所属名	指導課
契約方法	指名競争入札
指名競争入札の場合の理由	地方自治法施行令第167条第3号
契約金額	63,340,531 円
決算額	63,340,531 円
単年度契約か、複数年度契約か	単年度契約
年度末現在における、同一契約先との契約年数	1 年超 5 年以内
委託先	株式会社 R C S コーポレーション
指名業者数	8 者
契約年月日	2018/4/17
契約完成期限	2019/3/8

(ア) 事業および委託業務の概要

本契約の目的は、越谷市小中学校等の英語教育の充実と国際理解教育推進のため、語学指導助手を派遣することにより、英語教育及び国際理解教育の推進を図ることにある。

本契約の具体的内容は次の通りである。

- ・授業に関することとして、小中学校における英語授業の指導補助を行うこと等
- ・中学校における英語弁論大会出場生徒への指導・助言
- ・英語教員等に対する英語研修の指導補助
- ・清掃指導、給食指導への協力
- ・学校の地域や学校と姉妹校等との国際交流に関する業務
- ・学校行事等の運営に関する業務
- ・適応指導教室、院内学級等に在籍する児童生徒への英語指導の補助業務
- ・児童生徒のコミュニケーションに対する態度や能力を評価するための面接の実施
- ・英語の翻訳等に関する業務
- ・その他校長または校長に代わる者が指示命令する業務

(イ) 契約の状況

指名競争入札（通常型）

地方自治法施行令第167条第3号による。

指名業者は8者、うち入札に至ったのは3者であった。

(ウ) 指名競争入札理由

年間を通じて児童・生徒に直接関与する語学指導助手の派遣業務であり、誠実な業者の選定が可能となり、質の高い事業が確保できることから、指名競争入札とする（(出所：契約依頼書））。

(エ) 入札結果

本件においては、指名競争入札を採用したものの、選定した指名業者 8 者のうち、実際の入札業者は 3 者のみであった（他の業者は、失格 3 者、辞退 2 者）。実際の入札業者が少なかった理由は、本件が大規模な業務であり、結果として実施能力のある業者が少なかったためとのことである。

越谷市物品購入等指名業者選定要綱第 3 条で、指名業者数について、予定価格が 20,000 千円を超えるものについては 8 者以上とされている趣旨は、契約規模ごとに一定数の指名業者を確保することで、契約規模に見合った競争性を確保することにあると考えられる。

本件では、結果として入札業者が 3 者のみとなっており、契約規模が 20,000 千円を大きく超える契約規模にも拘らず、実質的には契約規模に見合った指名業者を確保できていない。

指名競争入札とした理由である、誠実な業者の選定・質の高い事業の確保という目的は、原則通り一般競争入札とし、格付け等を用いて資格要件をつけることで、達成できるものと考えられる。条件付一般競争入札に変更することが望ましい。

【意見 46】 条件付一般競争入札への変更

指名競争入札である本件は、予定価格が 20,000 千円を超えるため 8 者以上の指名業者数が必要となるが、結果として入札業者が 3 者のみであった。実質的には契約規模に見合った指名業者を確保できていない。指名競争入札の理由である、誠実な業者の選定・質の高い事業の確保という目的は、原則通り一般競争入札とし、格付け等を用いて資格要件をつけることで、達成できると考えられる。条件付一般競争入札に変更することが望ましい。

(35) 学校系サーバ機器等 I D C 業務委託（長期継続契約）

① 概要

委託業務名	学校系サーバ機器等 I D C 業務委託 （長期継続契約）
部局名	学校教育部
所属名	教育センター
契約方法	随意契約
随意契約の場合の理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約金額	604,584,000 円
決算額	120,916,800 円
単年度契約か、複数年度契約か	複数年度契約
年度末現在における、同一契約先との契約年数	5 年超 10 年以内
委託先	AGS 株式会社
見積業者数	1 者
契約年月日	2017/10/1
契約完成期限	2022/9/30

(ア) 学校系サーバ機器等 I D C 業務委託（長期継続契約）事業および委託業務の概要

本契約の目的は、学校系サーバ機器等の更新にあたり、セキュリティの強化と災害等への備えとして、外部データセンターを活用し、運用管理、データセンターを利用したサービス提供、市に設置する機器の提供、システム監視、運用保守等、履行期間中に継続して実施する業務についてより効率的で効果的な運用管理の実現を図ることにある。

本契約の具体的委託内容は次の 2 つである。

- ・学校系機器やシステム等の基盤となる学校系ネットワークの再構築業務
- ・学校系サーバ機器等運用支援業務

なお、既に情報系ネットワークのサーバ機器、校内系中学校サーバ機器等をデータセンターで運用している。運用を効率化し、信頼性の高いネットワークを維持するために、教育委員会掌握の学校系ネットワーク機器等も同センターで運用するとしている。また、市教育委員会の教職員等が利用している学校系ネットワークの端末において、災害時の業務継続およびセキュリティの向上を目的にデスクトップを仮想化している。

(イ) 契約の状況

随意契約

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号によっている。

平成 29 年 9 月に A G S 株式会社と長期継続の随意契約を締結している。契約期間は、平成 29 年 10 月 1 日から平成 34 年 9 月 30 日までである。各年度の契約金額は次のとおりである。

平成 29 年度 60,458,400 円

平成 30 年度 120,916,800 円

平成 31 年度 120,916,800 円

平成 32 年度 120,916,800 円

平成 33 年度 120,916,800 円

平成 34 年度 60,458,400 円

(ウ) 予定価格の積算

本契約の長期継続契約総額は 604,584,000 円であり、この金額は見積書の見積金額合計 604,584,000 円と一致している。

この点、「取り扱う業者が 1 者しかない場合は、見積りの積算根拠についても提出を求め、見積額が妥当であるかを確認すること」（「随意契約の事務指針」（平成 29 年 12 月一部改正）P9 参考見積り徴取の際の注意点 ii なお書き）とされている。また、「予定価格の積算に当たっては積算根拠を明確にし、その根拠によって算出することが必要で、単に相手方の希望価格や前年度実績を根拠に積算することにならないよう注意してください」（「随意契約の事務指針」（平成 29 年 12 月一部改正）P7 2 予定価格の設定 三段落目）とされている。金額が単価と数量とで算出されている場合には、単価の積算根拠についても明確にすべきと解される。

本件においては、見積書に、単価 9,330,000 円/月、数量 60 か月、金額 559,800,000 円と記載されているが、単価 9,330,000 円の積算の根拠は明示されていない。積算根拠を明確にする趣旨からは、単価の積算根拠も明確にすべきである。

【監査の結果 10】 予定価格に関する積算根拠の明確化

本件においては、見積書に、単価 9,330,000 円/月、数量 60 か月、金額 559,800,000 円と記載されているが、単価 9,330,000 円の積算の根拠は明示されていない。積算根拠を明確にする趣旨からは、単価の積算根拠も明確にすべきである。

(エ) 委託の理由

教職員が校務等で利用する学校系機器やシステム等の基盤となる学校系ネットワークを再構築し、安定稼働を維持するため保守運用サービスの提供を受ける事業である。これらの業務は、専門知識、専門技術を必要とし、越谷市でも実施は困難であるため委託している（出所：予算執行伺）。

(オ) 随意契約とした理由

随意契約理由として、「専門知識・技術のほか学校系ネットワーク環境や機器等に精通し、障害時の迅速な対応が必要であり、価格面の競争に主眼をおいた競争入札ではその確保が難しいこと」とされている（出所：予算執行伺）。

本件委託契約の主な内容は、既存システムの保守運用業務であるが、既存システムの保守運用業務は、「随意契約事務の指針」Ⅲで、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号から第 9 号について、各号に該当する主な例として記載されていない。

「随意契約事務の指針」Ⅲが主な例を記載した趣旨は、委託業務ができる重要な契約類型を例示することで、所管部署での統一的な委託契約該当性の判断を促すことにある。主な例に記載されていない重要な契約類型については、「随意契約事務の指針」Ⅲで主な例として記載されるべきと考えられる。

この点、既存システムの保守運用業務は、主な例に記載されておらず、また委託業務全体に対する金額的割合が大きいため重要な契約類型にあたる。「随意契約事務の指針」Ⅲで主な例として記載されることが望ましい。

(カ) 一者特命理由

一者特命理由は、越谷市随意契約事務取扱要領第6条第1項第3号「契約の内容の特殊性により契約の相手方が特定されるとき」を適用し、「推薦業者は教育委員会が掌握する学校系ネットワーク環境、校内系ネットワーク環境の設定・設置・保守作業を委託しており、教育委員会が掌握するネットワークに精通しているため、契約の相手方とするもの」と記述されている（出所：予算執行伺）。

(36) 校内系小学校 I D C 業務委託（長期継続契約）

① 概要

委託業務名	校内系小学校 I D C 業務委託 （長期継続契約）
部局名	学校教育部
所属名	教育センター
契約方法	随意契約
随意契約の場合の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約金額	673,920,000円
決算額	67,392,000円
単年度契約か、複数年度契約か	複数年度契約
年度末現在における、同一契約先との契約年数	5年超10年以内
委託先	AGS株式会社
見積業者数	1者
契約年月日	2018/10/1
契約完成期限	2023/9/30

(ア) 事業および委託業務の概要

児童生徒が授業等で利用する情報系機器やシステム等の基盤となるネットワークを再構築し、安定稼働を維持するため保守運用サービスの提供を受ける事業である。

校内系小学校サーバ機器等の更改にあたり、セキュリティの強化と災害等への備えとして、外部データセンターを活用し、運用管理、データセンターを利用したサービス提供、市に設置する機器の提供、システム監視、運用保守等、履行期間中に継続して実施する業務をより効率的で効果的な運用管理の実現を図るものである。

(イ) 契約の状況

随意契約

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による。

平成 30 年 8 月に AGS 株式会社 と随意契約にて長期継続契約を締結している。契約期間は、平成 30 年 10 月 1 日から平成 35 年 9 月 30 までであり、各年度の契約金額は次のとおりである。

平成 30 年度 67,392,000 円

令和元年度 134,784,000 円

令和 2 年度 134,784,000 円

令和 3 年度 134,784,000 円

令和 4 年度 134,784,000 円

令和 5 年度 67,392,000 円

(ウ) 委託の理由

教育委員会が掌握する校内系小学校サーバ機器等についても同データセンターで運用するものとする。また、本市教育委員会の教職員等及び児童生徒が利用している校内系小学校ネットワークの端末で、セキュリティの向上を目的にデスクトップを仮想化するものである。これらの業務は専門知識、専門技術を必要とし、越谷市での実施は困難であることから、民間業者に委託している。

(エ) 随意契約とした理由

随意契約理由として、「専門知識・技術のほか、校内系ネットワーク環境や機器等に精通し、障害時の迅速な対応が必要であることから、価格面の競争に主眼をおいた競争入札では、その確保が難しいこと」とされている（出所：予算執行伺）。

随意契約は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項に定める場合に限りこれによることができる。そして「随意契約事務の指針」（平成 29 年 12 月（一部改訂））のⅢ1～9 においては、同 1 項各号に該当する主な契約類型を例示列举している。

本件では、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号を根拠として随意契約を採用している（出所：予算執行伺書）が、1 号は金額に係る規定であり、本来は 2 号とすべきものと考えられる。

【監査の結果11】 予算執行伺書の決裁における条文根拠

予算執行伺書における随意契約の理由として、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号が記載されている。1号は少額な場合であり、越谷市の業務委託では50万円以下とされている。本件は6億円を超える契約のため1号には該当しない。予算執行伺書上の随意契約理由には正しい号数を記載する必要がある。

本件委託契約の主な内容は、既存システムの保守運用業務であるが、既存システムの保守運用業務は、「随意契約事務の指針」Ⅲで、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号から第 9 号について、各号に該当する主な例として記載されていない。

「随意契約事務の指針」Ⅲが主な例を記載した趣旨は、委託業務ができる重要な契約類型を例示することで、所管部署での統一的な委託契約該当性の判断を促すことにある。主な例に記載されていない重要な契約類型については、「随意契約事務の指針」Ⅲで主な例として記載されるべきと考えられる。

この点、既存システムの保守運用業務は、主な例に記載されておらず、また委託業務全体に対する金額的割合が大きいため重要な契約類型にあたる。「随意契約事務の指針」Ⅲで主な例として記載されることが望ましい。

(オ) 予定価格の積算について

本契約の長期継続契約総額は 673,920,000 円であり、この額は見積書の見積金額合計 673,920,000 円と一致している。

この点、「取り扱う業者が 1 者しかない場合は、見積りの積算根拠についても提出を求め、見積額が妥当であるかを確認すること」（「随意契約の事務指針」（平成 29 年 12 月一部改正）P9 参考見積り徴取の際の注意点 ii なお書き）とされている。また、「予定価格の積算に当たっては積算根拠を明確にし、その根拠によって算出することが必要で、単に相手方の希望価格や前年度実績を根拠に積算することにならないよう注意してください」（「随意契約の事務指針」（平成 29 年 12 月一部改正）P7 2 予定価格の設定 三段落目）とされている。これらのことからすると、金額が単価と数量で算出されている場合には、単価の積算根拠も明確にすべきと解される。

本件では、見積書に、単価 10,400,000 円/月、数量 60 か月、金額 624,000,000（消費税込で 673,920,000 円）と記載されているが、単価 10,400,000 円の積算の根拠は明示されていない。積算根拠を明確にする趣旨からは、単価の積算根拠も明確にすべきである。

【監査の結果12】 予定価格積算根拠の明確化

本件においては、見積書に、単価10,400,000円/月、数量60か月、金額624,000,000（消費税込で673,920,000円）と記載されているが、単価10,400,000円の積算の根拠は明示されていない。単価の積算根拠も明確にすべきである。

Ⅶ. 監査結果のまとめ

1. 全庁的に共通する事項

監査で実施したアンケート結果の分析、個別テストの検出事項は、Ⅴ、Ⅵで記載してある。本稿では、検出事項のうち、全庁的に共通する事項について記載する。

(1) 随意契約の乱用

総務省ホームページでは、随意契約について次のように述べられている。

随意契約について

地方公共団体の調達には、競争性、透明性等を確保することが原則であり、住民の目から不適切な調達を行っているのではないかと疑念を抱かれるようなことはあってはならないことです。

入札契約制度上、随意契約による方法で契約を締結できることは明らかですが、入札契約制度の運用において、広範囲にわたり、安易に随意契約を締結しているなど、必ずしも適切とはいえない事例があるのではないかと指摘が行われるなど、住民に対して十分な説明責任を果たしているとはいえない状況にあります。

このため、入札契約制度の趣旨に沿った運用を確保し、もって、住民に対して十分な説明責任を果たすことが求められています。

① 委託業務の契約形態

アンケート結果のうち、指定管理、措置費を除いた越谷市の一般会計の業務委託を、一般競争入札、指名競争入札、随意契約、その他を契約形態別に概観すると、次のとおりである。

(単位:千円)

契約方法	件数		金額	
		割合		割合
一般競争入札	106	9.2%	989,417	12.6%
指名競争入札	138	12.0%	728,413	9.3%
随意契約	899	78.4%	5,646,293	72.1%
その他※	4	0.3%	469,124	6.0%
合計	1,147	100.0%	7,833,249	100.0%

※その他は、埼玉県と合意書による委託、PFIによる斎場運営維持管理費の平成30年度支払分、予防接種の委託である。

アンケート結果によれば、随意契約が、金額ベースでは、決算金額7,833百万円のうち5,646百万円であり、72.1%を占める。件数ベースでは、全体1,147件のうち899件であり、78.4%を占めている。

② 部局別の随意契約に占める割合

部局別の随意契約に占める割合は、次のとおりである。

部局名	随意契約		委託合計(※)		随意契約の割合	
	件数	決算金額 (千円)	件数	決算金額 (千円)	件数	決算金額
保健医療部	52	1,880,121	62	1,903,520	83.9%	98.8%
環境経済部	130	987,023	164	1,227,068	79.3%	80.4%
行財政部	83	882,883	88	972,899	94.3%	90.7%
学校教育部	193	467,830	222	784,922	86.9%	59.6%
建設部	106	133,848	166	644,686	63.9%	20.8%
都市整備部	35	107,307	66	411,926	53.0%	26.1%
子ども家庭部	48	312,129	57	336,325	84.2%	92.8%
総務部	78	239,276	82	320,733	95.1%	74.6%
市民協働部	55	199,013	96	256,471	57.3%	77.6%
教育総務部	42	143,342	55	194,755	76.4%	73.6%
福祉部	17	177,944	18	179,829	94.4%	99.0%
消防本部	32	50,429	35	53,723	91.4%	93.9%
市長公室	17	45,082	20	50,841	85.0%	88.7%
選挙管理委員会	2	6,311	3	12,670	66.7%	49.8%
市議会	3	8,236	3	8,236	100.0%	100.0%
農業委員会	5	4,242	5	4,242	100.0%	100.0%
固定資産評価審査委員会	1	1,270	1	1,270	100.0%	100.0%
総計	899	5,646,293	1,143	7,364,124	78.7%	76.7%

(※)その他(埼玉県と合意書による委託、PFIによる斎場運営維持管理費の平成30年度支払分、予防接種の委託)を除いた金額。

多くの部局で随意契約の割合が、件数ベースで70%を越えている。例外的に建設部、都市整備部、市民協働部、選挙管理委員会の4部局では随意契約割合が50～60%台と低いが、この例外を除くとほとんどの部局で70%以上が随意契約である。

国の公共調達に関しては、政府調達実績が開示されている。平成28年(暦年)における政府調達実績によれば、サービスの調達については、一般競争入札が5,276億円で56.3%、指名競争入札が53億円で0.6%、随意契約が4,045億円で43.1%であった。(「平成29年度版 政府調達における我が国の施策と実績-世界に開かれた政府調達へ-」)

この調査は、中央政府、特殊法人等、独立行政法人について、以下の金額以上のサービスの調達に関して調査したものである。

平成28年1月1日から同年3月31日までの期間：1,300万円

平成28年4月1日から同年12月31日までの期間：1,600万円

委託業務には、4月1日から3月31日までの期間で契約するものもあるが、競争入札の場合準備期間が必要になり、4月1日の役務提供開始に間に合わない場合には、便宜上随意契約を

締結していることもある。これについては、債務負担行為の設定により競争入札に移行することが検討できる。

随意契約には、以下の弊害がある。

- ・ 随意契約は、相対での交渉である。例えば、1 者のみとの交渉で済ますこともできる。
- ・ 地方自治法・同施行令に手順が詳細に定められている入札と異なり、発注者に裁量の余地がある。
- ・ 受注者にとっても、入札ほど法規定が厳格でない。
- ・ 受注希望者にとって、自ら名乗りでて、手続きに参加するチャンスがない。

随意契約が当り前の状況が続くと、法律上の厳格さが少ないという随意契約の性質から、競争性のない契約が多くなるおそれがある。

③ 随意契約とする理由

随意契約は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項に定める 1～9 号の場合に限定して適用される。アンケート結果によると、越谷市の随意契約理由は以下の通りである。

(単位:千円)

該当 号数	件数			決算額			要件
	件数	割合①	割合②	金額	割合①	割合②	
1 号	458	50.9%	—	217,596	3.9%	—	予定価格 50 万円以下
2 号	269	29.9%	61.0%	3,877,802	68.7%	71.4%	性質又は目的が競争入札に適さない
3 号	4	0.4%	0.9%	49,232	0.9%	0.9%	シルバー人材センター等との契約
5 号	1	0.1%	0.2%	37,396	0.7%	0.7%	緊急の必要により競争入札に付せない
6 号	95	10.6%	21.5%	576,180	10.2%	10.6%	競争入札が不利
7 号	3	0.3%	0.7%	715	0.0%	0.0%	時価より著しく有利な価格で契約できる
その他	69	7.7%	15.6%	887,369	15.7%	16.3%	他法令によるもの 他
総計	899	100.0%	100.0%	5,646,293	100.0%	100.0%	

越谷市において適用されているのは、1 号、2 号、3 号、5 号、6 号、7 号の 6 つである。「その他」は、可燃物収集運搬業務委託など公法上の契約に基づく委託業務である。

6 号は、競争入札に付することが不利な場合に該当するが、アンケート結果では、清掃業務も含まれていた(市立図書館清掃業務委託、窓ガラス清掃業務委託)。個別に検証した、庁舎清掃業務委託、北部市民会館清掃業務委託は指名競争入札によっていることから、二つの清掃業務について競争入札によることも可能と考えられる。

④ 個別検証の結果

個別の契約を検証した結果、現状は随意契約によっているが、競争入札によることが望ましいと思われる契約も検出された(学校給食配送車運行業務委託、可燃物収集運搬業務委託)。

【監査の結果 13】 随意契約の乱用

越谷市においては、多くの部局で随意契約の割合が高い。アンケート結果では、本来競争入札によることができると思われる契約が随意契約とされていた例もあった。また、個別検証の結果でも、競争入札への移行が可能と考えられる契約が確認された。地方自治法上は、競争入札が原則である（地方自治法第 234 条第 1 項および第 2 項、および同施行令第 167 条の 2 第 1 項）ものの、越谷市の外部委託契約においては、随意契約が乱用されている。入札契約制度の趣旨に沿った運用を確保するため、競争入札を増やす必要がある。

(2) 随意契約事務の指針

①個別検証の結果

個別検証の対象にした既存システムの保守運用業務は、「随意契約事務の指針」Ⅲで、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から第9号について、各号に該当する主な例として記載されていない。

②規則を記載する場合の考え方

規則を記載する場合に、限定列举の方法ではなく、例示列举の方法による場合には、本来の定義を明確にする必要がある。定義が不明確であると、適用範囲が拡大してしまうおそれがある。この点、越谷市の随意契約事務の指針では、「該当する主な例としては、次のようなものがあります。」とされており、例示列举の方法によっている。例示にない場合には契約課で随意契約理由を確認しているとのことであるが、指針においても、定義を明確にして例示を示すことが望まれる。

③他市の事例

さいたま市の「随意契約ガイドライン」（さいたま市財政局契約管理部 平成31年4月）は、2号該当とできる場合の要点を次のように定めている。

要点

- 当該契約者以外の第三者に履行させることが業務の性質上不可能であるかどうか
 - 契約目的を達成するための履行条件を満たす者が、契約時点において特定されているか。
 - 「業務内容を熟知しており信頼度が高いこと」「当該業務に精通していること」等をもって当該契約者を限定していないか。

また、物品納入・業務委託等の契約で2号に該当するものを次のように明記している。

【物品納入・業務委託等】

- ① 額面価格が定められているものなど、競争性がないと認められる場合
さいたま市契約規則第21条第2項
(郵便葉書及び切手、収入印紙、新聞、官報等)
- ② 地方公共団体の行為を秘密にする必要がある場合
 - ・試験問題の印刷物の発注等
- ③ 契約の目的物が特定の者でなければ納入できない場合
 - ・不動産の買入れ等
- ④ 特殊な性質を有する品物の買入れ、買入れ先が特定されている特殊な技術（特許等）を必要とする場合
 - ・市有の材木を売払い、その材木で特殊な机を製造させるような場合等
- ⑤ 市が試験をするため物品の製造等をさせる場合
 - ・特殊な規格、品質等が要求される場合等
- ⑥ 特定のものでなければ役務を提供することができない場合
 - ・特殊な技術を用いて設計・施工した施設・設備の保守・点検業務の場合等
 - ・埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で、特殊な技術、手法等を用いる必要がある場合

- ⑦ 電算システムについて、当該システムの特許権、著作権その他の排他的権利を有するシステム開発者にしかできない改造、改良、保守、点検等を実施する場合
- ⑧ 既存の電算システムと密接不可分の関係にあり、同一システム開発者以外の者にプログラムの増設・追加等を履行させると、既存の電算システムの運用に著しく支障が生じるおそれのある場合
- ⑨ 法令等により契約の相手方が特定されている場合
- ⑩ 市内の医療機関で健康診断等を受診できるようにするため、医療機関と締結する健康診断業務等を実施する場合
- ⑪ 施設の維持管理において、他の施設（市以外の者が所有管理する施設を含む。）と一体的に維持管理しなければ業務上支障が生ずるため、他の施設の維持管理をしているものに委託する場合
- ⑫ 契約の相手方等と締結した他の契約、協定、覚書その他の文書において、合理的な理由により、あらかじめ契約の相手方が決定している場合
- ⑬ 契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、全ての条件を満たす者が1者に特定される場合

④随意契約事務の指針の更新

随意契約事務の指針において、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から第9号の定義を明確にし、主な例に記載されていないが、委託業務全体に対する金額的割合が大きいため重要な契約類型については、「随意契約事務の指針」Ⅲで主な例として記載することが望ましい。

【意見 47】 随意契約事務の指針の更新

随意契約事務の指針において、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から第9号の定義を明確にし、主な例に記載されていないが、委託業務全体に対する金額的割合が大きいため重要な契約類型については、「随意契約事務の指針」Ⅲで主な例として記載することが望ましい。

(3) 複数見積りを徴求できる仕組み作り

アンケートの分析によれば、見積書を徴求した事業者ごとの分布は、次の通りであった。

見積書徴求業者数別

(単位：千円)

業者数	契約件数		決算金額	
	件数	割合	金額(千円)	割合
1	457	50.8%	4,167,552	73.8%
2	342	38.0%	196,736	3.5%
3	10	1.1%	46,732	0.8%
4	11	1.2%	42,073	0.7%
5	8	0.9%	50,280	0.9%
6	65	7.2%	876,235	15.5%
8	2	0.2%	215,545	3.8%
23	1	0.1%	469	0.0%
未記入	3	0.3%	50,666	0.9%
総計	899	100.0%	5,646,293	100.0%

見積書を1者からしか徴求していない随意契約、いわゆる一者随意契約が多い。随意契約899件、5,646,293千円のうち、一者随意契約が457件、4,167,552千円に上る。件数ベースでは、随意契約全体の50.8%、金額ベースでは、73.8%を占める。

「その他」の契約形態を除いた越谷市の業務委託全体から見ると、件数ベースでは、契約全体1,143件のうち40.2%、金額ベースでは、契約全体7,364,124千円のうち57.3%が一者随意契約である。

一者随意契約は、1者からしか見積書を徴求せずに契約するため、価格面などを他の事業者と比較して選択する競争性がないことになる。「その他」の契約形態を除いた越谷市の業務委託契約のうち件数ベースで4割は競争性のない一者随意契約によっている。個別検証によっても、準備期間の関係から4月1日開始の委託契約について便宜上随意契約にしている契約が確認された。債務負担行為を設定する等の仕組みにより競争入札に変更できる契約は、競争性を高めるために複数事業者から見積りを徴求できる仕組みを作ることが望まれる。

【意見48】複数見積りを徴求できる仕組み作り

越谷市においては、見積書を1者からしか徴求していない随意契約、いわゆる一者随意契約が多い。一者随意契約は、1者からしか見積書を徴求せずに契約するため、価格面などを他の事業者と比較して選択する競争性がないことになる。債務負担行為を設定する等の仕組みにより競争入札に変更できる契約は、競争性を高めるために複数事業者から見積りを徴求できる仕組みを作ることが望まれる。

(4) 公募型プロポーザル方式による随意契約の規程

① 規定の整備

平成 30 年度に越谷市で採用された公募型プロポーザルによる随意契約は約 10 件程度であった。複数の企業から企画提案を受けることで、優れた民間の知見を反映させた業務を遂行できる可能性が高く、落札率が一般競争入札等の他の契約形態よりも低くなる傾向がある等の理由で今後も増加が予想される。

現状公募型プロポーザル方式による随意契約については、契約事務手続に関する規程等は存在しない。担当課は過去の越谷市での事例や、他市の事例に倣って実施要領等を作成している。このため、担当課が資格要件、スケジュール、評価基準の作成等を決定する際に遵守すべき事項が不明確となっている。

他の契約形態では、越谷市契約規則、越谷市随意契約事務取扱要領、随意契約事務の指針等を策定し、契約事務の透明性・公平性を確保しようとしている。

公募型プロポーザル方式による随意契約についても、契約事務の透明性・公平性を確保し、事業者選定に対する市民及び事業者の信頼を得るとともに、遵守すべき基本事項と事務手続き等の標準例を示し、公募型プロポーザル方式の適切かつ円滑な運用を図るために、契約事務手続に関する規程を整備し、これに則って契約事務を履行することを検討すべきである。

【監査の結果 14】公募型プロポーザル方式の手続の規程化

公募型プロポーザル方式による随意契約については、契約事務手続きに関する規程等が存在しない。契約事務の透明性・公平性を確保し、事業者選定に対する市民及び事業者の信頼を得るとともに、遵守すべき基本事項と事務手続き等の標準例を示し、公募型プロポーザル方式の適切かつ円滑な運用を図るために、公募型プロポーザル方式による随意契約の契約事務手続きに関する規程を整備し、これに則って契約事務を履行することを検討すべきである。

(5) 競争入札の予定価格に関する規程の整備

一般競争入札及び指名競争入札の場合の予定価格については、越谷市契約規則第11条第3項に規定されているが、2者から見積りを取り、その低い額を予定価格とする方法の直接の根拠は読み取れない。

一般競争入札及び指名競争入札の予定価格の策定に際して実務上基づくべき規程を整備することが望まれる。

【意見 49】 競争入札の予定価格に関する規程の整備

一般競争入札及び指名競争入札の予定価格の策定に際して実務上基づくべき規程を整備することが望まれる。

2. 検出事項一覧表

アンケート結果の分析、及び個別テストの検出事項をまとめると以下ようになる。

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19					
		内部事務システム構築業務委託	市税電算委託	住民情報電算委託	新地域イントラネット	保守委託	庁舎清掃業務委託契約	越谷市新庁舎建設実施託	設計業務委託	北部市民会館清掃業務委託	越谷市固定系デジタル防災	行政無線詳細設計業務委託	生活困窮者自立相談支援事業業務委託	生活困窮者子どもの学習支援事業	被保護者就労支援事業業務委託	越谷市障害者等相談支援委託	越谷市コミュニケーション事業業務委託	支援事業委託	障がい者就労支援事業委託料	成年後見事業委託	越谷市助け合いの仕組みづくり事業運営事務委託	可燃物収集運搬業務委託	リサイクルプラザ資源化施設	運転管理等業務委託	測量業務委託（301）
委託業務の設計	競争契約への移行							意 10											意 25						
	予算執行何書の根拠条文																								
	随意契約理由の明示																								
	契約期間の短縮					意 5																			
	前払根拠の明文化																	意 22							
	複数事業者が参加できる仕組み作り				意 4																				
	仕様書の具体化										結 1														
	仕様書の記載内容					意 8																			
	複数年度契約での事務効率化・経費削減の検討					意 6																			
	契約単位																								
	複数事業実施による効率性																	意 24							
	複数の委託事業がある場合の業務標準化																			意 26					
	業務見積時間算定の考慮事項																								
選定手続	作業開始前の契約締結				意 3																				
	時間あたり作業単価の適正性																								
契約額	予定価格積算方法の明記	意 1	意 2																						
	予定価格積算																意 21			結 2					
	参考見積りの徴求																								
	複数見積りの徴求																								
再委託	再委託承認申請書の入手																							結 4	
実施後の評価	委託先従業員の地位確認					意 7																			
	委託先が支払った賃金額の確認					意 9																			
	積算単価の確認																								
	収支報告書の入手・分析														意 18	意 20		意 23							
改善行動	就業報告書の事後的な検討																								
	業務コストに関する資料作成																								
	予算と実績の分析・評価																					結 3			
	アンケートの実施										意 12	意 14	意 16	意 17		意 19									
その他	競争入札の予定価格に関する規程の整備																								
	随意契約の乱用																								
	企画提案書提出方式の事務手続規程の整備																								
	企画提案書提出方式の選考委員会メンバー										意 11	意 13	意 15												
	随意契約指針の改定																								

意…意見、結…監査の結果

		20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36		
		業務委託 4級基準点及び境界線測量	用地測量業務委託 (健康福祉村大袋線)	橋梁補修設計業務 (念佛橋外4橋)	橋梁耐震設計業務 (堂面橋)	増森工業団地調整池	設計業務 千足幹線排水路整備に伴う	測量業務委託 大場落し排水機場等維持管理	業務委託	駅前広場等清掃業務委託	公園清掃委託	測量業務委託 (仮称)記島河原公園	科学技術体験センター 管理運営等委託料	大道遺跡発掘調査測量等業務 (第3調査区)	設計業務 越谷市立川柳小学校増築工事	学校給食配送車運行業務委託	越谷市立小中学校外国語指導事業	学校系サーバ機器等	校内系小学校IDC業務委託	
委託業務の設計	競争契約への移行														意 44	意 46				
	予算執行何書の根拠条文																	結 11		
	随意契約理由の明示														結 9					
	契約期間の短縮							意 34												
	前払根拠の明文化											意 42								
	複数事業者が参加できる 仕組み作り																		意 48	
	仕様書の具体化																			
	仕様書の記載内容																			
	複数年度契約での事務効率化・ 経費削減の検討																			
	契約単位			意 28												意 45				
	複数事業実施による効率性																			
	複数の委託事業がある場合の 業務標準化																			
	業務見積時間算定の考慮事項									意 37										
選定手続	作業開始前の契約締結																			
	時間あたり作業単価の適正性								結 6	結 7										
契約額	予定価格積算方法の明記																			
	予定価格積算																結 10	結 12		
	参考見積りの徴求											意 41								
	複数見積りの徴求			意 30					意 36	意 39										
再委託	再委託承認申請書の入手			結 5								結 8								
実施後の評価	委託先従業員の地位確認																			
	委託先が支払った賃金額の確認																			
	積算単価の確認		意 27	意 29	意 31	意 32	意 33													
	収支報告書の入手・分析											意 43								
改善行動	就業報告書の事後的な検討								意 38											
	業務コストに関する資料作成							意 35												
	予算と実績の分析・評価																			
	アンケートの実施									意 40										
その他	競争入札の予定価格に関する規程の整備																		意 49	
	随意契約の乱用																		結 13	
	企画提案書提出方式の事務手続規程の整備																		結 14	
	企画提案書提出方式の選考委員会メンバー																			
	随意契約指針の更新																		意 47	

意…意見、結…監査の結果

Ⅷ.「監査の結果」と「意見」の一覧表

1.「監査の結果」の一覧表

記載箇所	項目	内容
Ⅵ. 各論		
福祉部 生活福祉課		
(10) 生活困窮者子どもの学習支援事業		
(キ) 利用者側の感想・要望の把握	【監査の結果 1】仕様書記載の具体化	仕様書には、受注者による役務提供項目は列挙されているが、具体的な内容が明確でない(学習教室の開催場所の数、保護者への進路助言等についてはその対象者数及びその頻度、家庭訪問や相談についてもその対象者数及びその頻度等)。具体的サービス内容を定める必要がある。
環境経済部 リサイクルプラザ		
(17) 可燃物収集運搬業務委託		
(キ) 予定価格の設定	【監査の結果 2】「受託業務を遂行するに足りる額(予定価格)」の設定	「受託業務を遂行するに足りる額(予定価格)」の設定にあたって使用される車両経費、人件費、一日当たりの作業時間などが実績と乖離している。実態に合わせるとともに、非公表の「受託業務を遂行するに足りる額(予定価格)」が容易に推測されないようにするために、「受託業務を遂行するに足りる額(予定価格)」の設定方法を見直すべきである。
(ク) 委託先からの実績報告	【監査の結果 3】業務実施後の評価	次年度以降の「受託業務を遂行するに足りる額(予定価格)」設定に役立てるために業務実施後に予算と実績を分析し事業を評価するべきである。
(18) リサイクルプラザ資源化施設運転管理等業務委託		
(オ) 再委託の状況・管理	【監査の結果 4】再委託承諾書の徴求	再委託手続の遵守を委託先に徹底させるとともに、委託先による再委託先管理の強化、市による再委託先のモニタリング等を適正に行う必要がある。再委託承諾書の提出がない現在の状況では、市は再委託先を適切にモニタリングできない可能性がある。業務委託契約約款のとおり再委託承諾書を徴求するべきである。
建設部 道路建設課		
(22) 橋梁補修設計業務委託(念佛橋外4橋)		
(キ) 再委託	【監査の結果 5】再委託の承認	本業務については、業務受託先から第三者に対して再委託されているが、当該再委託について、業務委託契約約款第3条に規定する市長の承認を得ていない。再委託承諾書による承認を受ける必要がある。
建設部 維持管理課		
(27) 駅前広場等清掃業務委託		
(カ) 時間あたり作業単価の適正性	【監査の結果 6】時間あたり作業単価の適正性	本業務の作業単価について、10月1日から3月31日のあいだ、当該単価が埼玉県 lowest賃金を下回っている。下期は埼玉県の改定後の最低賃金を参考とした時間あたり作業単価で算出された契約金額に変更するべきである。

記載箇所	項目	内容
都市整備部 公園緑地課		
(28) 公園清掃委託		
(オ) 時間あたり作業単価の適正性	【監査の結果 7】時間あたり作業単価の適正性	本業務の作業単価について、10月1日から3月31日のあいだ、当該単価が埼玉県 lowest賃金を下回っている。下期は埼玉県の改定後の最低賃金を参考とした時間あたり作業単価で算出された契約金額に変更するべきである。
教育総務部 生涯学習課		
(30) 科学技術体験センター管理運営等委託		
(カ) 再委託の手続	【監査の結果 8】再委託承認願の入手	本業務について、業務受託先から第三者に対し設備保守管理業務及び清掃業務が再委託されている。この再委託について、担当部署は委託先から再委託承認願を入手していない。再委託承認願の提出を求める必要がある。
学校教育部 給食課		
(33) 学校給食配送車運行業務委託		
(エ) 随意契約とした理由	【監査の結果 9】随意契約理由の明示	「随意契約の指針」Ⅲ随意契約執行要件6(7)に該当するとして随意契約とする場合には、損害を被る可能性が相当程度ある場合の該当性について、その理由とともに明示すべきである。
学校教育部 教育センター		
(35) 学校系サーバ機器等 I D C 業務委託 (長期継続契約)		
(ウ) 予定価格の積算	【監査の結果 10】予定価格に関する積算根拠の明確化	本件においては、見積書に、単価 9,330,000 円/月、数量 60 か月、金額 559,800,000 円と記載されているが、単価 9,330,000 円の積算の根拠は明示されていない。積算根拠を明確にする趣旨からは、単価の積算根拠も明確にすべきである。
(36) 校内系小学校 I D C 業務委託 (長期継続契約)		
(エ) 随意契約とした理由	【監査の結果 11】予算執行伺書の決裁における条文根拠	予算執行伺書における随意契約の理由として、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号が記載されている。1 号は少額な場合であり、越谷市の業務委託では 50 万円以下とされている。本件は 6 億円を超える契約のため 1 号には該当しない。予算執行伺書上の随意契約理由には正しい号数を記載する必要がある。
(オ) 予定価格の積算について	【監査の結果 12】予定価格積算根拠の明確化	本件においては、見積書に、単価 10,400,000 円/月、数量 60 か月、金額 624,000,000 (消費税込で 673,920,000 円) と記載されているが、単価 10,400,000 円の積算の根拠は明示されていない。単価の積算根拠も明確にすべきである。

記載箇所	項目	内容
Ⅶ. 監査結果のまとめ		
1. 全庁的に共通する事項		
(1) 随意契約の乱用	【監査の結果 13】随意契約の乱用	越谷市においては、多くの部局で随意契約の割合が高い。アンケート結果では、本来競争入札にできると思われる契約が随意契約とされていた例もあった。また、個別検証の結果でも、競争入札への移行が可能と考えられる契約が確認された。地方自治法上は、競争入札が原則である（地方自治法第 234 条第 1 項および第 2 項、および同施行令第 167 条の 2 第 1 項）ものの、越谷市の外部委託契約においては、随意契約が乱用されている。入札契約制度の趣旨に沿った運用を確保するため、競争入札を増やす必要がある。
(4) 公募型プロポーザル方式による随意契約の規程	【監査の結果 14】公募型プロポーザル方式の手続の規程化	公募型プロポーザル方式による随意契約については、契約事務手続きに関する規程等が存在しない。契約事務の透明性・公平性を確保し、事業者選定に対する市民及び事業者の信頼を得るとともに、遵守すべき基本事項と事務手続き等の標準例を示し、公募型プロポーザル方式の適切かつ円滑な運用を図るために、公募型プロポーザル方式による随意契約の契約事務手続きに関する規程を整備し、これに則って契約事務を履行することことを検討すべきである。

2. 「意見」の一覧表

記載箇所	項目	内容
VI. 各論		
行財政部 情報推進課		
(1) 内部事務システム構築業務委託 (平成 30 年度分)		
(カ) 機能要件追加に伴う契約変更について	【意見 1】 予定価格算定方法の明記	「随意契約事務の指針」によれば、予定価格は、同種の契約を参考に越谷市が独自に積算するのが原則であり、それができない場合に業者からの参考見積ることができる。本業務の価格上昇分額について、越谷市独自の積算は行われていない。越谷市独自の積算を行うことができず、業者からの見積りを積算金額として使用する場合には、その理由を明記することが望ましい。
(2) 市税電算委託		
(カ) 予定価格の設定	【意見 2】 積算金額の算定根拠	「随意契約事務の指針」によれば、予定価格は、同種の契約を参考に越谷市が独自に積算するのが原則であり、それができない場合に業者からの参考見積りにより積算できる旨が規定されている。越谷市独自に積算できず、業者からの見積りを積算金額として使用する場合には、その理由を明記することが望ましい。
(4) 新地域イントラネット保守委託 (長期継続契約)		
(イ) 契約の状況	【意見 3】 作業開始前の契約締結	平成 27 年 1 月 1 日から平成 31 年 12 月 31 日までを期間とする業務委託契約を平成 26 年 11 月 26 日に締結している。この期間が委託の保守運用期間となるためだが、委託先の作業は、仕様書のスケジュールどおり同年 7 月に開始されている。権利義務関係を明確にするために、契約は実質的作業の開始前に締結することが望ましい。
(エ) 随意契約とした理由	【意見 4】 複数の事業者が入札に参加できる仕組みづくり	AGS 株式会社との一者随意契約が 10 年以上の長期にわたっている。システムの仕様における越谷市特有の事情もあるが、各市町村で地方自治体の地域公共ネットワークとして共通点はあるはずである。入札で競争原理が働くように、債務負担行為の設定など複数の事業者が入札に参加可能な仕組みを整えることが望ましい。
総務部 庁舎管理課		
(5) 庁舎清掃業務委託契約		
(イ) 契約の状況	【意見 5】 複数年度契約の期間短縮化	本業務は、複数年度契約を締結している。市庁舎の清掃業務は、特段の設備投資を要する業務ではなく、3 年にわたる長期で契約すべき特殊性があるとは考えられない。年度当初から実施される業務であり、地方自治法第 234 条の 3 に基づき、「翌年度以降にわたり」契約する必要があることと、必要以上に長期間の契約とするのは異なる。競争性や経済性の確保も念頭に置いて 2 年もしくは単年度契約とすることも検討することが望ましい。

記載箇所	項目	内容
(イ) 契約の状況	【意見 6】複数年度契約と単年度契約における事務手続の効率性検証	複数年度契約の根拠として、担当部署は事務手続きの効率化を挙げているが、その検証作業として、単年度契約の場合と複数年度契約の場合とで、どの程度事務の効率化及び経費の削減が可能であったのかの比較検証資料作成が行われていない。これらの検証作業を行い、複数年契約とした目的が達成されているどうかを検討することが望ましい。
(イ) 契約の状況	【意見 7】委託先従業員の地位の確認	複数年度契約の根拠として、担当部署は労働者の雇用の安定化を挙げているが、その検証作業として、委託先の従業員の地位の確認（正規社員、契約社員、アルバイト、請負契約者のいずれかに該当するのか）が行われていない。これらの検証作業を行い、複数年契約とした目的が達成されているどうかを検討することが望ましい。
(エ) 指名競争入札とした理由	【意見 8】複数年契約とする目的達成のための入札条件	複数年契約の根拠として挙げられた理由のうち、雇用の安定化及び労働者に対する賃金の適正化を達成するためには、これらの条件を仕様書に加えることを検討することが望ましい。
(キ) 契約金額の推移	【意見 9】委託先が支払った賃金額の確認	複数年度契約の根拠として、担当部署は労働者に対する賃金の適正化を挙げているが、その検証作業として、委託先の受託事業についての収支報告（委託先が支払った賃金額の確認）が確認されていない。これらの検証作業を行い、複数年契約とした目的が達成されているどうかを検討することが望ましい。
市民協働部 市民活動支援課		
(7) 北部市民会館清掃業務委託（長期継続契約）		
(ウ) 指名競争入札の理由	【意見 10】一般競争入札への移行	業務の執行には誠実さが求められ、的確に業務を遂行することができる信頼のある業者と契約するという指名競争入札による理由は、原則通り一般競争入札とし、格付け、地域要件等で資格要件を設けることで達成できると考えられる。一般競争入札へ移行することが望ましい。
福祉部 生活福祉課		
(9) 生活困窮者自立相談支援事業業務委託		
(カ) 選考委員会のメンバーについて	【意見 11】選考委員会のメンバーについて	本件においては、選考委員会のメンバーは福祉部のものに限定されている。専門性、公平性、透明性を確保する観点からは、所管部以外も含めたメンバー構成を行うことが望まれる。
(キ) 利用者側の感想・要望の把握	【意見 12】利用者側へのアンケートの実施	本件は相談業務であるため、利用者側からの利用後の感想・要望等をヒアリングし、当該利用者にとって何が有用なサービスなのか等を分析して今後の業務に活用していくことが望まれる。
(10) 生活困窮者子どもの学習支援事業業務		

記載箇所	項目	内容
(カ) 選考委員会のメンバーについて	【意見 13】選考委員会のメンバーについて	本件においては、選考委員会のメンバーは福祉部のものに限定されている。したがって、専門性、公平性、透明性を確保する観点からは、所管部以外も含めたメンバー構成を行うことが望まれる。
(キ) 利用者側の感想・要望の把握	【意見 14】利用者側へのアンケートの実施	本件は相談業務であるため、利用者側からの利用後の感想・要望等をヒアリングし、当該利用者にとって何が有用なサービスなのか等を分析して今後の業務に活用していくことが望まれる。
(11) 被保護者就労支援事業業務委託		
(オ) 選考委員会のメンバーについて	【意見 15】選考委員会のメンバーについて	本件においては、選考委員会のメンバーは所管部である福祉部の者に限定されている。したがって、専門性、公平性、透明性を確保する観点からは、所管部以外の者も含めたメンバー構成にすることが望まれる。
(カ) 事業の効果測定	【意見 16】利用者アンケートの実施	本件は相談業務が主な業務であるため、利用者側からの利用後の感想・要望等をヒアリングし、当該利用者にとって何が有用なサービスなのか等を分析して今後の業務に活用していくことが望まれる。
福祉部 障害福祉課		
(12) 越谷市障害者等相談支援事業業務委託		
(オ) 事業の効果測定	【意見 17】利用者アンケートの実施	利用者アンケートを実施するよう促し、結果の提示をもとめ、サービスの改善に努めるべきである。仕様書に基づく定量情報のみならず、利用者の声であるアンケートに基づく情報を入手し、利用者の要望を反映させるよう継続的な改善に活かすよう努めることが望ましい。
(13) 越谷市コミュニケーション支援事業委託		
(カ) 実績値の検討	【意見 18】収支報告書の入手、分析	越谷市社会福祉協議会から、本事業にかかる予算実績比較表が入手されていない。当初の予定価格が適正だったのかを確認するためにも、次年度委託料の積算に役立てるためにも、課のモニタリング資料として収支報告書を入手し、分析することが望ましい。
(14) 障がい者就労支援事業委託		
(オ) 事業の効果測定	【意見 19】利用者アンケートの実施	本件は相談業務が主な業務であるため、利用者側からの利用後の感想・要望等をヒアリングし、当該利用者にとって何が有用なサービスなのか等を分析して今後の業務に活用していくことが望まれる。
(カ) 実績値の検討	【意見 20】収支報告書の入手、分析	越谷市社会福祉協議会から、本事業にかかる予算実績比較表が入手されていない。当初の予定価格が適正だったのかを確認するためにも、次年度委託料の積算に役立てるためにも、課のモニタリング資料として収支報告書を入手し、分析することが望ましい。

記載箇所	項目	内容
(15) 成年後見事業委託		
(カ) 予定価格の設定	【意見 21】適切な見積による予定価格の算定	予定価格は予算額に基づき設定しているため、契約金額と予定価格が一致している。適正な取引価格、事業の継続性を考えた場合、特定業務の予定価格は適正に見積る必要がある。本業務は、市民からの成年後見の相談・問合せであり、業務範囲・業務量に応じて予定価格を設定するべきである。
福祉部 地域包括ケア推進課		
(16) 越谷市助け合いの仕組みづくり事業（高齢者の居場所づくり事業）運営事務委託		
(カ) 前払金取引	【意見 22】前払金取引	地方公共団体が締結する契約は、契約の相手方の給付が完了した後に代金を支払うのが原則である。本業務は、例外的な前払い契約であるため、担当部署は合理性や真実性を示す根拠となる文書を残す必要がある。
(キ) 資金収支計算書	【意見 23】実際発生額による予算・実績比較	業務コストを適切に予算・実績を比較するため、担当部署は、委託先法人から実際に発生したコストを集計した資金収支計算書を入手し、適切に予算・実績を比較することが望ましい。
(ケ) 経費効率	【意見 24】複数事業の実施による経理効率の検討	事業活動の実施にあたり関連する複数の事業を同時に実施することが事業活動の効率性の向上に資するかどうか検討することが望ましい。
環境経済部 リサイクルプラザ		
(17) 可燃物収集運搬業務委託		
(カ) 契約形態の再検討	【意見 25】契約方法変更の検討	業務の公共性と公正な取引環境整備の観点から、本業務の契約形態を随意契約から一般競争入札に変更できないか検討することが望ましい。
(ケ) 各業務委託契約における業務の平準化について	【意見 26】各業務委託契約における業務の平準化	各区域の業務の平準化により、コストダウンを図れるかどうかについて検討をする余地があると考ええる。例えば、収集区域の見直し、収集方法の変更、集積所の変更などによって業務の平準化を図る余地があるかどうかを検討することが望ましい。
建設部 道路建設課		
(21) 用地測量業務委託（健康福祉村大袋線）		
(オ) 積算単価の確認	【意見 27】積算単価の確認	業務実施報告書に技術者の職種別に作業日数の報告を含める等、適切な職種の技術者により業務が実施されたことを確認することが望ましい。
(22) 橋梁補修設計業務委託（念佛橋外 4 橋）		
(オ) 委託の範囲	【意見 28】委託業務の範囲	本業務の委託の範囲は、念佛橋外 4 橋であるが、当該 5 橋のうち、特定の 1 橋（大砂橋）については、他の 4 橋とその規模・供用年数・損傷内容が異なる。対象となる橋の性質が異なることが明らかな場合には、当該橋を含めて委託を行う場合の経済合理性を参考見積書の入手等により確認することが望ましい。

記載箇所	項目	内容
(カ) 積算単価の確認	【意見 29】積算単価の確認	管理技術者・照査技術者以外の職種に従事する技術者の資格確認等が行われていない。委託業務が適切な職種の属する技術者により実施されていることを確認するために、業務実施報告書で技術者の職種別の作業日数の報告を含めることが望ましい。
(キ) 再委託	【意見 30】再委託にかかる複数見積の徴求	本業務は、契約が変更され、追加的に塗膜含有量試験が実施されている。当該試験について、受託者は他の業者に再委託している。この再委託業務について金額が適切かどうか検討されていない。契約変更した再委託業務について、複数業者から参考見積書を入手することが望ましい。
(23) 橋梁耐震設計業務委託（堂面橋）		
(オ) 積算単価の確認	【意見 31】積算単価の確認	管理技術者・照査技術者以外の職種に従事する技術者の資格が確認されていない。委託業務が適切な職種の属する技術者により実施されていることを確認するために、業務実施報告書で技術者の職種別の作業日数の報告を含める等の対応が望まれる。
建設部 治水課		
(24) 増森工業団地調整池設計業務委託		
(オ) 積算単価の確認	【意見 32】積算単価の確認	管理技術者・照査技術者以外の職種に従事する技術者の資格確認等が行われていない。委託業務が適切な職種の属する技術者により実施されていることを確認するために、業務実施報告書で技術者の職種別の作業日数の報告を含めることが望ましい。
(25) 千疋幹線排水路整備に伴う測量業務委託		
(カ) 積算単価の確認	【意見 33】積算単価の確認	管理技術者・照査技術者以外の職種に従事する技術者の資格確認等が行われていない。委託業務が適切な職種の属する技術者により実施されていることを確認するために、業務実施報告書で技術者の職種別の作業日数の報告を含める等の対応が望ましい。
(26) 大場落し排水機場等維持管理業務委託（長期継続契約）		
(イ) 契約の状況	【意見 34】複数年度契約からの単年度契約への移行	日本環境クリアー株式会社との契約は長期間かつ多額である。競争性や経済性の確保を念頭に置いて2年もしくは単年度契約化への移行を検討することが望ましい。
(カ) 契約金額の推移	【意見 35】業務コストに関する資料作成	排水機場・ポンプ場は、その規模が異なり、単純に1機場当たりコストで期間比較はできないが、長期継続契約においても業務コストを継続して低減できるよう、コスト情報に関する資料を作成することが望まれる。
建設部 維持管理課		
(27) 駅前広場等清掃業務委託		
(オ) 予定価格	【意見 36】参考見積書の入手による客	本業務は、長年にわたり、同一先に委託している。本業務の委託理由に経済性が挙げられているが、民間業者から参考見積は入手しておらず、客観的に経済性が

記載箇所	項目	内容
	観的な経済性の確認	確認されていない。契約の経済合理性を確認するために、複数業者から参考見積書を入手することが望ましい。
(キ) 年間時間数の見積について	【意見 37】清掃業務見積時間算定の考慮事項	駅前広場のゴミの清掃業務は、乗降客数とある程度は相関関係を持つと考えられる。駅ごとの作業時間を算定する際に乗降客数も考慮に入れることが望ましい。
(ク) 就業報告書について	【意見 38】就業報告書の事後的な検討	市が入手している就業報告書には、作業内容の詳細な記載はない。実際の作業内容を把握することで、仕様書の時間見積りの適正性を検証できる。就業報告書に作業内容の記載を求めることを検討することが望ましい。
都市整備部 公園緑地課		
(28) 公園清掃委託		
(エ) 随意契約とした理由	【意見 39】参考見積書の入手による客観的な経済性の確認	本業務は、長年にわたり、同一先に委託している。本業務の委託理由に経済性が挙げられているが、民間業者から参考見積は入手しておらず、客観的に経済性が確認されていない。契約の経済合理性を確認するために、複数業者から参考見積書を入手することが望ましい。
(カ) アンケート等による委託業務の実施結果の評価	【意見 40】アンケート等の実施	本業務は、越谷市の公園等 143 か所の公園清掃業務委託であり、市民生活に密接な業務といえる。定期的に公園等の利用者に対するアンケートを行い、利用者の満足度を調査するべきである。
教育総務部 生涯学習課		
(30) 科学技術体験センター管理運営等委託		
(オ) 契約金額	【意見 41】参考見積の徴求	本委託業務の予定価格は、公益財団法人越谷市施設管理公社の見積金額に基づき、決定されている。この見積金額のうち委託費 15,470,000 円（平成 30 年度予算）は、設備保守管理業務及び清掃業務委託費である。契約金額の当該部分の適正性を確認するために、多数存在するこれらの他事業者から参考見積を入手することが望ましい。
(キ) 前払金取引	【意見 42】前払金取引	本業務について、(公財)越谷市施設管理公社と前払契約を締結し、年間の契約金額を平成 30 年 4 月 11 日に同法人に支払っている。地方公共団体が締結する契約では、契約相手の給付が完了した後に代金を支払うのが原則である。例外的な前払契約について、担当課は例外の前払が許容される理由を明文化することが望ましい。
(ク) 事業報告書の収益計上額との関係	【意見 43】収支報告の入手	本業務について、(公)越谷市施設管理公社から収支報告が入手されていない。契約金額が適正に算定されたかを検証するためにも、収支報告書の提出を求めることが望ましい。

記載箇所	項目	内容
学校教育部 給食課		
(33) 学校給食配送車運行業務委託		
(オ) 契約方法の変更	【意見 44】競争契約への移行	4 月 1 日開始の本契約について、債務負担行為による予算措置を図ることで、競争入札とすることを検討することが望ましい。
(オ) 契約方法の変更	【意見 45】契約単位の検討	委託の対象業務については、可能な限り分離・分割して発注するよう努めることを前提に、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割できる業務については、分離分割発注が経済的合理性・公正性等に反しないかどうかを十分検討することが望ましい。
学校教育部 指導課		
(34) 越谷市立小中学校外国語指導事業委託		
(エ) 入札結果	【意見 46】条件付一般競争入札への変更	指名競争入札である本件は、予定価格が 20,000 千円を超えるため 8 者以上の指名業者数が必要となるが、結果として入札業者が 3 者のみであった。実質的には契約規模に見合った指名業者を確保できていない。指名競争入札の理由である、誠実な業者の選定・質の高い事業の確保という目的は、原則通り一般競争入札とし、格付け等を用いて資格要件をつけることで、達成できると考えられる。条件付一般競争入札に変更することが望ましい。
Ⅶ. 監査結果のまとめ		
1. 全庁的に共通する事項		
(2) 随意契約事務の指針	【意見 47】随意契約事務の指針の更新	随意契約事務の指針において、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号から第 9 号の定義を明確にし、主な例に記載されていないが、委託業務全体に対する金額的割合が大きいと重要な契約類型については、「随意契約事務の指針」Ⅲで主な例として記載することが望ましい。
(3) 複数見積りを徴求できる仕組み作り	【意見 48】複数見積りを徴求できる仕組み作り	越谷市においては、見積書を 1 者からしか徴求していない随意契約、いわゆる一者随意契約が多い。一者随意契約は、1 者からしか見積書を徴求せずに契約するため、価格面などを他の事業者を比較して選択する競争性がないことになる。債務負担行為を設定する等の仕組みにより競争入札に変更できる契約は、競争性を高めるために複数事業者から見積りを徴求できる仕組みを作ることが望まれる。
(5) 競争入札の予定価格に関する規程の整備	【意見 49】競争入札の予定価格に関する規程の整備	一般競争入札及び指名競争入札の予定価格の策定に際して実務上基づくべき規程を整備することが望まれる。

以上